

平成23年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成23年12月13日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年12月18日	9時00分	議長	後藤信八	
及び宣告	延会	平成23年12月18日	16時39分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	11番	林博文	12番	松石信男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	大串和人	こども課長	毛利俊治		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課参事	内山十郎		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	内山敏行		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 林 博文

- (1) 消防行政について
- (2) 一般行政について

2. 松石信男

- (1) 高齢者が安心できる介護保険制度に
- (2) 協働のまちづくりについて
- (3) 暴力団排除条例の制定について

3. 河野保久

- (1) きのくに祭りについて
- (2) 民俗芸能について

4. 品川義則

- (1) 佐賀県原子力災害暫定行動計画について
- (2) 東日本大震災ガレキ受け入れに関して
- (3) 農政について

5. 木村照夫

- (1) 職員の人材育成はどの様に実施しているのか
- (2) 観光施設の水車を整備せよ
- (3) 町営キャンプ場の有効活用を図れ

6. 片山一儀

- (1) 小森町政8年間を省みて
- (2) 基山町政の方向性について

～午前9時 開議～

○議長（後藤信八君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、林博文議員の一般質問を行います。林博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員の林博文でございます。年末の日曜日の朝一番の質問ということで、早くから傍聴にお越しをいただきましてありがとうございます。開かれた議会として、今回の12月議会より休日議会が開催されております。

それでは、通告をいたしておりました質問事項の2項目について、1の消防行政について、2の一般行政について質問をいたします。

それでは、質問事項1の消防行政についてであります。基山町の消防団は全国でも名の通ったすばらしい消防団であります。庁舎1階に入りますと、右手のほうに特別表彰として、平成10年には日本消防協会会長表彰を受けられ、最高の荣誉賞のまといを授与されてあります。また、基山町婦人消防隊は、全国婦人消防操法大会に特別演技として模範操法を披露され、これまた日本消防協会会長より感謝状が贈られ、表彰状が飾られておるところであります。町民の皆さんの誇りでもあります。基山町の消防団、日夜、町民の方々の生命、財産、身体を守るという使命感のもとに努力をいただいております。感謝を申し上げます。

そこで質問に移りますが、質問要旨1の基山町の非常備消防の地域消防団員等の組織運営について。時代の流れと申しますか、現在、基山町も少子・高齢化が進んでおりますので、その実態に合った見直しをしてはどうかということでもあります。そういうことから質問の事項に移らせていただきますが、アの町内の消防団員の年間出席、出動の状況はということ、22年、23年度の実績、アの年間行事に対する団員の出席人員はどうかということ、各行事、また各部の出席人員を行事ごとに説明ください。

イの年間緊急火災とか災害、昼間とか夜間による団員の出動人員状況はということ、

90%以上、ほとんどの方がサラリーマンでありますので、こういうふうな夜間とか昼間等の緊急どきの火災とか、災害とかの出動がどうなっておるのかということをお聞きしたいということでもあります。

次の大きい2番については、消防団員の町内全体の団員数はということでございます。

そこで、アの各部の団員数は1部から9部まで各部ごとに説明をお願いしたい。

また、イの各部対象に対する世帯数はということで、基山町全体も私が見たところばらばらで、多いところ、少ないところ、本当にあるわけですので、その辺についても説明をお願いしたい。

また、ウの地域消防の各部の団員数はどのような基準で団員定数を定めてあるのかということでもあります。

次は、エは各区で毎月、各家庭から出費されている消防費の実態はということで、各部ごとにお示しをお願いしたい。

また、オの町の消防団員の組織運営はどのような規定になっているのかということで、条例とか規定とか基山町にもあるわけですが、アの団員の年齢、またイの大学生などの入団もできるのか。また、いろんな条件等があるかと思いますが、このほかにいろんな規定があれば説明をしていただきたい。

カの各部の消防団員入退団に対しまして、対象者がその地域の消防団に入らないときは、年間に10千円とか5千円とか何万円とか、出不足金を徴収されていると聞いておりますが、実態はどうかということでございます。この出不足金についても本当に納められればやらないでいいか。サラリーマンですので、大変勤務の状態もあって、お金を払えば入らないでいいというような実態もあるかと思いますが、その辺についての町の調査についてお示しをいただきたいというふうに思います。

次に、基山町が鳥栖・三養基地区消防事務組合に支払われている負担金の総額は年間幾らかということでございます。これについては常備消防費ということになりますが、その総額を教えてください。

クの地域消防団への支払い状況はということで、(ア)の各部の運営費等の支払い実態、また(イ)の行事の出席、緊急どきの出動手当の実態はということで、規定なり条例でもうたわれておると思いますが、その出動手当の金額等もお示しいただければというふうに思います。(ウ)の消防団長、また各部への報酬及び手当の支払いの状況はということです。(エ)は消防

団員、退職ときによる退職金の支払い状況、これは年数と支払金の額をお示しいただきたい。

ケの町内の各部で規約なり規定を定めてある部がありますかということで、現在、5部のほうでも区長、組長、運営委員会の中で、この件についても検討中でありますので、ほかの部があれば教えていただきたいということであります。

次に、質問事項の一般行政についてであります、(1)の県の滞納整理推進機構への参加についてであります、納税の公平性を図るためにも、今年9月の議会での平成22年度決算特別委員会の審査報告でもありましたように、納税の延滞額及び不納欠損の増加について、町税の徴収体制のあり方や、今回の質問でも通告しております佐賀県の滞納整理推進機構への加入についてただされております。この参加、加入については、今後の検討課題ということであったかと思いますが、説明を受けたいというふうに思っておるところであります、アの滞納整理推進機構の内容はということで御説明をお願いしたい。

それから、イの基山町の20年、21年、22年度の税及び使用料金の延滞金額はということで、項目ごとに、また年度ごとにそれぞれ町税の個人住民税、それから固定資産税、国保税、保育料、住宅使用料等をお示しいただきたい。

ウの町での各項目に対する滞納、延滞についての納税及び使用料等の交渉や差し押さえなどの滞納整理については、どのような手順で取り組まれているのかということで、例を挙げて説明し、その成果はどうなっていますかということです。

また、エの町内の各税等の徴収は、年々滞納が増加しておるわけですが、これから先、徴収率低下は避けられないというふうに思うわけですが、法的手続などについては、町はどのように対応されているのかということで、職員の教育、また滞納者の交渉手続等の勉強会等のそういうのが現在行われておれば、説明をいただきたいということであります。

そういうことから、1回目の質問を終わらせていただきます。御答弁のほう、よろしくお願いたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。早速ですけれども、林博文議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、1項目めの消防行政についてでございます。

(1) 基山町の地域消防団員の全般的な見直しをしてはということです。

その中で、アの町内の消防団員の年間出席、出動の状況は、22、23年度の実績ということです。さらに(ア)で、年間行事に対する団員の出席人数はと、各行事及び各部の出席人員を各行事ごとにということをございますけれども、年間行事に対する出席人員は入退団式、教養訓練、夏季訓練、秋季訓練、年末警戒、出初式、春季訓練となっております。

なお、1日、15日の定例出動、そして緊急出動などは次のとおりということをございます。平成22年度実績をございます。これは年間計をございます。本団が65人、本部が306人、1部が410人、2部が280人、3部が446人、それから4部が344人、5部が243人、7部が213人、8部が395人、9部が290人、女性部が221人の合計3,213人をございます。そして、平成23年度の実績をございますけれども、これはまだ4月から11月までの間をございます。本団が36人、本部が202人、1部が295人、2部が156人、3部が299人、4部が238人、5部が158人、7部が145人、8部が325人、9部が194人、女性部が149人で、合計2,197人をございます。

次に、(イ)としまして、年間緊急火災、災害等の昼間、夜間時による団員の出動人員状況はということをございます。一番最近の火災による夜間出動は平成23年7月20日に第7区の上野地区の資材置き場で火災が起こり、出動しておりますが、20時40分ごろ発生し、23時41分に鎮火しました。その際の出動人員は99名で、女性部を除く消防団員数が172名ですので、約6割の出動でありました。昼間では、平成19年12月27日に長野の工業団地で火災が起こり、出動しております。12時5分ごろ発生して、13時20分に鎮火しております。出動人数は61名でありました。

それから、今度はイの消防団員の町内全体の団員数はございます。 (1)各部の団員数ということで、本団が3名、本部が10名、1部が30名、2部が16名、3部が21名、4部が15名、5部が18名、7部が19名、8部が23名、9部が17名、女性部14名となっております。

(イ)その各部対象に係る世帯数をございます。平成23年11月30日現在で1部が3区の447世帯、8区の282世帯、9区の716世帯、12区の372世帯、合計で1,817世帯となります。2部は、1区の374世帯、11区の609世帯、合計で983世帯。3部は2区の385世帯、4部は4区の206世帯、5部が6区のうち9部の担当以外190世帯、それから7部が7区の251世帯、8部は5区の286世帯、10区の336世帯、13区の297世帯、合計の919世帯をございます。それから、9部は6区のうち5部の担当以外が99世帯、14区が254世帯、15区が271世帯、16区が

434世帯、17区が511世帯、合計で1,569世帯となっております。

次に、ウの地域消防の各部の団員数はどのような基準で団員定数を決めてあるかということですが、消防力の整備指針、第29条、消防ポンプ自動車の搭乗員等及び第38条の消防団の業務及び人数の総数により定めております。

それから、エの各区で毎月各世帯から出費されている消防費の実態はということでございます。6区の5部が500円、これは月1戸当たりということ、あと以下ずっとそういうことでございますが、9部が100円、それから14区が100円、15区が100円、16区が100円、17区が100円となっております。

オの町の消防団員の組織運営はどのような規定になっておるか。(ア)の団員の年齢でございますが、満20歳以上のものとなっております。

それから、(イ)の大学生等の入団でございます。職業等については定めがないため、消防団員としての出動ができるのであれば可能であります。

それから、カの各部の消防団員入団者対象者がその地域の消防に入らないときには出不足金をどうしておるかということでございます。これは年でございますけれども、3区が3千円、5区が10千円、9区が3千円、4区が10千円、8区が3千円、12区が3千円となっております。

キの基山町が鳥栖・三養基地区消防事務組合に支払っている負担金の総額でございますが、いわゆる常備消防費ということですが、平成22年度決算で225,594,925円です。平成23年度予算では224,876千円となっております。

クの地域消防団員への支払状況ということで、(ア)の各部への運営費等の支払い実態です。基山町消防団各部運営費補助金の支給に関する要綱第2条により補助金を支払っており、平成22年度においては本団が51千円、本部が324,700円、1部が347千円、2部が236,200円、3部が366,300円、4部が280,100円、5部が201,100円でございます。7部が205,300円、8部が337,700円、9部が240,200円、女性部が254,800円、総額の2,838,100円となっております。

(イ)の行事の出席、緊急時の出動手当の状態、実態ということでございますが、基山町消防団の年間行事につきましては、基山町消防団各部運営費補助金によって支払っております。それ以外の緊急時の出動は基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例により、1回の出動につき1人当たり2,300円支給しております。

それから、(ウ)消防団長、各部長への報酬及び手当の支払い状況ですけれども、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例により定められており、消防団長202,500円——年間です。それから、消防副団長139,500円、それから消防本部長71,700円、消防部長48,400円、消防班長12,300円、消防団員9,500円を支払っております。

(エ)の消防団員退職時における退職金の支払い状況ということでございます。退職金については次のとおりでございます。これは5年以上10年未満、それからあと5年刻みにいたしております。それによって御説明します。団長が5年から10年の間の方は189千円、そして294千円、409千円、544千円、729千円、30年以上になりますと929千円でございます。副団長が179千円、279千円、379千円、484千円、659千円、そして859千円、部長及び班長は154千円、233千円、308千円、388千円、それから514千円、684千円となります。団員が144千円、214千円、284千円、359千円、469千円、そして30年以上は639千円でございます。

ケの町内の各部で規約あるいは規定を決めてある部がありますかというお尋ねですが、これは8部が決めてあります。

それから、2の一般行政についてでございます。

(1)県滞納整理推進機構への参加についてということで、アの滞納整理推進機構の内容はということです。佐賀県滞納整理推進機構は県と市町が連携して、個人住民税や固定資産税等の滞納額を減らす目的で、平成21年4月に3年間の期限つきで新設をされました。現在、機構には17の市町が参加し、市町から14人、県から4人が派遣されています。本年、税収確保と収入未済額の縮減、滞納整理手法の実践を目指す組織の確立という2つの目的を持って、さらに平成24年度から平成26年度までの3年間設置することが決まりました。機構では特定滞納案件を処理する組織として対策室が置かれ、市町派遣職員と県職員による個人住民税等の共同徴収が実施をされます。

イの基山町の20、21、22年度の税及び使用料金等滞納金額ということでございます。まず、町民税でございますが、20年度が26,631,397円、平成21年度が29,521,653円、平成22年度29,676,950円です。固定資産税が20年度は22,028,623円、21年度は24,382,558円、それから22年度は2,627,253円でございます。国民健康保険税で20年度が5,586,584円、それから21年度は67,116,275円、それから22年度は72,206,646円、住宅使用料が2,630,222円、21年度が3,656,422円、22年度は3,453,922円。保育料でございます。20年度が5,340,150円、21年度は7,090,350円、22年度が7,421,050円となっております。

ウの町での各項目に対する滞納、延滞についての納税及び使用料等の交渉や差し押さえなどの整理についてどのような手順で取り組んでおるかということです。納税義務者が納期限までに納付しないときは地方税法の定めにより、納期限後20日以内に書面により督促状を発送しなければなりません。督促状が納税義務者へ発送されても納付が確認できない場合には、電話催告、文書催告、あるいは臨戸徴収により滞納者と接触し、納付を促しております。

納税相談に応じない者、納付しない者については、基山町では文書による2次催告を経た後、預金、年金給与等の財産調査を行います。財産があった場合は、再び文書催告を発送し、納税相談に応じない場合は差し押さえとなります。

その差し押さえ額でございますが、平成20年度は件数が50件でございます、換価額が2,320千円、21年度は29件で3,504千円、それから22年度は33件で2,803千円でございます。

エの町内の各税等の徴収は年々滞納が増加し、徴収率の低下が避けられないと思うが、法的手段については、町はどのように対応するのかということです。職員の教育及び滞納者の交渉手続の勉強会ということでございますが、人事異動による影響を軽減するため、基山町では徴収マニュアルを作成しており、法的手段も含めマニュアルを参考に徴収事務を行っております。

徴収事務の研修会等は佐賀県の税務担当部局や国保担当部局で行われており、積極的に参加をいたしております。ほかにも国民健康保険連合会で行われる個別相談へも参加し、アドバイスを受けておるということでございます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

詳細について御説明をいただきました。それでは、一問一答式で2回目の質問に移ります。

消防行政については、5年前にも私は質問をさせていただきましたが、基山町も常備消防ができております。その関係で、地域の非常備消防等については本当に見直す時期も来ておるんじゃないかということで、約5年前にも質問したことがあります。だんだんやっぱり複雑になって、ほとんどの団員の方がサラリーマンということで、今お示しがありましたように、年間の行事である、今回また1月9日には出初め式があるわけですが、第5部の隊員についても、5部は18人ですけれども、2列か3列ぐらいしか出席されないという状況です。

ので、こういうのを見直したらどうかということの質問でありますので、その点についてもひとつよろしくをお願いします。

早速ですが、年間の行事については前もって日曜日などわかっておるわけですが、それにもかかわらず、やっぱり団員のいろんな都合により出席者が少ないということでもあります。先ほどから、それぞれの人員を訓練なり、また入退団式等、年末警戒等、説明してもらいましたが、そういうふうな状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことから、イの年間緊急どき、消防団員についてはこういうふうな訓練とか入退団式、それぞれの行事も必要であります。しかし、やはり火災とか災害のときの昼間とか、あるいは夜間とかの出動が一番の消防団員の發揮するところではありますが、夜なり昼についてはやっぱり3割から5割、約半分ぐらいしか出動できないというのが現状です。そういうことで消防団員の町内全体の団員数は何名ですか、担当課長。条例で決めてある消防団員の……。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

消防団員数は197名でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基山町消防団員の条例について、団員の定数は今説明がありましたように197名ですが、確保の団員数ですけれども、これについては1部から9部、先ほど町長から説明がありましたが、これをみんな足して女性部を引きますと、170名ぐらいしかならないわけですけれども、こういうふうな差はどこから出てきておるわけですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

消防団員数につきましては、先ほど町長のほうがお答えいたしましたように、消防各団員、各部の合計、それから女性部を入れた数字となっております。それが合計の197名でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに197名でありますけど、本部からさっきの女性部の14名までを足しますと、186名しかなりませんが、各団員の部の配置についてですけれども、少ないのはどこの部が少ないわけですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど197名につきましては、各部の上限の数字で示しております。各部それに見合うように団員の確保を努力はされておりますけれども、中にはやっぱりその定数に達していないところもあります。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことであれば、確かに後でも申しますが、団員確保というのが大変問題になっておるところでございます。そういうことから、確保の団員数と次のイの各部に対する関係する世帯はということちょっと質問に移らせていただきますが、それこそ消防委員会のほうでも相当検討されておりますが、こういうふうな1部から9部までの各部落ですね。1区、2区、3区、4区、17区まであるわけですが、その世帯数と人員割についてはどこでこういうふうな形の検討をされておるわけですか。

例えば、先ほど、次のところでも地域消防の各部の団員数はどのような基準で団員定数を定めてあるかということの質問にも入るかと思いますが、一番少ないところが6区の9部のけると190世帯ですね。9部になりますと、また1部になりますと、1,817世帯のうちの1部は30人、また9部については6区の白坂地区、また、けやき台の4区を合わせますと、1,569世帯ということで説明を受けました。そういうふうな不同があるわけですが、この中から団員数を決めてあるわけですが、私はここについてはこういうふうな実態についてはおかしいと思いますが、担当課長はどう思われますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

御指摘いただいております団員数につきましては、先ほど町長のほうが答弁しましたウの地域消防の各部の団員数はどのような基準で定めてあるのかというところでお答えしましたように、まず消防力の整備指針の第29条に、消防ポンプ自動車1台につき5名、その部分と第38条の大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数、これに対して、あと可住地等で補正をかけたりにしていくわけですけれども、山間部のほうになれば、家が散在したような形で集落等もあると思います。そういう場所については居住地を拡大したような面積になってきます。

一例で、5部をさせていただきますと、ポンプの操作人員、まず部長、それから部長補佐、班長、副班長、それぞれポンプ操作員等をして、5部の場合が10名になります。それから、先ほど言いました可住地、緊急災害時とか、そういうものも含めて、その部分を検討しますと、面積が1キロ平方メートルに対して補正率等を掛けると19という形で、そこで団員数が確定しますので、逆に言うと、密集している部分は可住地面積が狭くなりますので、その団員数は少なくなってくるようになります。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

各部に消防団がないということで、何年前から相当議論がなされて、例えば高島団地のほうは1区に入られたというようなこと、また、けやき台についても消防団がなかったから9区に入られたということでありますが、私はこの分け方については、本当におかしいというふうに思っておるところです。現在、そういうようなところから次の消防力の整備指針第29条ということと、第38条の消防団の業務ということの人員の総数による定めには、私は当てはまらないんじゃないかというふうに思うわけですが、これについては消防署の消防長から消防力整備指針ということで出されております。私はこれは常備消防関係の定数かなというふうなことで思っておるところであります、その点、どうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、常備消防と非常備消防につきましては、消防組織法第9条によりまして、基山町では常備消防である消防署と非常備消防で消防団を設けておりますので、まず常備消防である消防署は不意の事態に備えて、常に待機をいたしております。災害が発生した場合には、現場に急行し、消火活動、それから救急、救助活動、予防活動を行います。それから、非常備消防である消防団につきましては、消防署からの要請があった場合などは消防団員の指示により火災現場では消火活動、それから避難誘導、交通整理等、消防署の支援を行います。こういった観点の中で、先ほど言いました消防力の中から非常備消防に対しての定数は非常備消防のほうに該当いたしております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

要は、やはりこの消防費の負担関係、また地域によっての人員の配置ということが問題じゃないかということで、私は指摘するわけですが、次のエで各区で毎月各家庭から出費されている消防費の実態はということで各区ごとに出してくださいということですが、5部は月に各戸から500円なんです。9部はさっきも言いましたように、6区のうちの5部の担当以外のところということで、白坂地区——桜町ですか、99世帯のほかに、けやき台全4区、14区、15区、16区、17区、それで1,569世帯。また1部については、3区、8区、9区、12区、これで1,817世帯ですが、一番が1部です。1,817世帯、9部が1,569世帯、5部はそのうちの190世帯です。どう見ても、やっぱり消防団の運営等の各部のいろんな行事に対する負担なり、また経費についてが必要じゃないかということで、5部は月500円ということで、年間1戸から6千円の出費がなされておるところです。9部はそういうことで、けやき台については各100円ということになっておりますが、ほかの部は各戸から消防費というのは全然出されていないわけですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

各区から出されている分につきましては、うちのほうで調査した段階では先ほど町長のほうから言われた分を把握いたしております。ただ、これは条例でも決めているわけでもありませんし、各区の中での判断ですので、どういう形で消防のほうに負担されているのかとい

うのは、ちょっとうちのほうも今把握しているのは、こういう報告させていただいた分でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに私はやっぱり基山町全体の消防団員でありますので、公平性を保つためにも、町でこの辺については調整をとっていただきたい。また、町からそういうふうな指導を区割り分担とか、団数についても、団員の人員についても調整をとっていただいたらということでございます。

次の町の消防団の組織運営はどのような規定になっているかということで、団員の年齢ですが、これについては先ほど話されましたように、満20歳以上の者となっておりますということですが、上は決めていないわけですか、20歳から何歳までというようなことはありませんか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、先ほどの運営費につきましては、町のほうから調整するようなことは当然できないと思っております。そう言いますのは、先ほど、各部への運営費の支払実態はということで報告させていただきましたけれども、町としては各出動とかそういうのに対して各部に運営費として出しておりますので、その運営費の中だけの分が町の管轄だと思っております。

それと、あと条例では20歳以上ということで、上のほうについては申し合わせで35歳までというような年齢の制限はされておりますが、条例で制限はいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

満20歳以上のものとなっておりますということで、団員の年齢ですが、上についての35歳で一応退団ということがある程度なっておりますけれども、隊員の中で35歳以上の団員の方が基山町に大体どのくらいおられると思いますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

35歳につきましては、今調べた中では6名おられます。ただ、入団をされたときに35歳で、退団というか1年たって36歳の方が3名ぐらいだと思います。全体で6名です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことになりますと、私はちょっと9部のほうと、要は5部が6区管内で5部と9部がある関係で、ちょっと9部の方と大分話をさせてもらったことがあるわけですが、9部の方が今、定員が17名のうちにほとんどの方がけやき台で35歳が5割ぐらいおられるということを知ったわけですよ。なかなか団員を確保し切らないということではありますが、その実態は、私は基山の5部にもいらっしゃるということも聞きますが、その点どんなですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは団員の名簿の中から調査したところ、2部に1名、5部に1名、7部に2名、9部に2名という確認はいたしております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに少子化ということで、消防団員になり手がなくなっていくということで、本当に35歳以上の方も、そういうふうで団員に入られておるようですが、要は次の、やっぱり対象者がおって消防団員に入らない家庭が出不足を払ってでも、勤務の関係で出られないということで、区からさっき3区は3千円とか、5区は10千円、またそれぞれ12区も3千円とか、どこの部も取っておられるようですが、町長この実態について、やっぱり対象者がおって入らないところで1年間3千円か5千円払えば消防団に入らないでいいという、こういうふうな実態についてどう思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やっぱりそれは、本当に公平性というような観点からすれば、一律にとというようなことが望ましいのかもわかりませんが、やっぱり各部のいろいろな事情、考え方というものがありますものだから、それにそこまでこっちもまだ入り込んでどうこうすると、指導するとか何とかという話でもないと、各部にお任せしておるといふ状況でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

次の鳥栖・三養基地区消防事務組合が基山分署にもできたわけですが、これは平成7年の4月1日より、憩いの家の西側ですか、設置をされて出動されておりますが、そのとき、今まで私がいろんな質問した中で、こういうふうな実態が現在ずっと起きて、同僚議員なり、また先輩議員もこの消防関係については質問があつておるとは思いますが、そのときにやっぱりこういうふうな運営なり組織なり、改正を消防委員会ですなくてはならないというのが、相当検討課題として出ておったわけですが、正式に1回されたことがありますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、常備消防については、平成7年に基山町も分署のほうができております。そういう中でそういう検討がなされたかどうかというのは、うちのほうは確認をいたしておりませんが、ただ先ほど言いましたように、常備消防の業務の役割と非常備消防の役割については役割分担がはっきりしてございまして、その部分につきましては常備消防はあくまでも広域全体のこと。だから、基山町に分署ができたからといって、基山の末端までの災害等、それから火災等についてすべてをやるという業務ではありませんので、あくまでも先ほど業務を説明させていただいた内容で人員配備をいたしてあります。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

最後にですが、例えば消防関係についてですが、こういうふうな実態でありますので、6区が5部と9部と一緒になるというようなことで進めるということ運営委員会のほうでも

相当協議をされたこともあります——6区の運営委員会の中ですよ。そういうようなときにはどういうふうな手続で、例えば3部が小松と小原にあったのが、去年でしたか2区の公民館の横にきれいな消防小屋ができて、1つになったわけですが、6区も何とか5部と9部を一緒になしたいというふうに思っておるところですが、そういうふうな手続なり手順についてはどういうふうな手段で進めたらいいと思いますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、組織の変更については、当然消防委員会、それから皆さん方の意見もお聞きしなければいけないと思いますが、一番今、消防団員については認識を新たにされたのはやっぱり3月11日の東日本大震災における消防団員、それからそういった活動を目の当たりにされたことと思います。それからすると、やっぱり今は逆に末端まで行き届くような防災の組織づくりが望まれておりますので、その辺については逆に足りるのか足りないのかというと、逆に足りないのではないかというような認識も持っております。

もし、組織を変える場合は、やっぱり消防委員会のほうでいろいろ検討をお願いしていかなければならないと思っています。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに、こういうふうな世帯数割の部の関係、また団員数、そういうようなところについても本当に真剣に考えていただいて、各戸から出される消防費、また運営費、また出動関係の人員、そういうのを勘案したところで、十分協議をしていただきたいというふうに思っておるところですが、町長、この件について非常備消防の今の実態にあった団員、また世帯数割、やっぱりそういうのもひとつ公平に図っていただきたいということで、早急に区長なり、また団体長連絡会のほうの議題の中でも、こういうのを諮っていただきたいというふうに思いますが、その点、最後、消防関係についてはどんな思われますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やはり、これはもうとにかく総務課長も申しますように、地域に密着した防災、防火というようなことをございますので、やはり各地区でどうお考えになるのか、一緒にしたほうが良いというような、それが団員の総意というか、大方の考えということであれば、それは上げていただいて、また消防委員会でも諮ってという段取りだろうと思います。まずそっちのほうからかなという気が私はしております。それを町のほうから、消防委員会のほうからまとめようとか、分散させようとかというようなことでもないんじゃないでしょうか。私はそんな感じが今しております。そして、1つはやっぱり、むしろ本当に地域に密着した、まとめるというよりもきめ細やかなそういう体制をつくっていくというようなこと、そっちのほうは今考えられることかなと私も思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

時間の関係で、そういうことで、あとは十分実態に合った、また時代の流れとともにこの団員確保、またそういうものをひとつ検討していただきたい。

最後に、あと2分ですが、要は納税関係についてですけれども、確かに基山町は推進機構には現在入っておりません。20市町の中で鳥栖市と佐賀市と基山だけが入っていないというのであります。なぜ参加されなかったのか。また、確かに私は町民の方が延滞について交渉はなかなか職員が同じ町内で住む方であれば、しにくいだらうと思うわけですが、その点、町長、また不納欠損金関係も年間、毎年61件、多いところは1家庭で1,500千円ぐらいからあるわけですが、それを9,000千円ぐらいずつ欠損処分金で決算のとき落とされておるわけですが、私は税の公平性を保つためにも、こういうようなところに参加されたほうが良いというふうに思いますが、その点、町長、お考えは。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

とにかく世間一般、やっぱり非常に厳しい状況になってきておりますので、滞納額がふえる傾向にあるということ、これは何とか対処しなきゃいかんということでございます。それから、なぜ今まで加わらなかったかといいますと、やはり人員を派遣しなきゃいけないという、そういう前提があったもので、果たしてそれに見合うのかどうかというようないろんな

考え方も、それだけの効果があるのかというような、そういうふうなことも考えました。

しかしながら、あれが今度人員派遣はなくてもというようなこともありまして、来年度から一応基山も組織機構には加わると。そして、今おっしゃいました佐賀市だけが依然として入らないということですが、鳥栖市さん、唐津市さん……

○議長（後藤信八君）

町長、時間です。

○町長（小森純一君） 続

はい。うちも入るといような方向でいっております。

○11番（林 博文君）

どうもありがとうございました。質問を終わります。ちょっと時間が足りませんでした。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で林議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

～午前10時2分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。日本共産党基山町議団の松石信男でございます。私は町民こそが町政の主人公であるとの立場に立ちまして、3項目について町長並びに各課長にお伺いをいたします。

質問の第1ですけれども、介護保険法の改定と鳥栖地区広域市町村圏組合の第5期介護保険事業計画についてお尋ねをいたします。

ことし6月、介護保険法が改定されまして、来年4月から施行されます。介護保険の実施から10年たった今、全国的には特別養護老人ホームの入所待機者は42万人になり、1割の利用料負担で介護サービスの利用率は4割にとどまっています。また、在宅介護のために仕事をやめざるを得ない人、老人虐待、介護心中も出ています。低賃金などによる介護職員の慢性的な人手不足、高過ぎる保険料、利用料負担、深刻な特別養護老人ホーム不足など、たく

さんの問題点が指摘をされています。多くの関係者は、今回の介護保険法の改定でこうした問題点を少しでも解決してほしいと願っておりました。しかし、その期待は裏切られ、ますます制度は複雑化し、わかりにくく利用しづらいものへと改悪をされております。

そうした中で、基山町を含む鳥栖地区広域市町村圏組合は来年度から平成26年度までの3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の策定作業を現在進めております。私は高齢者が安心できる介護保険制度にするためにどのようにするのか、町の見解を求めるものでございます。

まず最初に、介護保険法の改定についてお伺いをいたします。

まず1つ目に、介護保険法改定の主な柱とは何でございましょうか。

2つ目に、今回の介護保険法の改定で要介護認定で軽度の要支援1と要支援2に認定された人を保険給付から外して、新しくつくる介護予防・日常生活支援総合事業——以下、総合事業と表現します——に移す仕組みが導入されました。この総合事業を創設するかどうかは基山町の判断に任されています。総合事業になると、どのように変わるのか。

現在の介護保険制度では、介護認定で軽度の要支援1と2に認定された人は介護予防としてヘルパーによる家事援助やデイサービスを利用することができますが、総合事業を基山町が創設すれば介護保険サービスが利用できなくなります。このヘルパーのかわりに、NPO、ボランティア、民生委員などが活用されることになり、介護保険サービスのような全国水準の介護は保障されず、介護サービスの低下が心配されています。

この総合事業の創設について、基山町はどのように考えられておるのか、また現在の要支援1と2の該当人数は何人なのかお答えください。

3つ目に、今回の改定で24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護という新しいサービスが始まりますが、その目的と内容についてお尋ねをいたします。

次に、鳥栖地区広域市町村圏組合の第5期介護保険事業計画についてお伺いをいたします。

まず1つ目ですが、今回の法改定で地域包括ケアシステムの実現がうたわれました。第5期の介護保険事業計画の策定に当たって、高齢者の日常生活圏域のニーズ調査が必要となりますが、どのようにされるのでございましょうか。

2つ目に、厚労省は来年度からの介護保険料について、現在、全国平均で月4,160円となっておる65歳以上の保険料が1千円ぐらい上がって、平均で月5千円を超えると試算をしています。私は介護給付費の増加分を保険料の引き上げによって補おうとするやり方は、もはや限界ではないかと思えます。

そこでお聞きしますが、年金が月額15千円、年間180千円ですが、これ以下の高齢者の収納率は現在幾らになっているのでございましょうか。

3つ目に、特別養護老人ホームの入所待機者の数は現在何人でございましょうか、お答えをお願いします。

次に、質問の第2は、基山町の協働のまちづくりについてお伺いをいたします。

最初に、基山町まちづくり基本条例を生かしたまちづくりについてお伺いします。

皆さん御存じのように、ことし4月から施行されましたこの条例は、町民が主役のまちづくりを基本理念として、町民、議会、町の執行機関が情報を共有し、協働して人と自然が輝くまち基山を実現するために制定をされました。これからのまちづくりは、みずから考え、決定し、行動し、責任を持つことが求められるとしています。そして、この条例は基山町のまちづくりの最高規範と位置づけ、町民には基山町のまちづくりに参加する権利とまちづくりに関する情報を知る権利があることが定められています。

条例の施行から8カ月がたちましたが、町民の中からはこの町民提案制度を活用したまちづくり提案やまちづくり計画の作成がなされ、少しずつではありますが、町民参加の協働のまちづくりが進んできているのではないかと考えるものであります。

そこで、基山町の協働のまちづくりの現状、到達点と課題についてお尋ねをいたします。

まず1つ目に、町民はまちづくりへ参加する権利として、まちづくりに関して提案、意見、要望を提出することができる町民提案制度が設けられておりますが、今までに提案、意見、要望された件数と、その中で町の具体的な施策に反映できるものとは何がありましたでしょうか。

2つ目ですが、町が認定した町民活動団体名と提出されたまちづくり計画の内容についてお伺いをいたします。

3つ目に、町は町民参加を進めるために、町が協働でできると判断したものについては、協働化事業一覧表を作成し、公表するとしておりますが、現在、まだ公表されておられません。どのようにされるのかお伺いをいたします。

4つ目に、町の総合計画や基本計画などの重要な計画をつくる場合、町民から意見を求めることになっておりますが、今まで町民に意見を求めた計画とは何か、またそれはどのような方法でなされたのかお伺いをいたします。

次に、まちづくり基金を活用したまちづくり活動についてお尋ねをいたします。

この事業は、町内に設置している自動販売機の売り上げの一部を寄附として基金に積み立

て、まちづくり団体の活動に対して年間200千円を3カ年にわたって補助し、支援するものであります。

そこで、お伺いをいたします。

まず1つ目に、今年度の支援事業の内容を示してください。

2つ目に、支援事業の成果の公表はどのようにされているのかお答えをお願いします。

質問の第3です。基山町の暴力団排除条例の制定についてお伺いをいたします。

先月の新聞によれば、佐賀県暴力団排除条例の来年1月の施行に伴い、県内の各市町では暴力団排除条例の制定を検討していると報道をされています。基山町も条例制定の準備をしていると記事には書かれております。

この件で、昨年6月に開かれた基山町の臨時議会での旧内山建設の土地、建物を購入する議案審議で、自己破産した内山建設跡地が暴力団の手に渡るのではないかと町民の不安がある中で、町長は問題が起きれば大変なことになる、事前に手を打ちたいと、その購入理由を述べられました。福岡県の全市町村が暴力団排除条例をつくっているが、基山町も町民が団結して暴力団を受け入れないとするためにも暴力団排除条例を制定するように私は求めたところであります。町長は現在基山町が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱を定めているので、つくるかどうかは今後検討したいと述べられておりました。

町長はこの暴力団排除条例を今回制定するという決意なのかどうか、御見解をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、松石信男議員の御質問にお答えいたします。

まず1項目め、高齢者が安心できる介護保険制度にということで、(1)介護保険法の改定について、アの改定の主な柱とは何かということでございますが、改定の主な柱といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、それは24時間訪問サービスということ、そして小規模多機能型居宅介護と訪問看護等との複合サービス、介護予防・日常生活支援総合事業等でございます。

イの介護予防・日常生活支援総合事業の創設、いわゆる総合事業と介護者で要支援1と2の人数は何人かというお尋ねです。

介護予防・日常生活支援総合事業の創設、介護事業につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合のほうで実施の方向で検討がなされております。

そして、要支援者は平成23年11月末現在、鳥栖地区広域市町村圏組合、いわゆる1市3町でございますが、要支援1の方が768名、要支援2の方は661名、合計で1,429名でございます。

次に、ウの今回の改定による24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの目的と内容についてということです。

24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの目的でございますが、このサービスは従来、早期の短時間訪問や必要時利用者の方の通報による訪問など、柔軟なサービス提供が可能になるものでございます。

内容につきましては、巡回訪問により入浴、排せつ、食事等の介護等を看護師等が実施するものでございます。

(2)鳥栖地区広域市町村圏組合の第5期介護保険事業計画について、アの高齢者の日常生活圏ニーズ調査についてということです。

鳥栖地区広域市町村圏組合では、平成23年2月1日現在で実施をいたしました。鳥栖地区広域市町村圏組合全体で7,492名、うち基山町が1,013名を対象に実施し、6,052名、基山町からは889名の方から回答をいただきました。

イの年金が月額15千円以下の高齢者、65歳以上の介護保険料の収納率は幾らかというお尋ねです。

収納率は、鳥栖地区広域市町村圏組合全体、平成23年12月1日時点でございますが、86.45%でございます。基山町は87.38%でございます。

ウの特別養護老人ホームの入所待機者の人数は何人かというお尋ねです。

入所待機者は佐賀県の調査、平成23年2月1日現在ですが、在宅の待機者は1,459人、そのうち鳥栖地区広域市町村圏組合内では127人でございます。

2項目めの協働のまちづくりについて、(1)基山町まちづくり基本条例を生かしたまちづくりについてということで、アの町民提案制度による提案件数とその中で町の具体的な施策に反映できるものとは何かということでございます。

11月末で24件が出されております。その中で、「当初予算説明書（ど～なってるのまちの予算）」の内容がわかりにくいいため、町民にももっとわかりやすく作成してほしいとの提案

が 있습니다ので、平成24年度分については内容の検討を行っていくことにしております。

イの町民活動団体名とそのまちづくり計画とはどんな内容かということです。

まず、基山町の歴史と文化を語り継ぐ会と第7区自治会の2団体の認定申請が出されています。

提出予定の計画内容の概要は、基山町の歴史と文化を語り継ぐ会は基山の歴史と文化遺産を生かしたまちづくりの活動内容で、第7区自治会は環境と産業の調和のとれたまちづくりと住民が安全・安心に暮らせるまちづくりの活動内容でございます。

ウの協働化事業候補一覧表の作成についてということです。

現在作成中で、来年1月中の公表を考えております。

エの町の重要な計画で町民に意見を求めた計画名と方法についてということです。

まず、基山町地域福祉計画の状況は、町民へのアンケート調査、町民ワークショップの開催、策定委員会開催、パブリックコメントの実施となっております。

基山町公共下水道事業全体計画の見直しは、パブリックコメントの実施を予定しております。

(2)まちづくり基金の活用について、アの今年度の支援事業内容についてということです。

今年度新規の支援事業は2件となっております。まず、Mサウンドが行うイベントを通じて地域社会に貢献できる活動として、熟年者を対象としたダンスを開催して、情操や体力づくり、余暇の楽しみ方を提供する内容でございます。

また、住みよかたい！が行う文化向上と安心確保運動として、図書宅配と高齢者の安否確認を行う事業でございます。

イの基金支援事業の成果の公表についてです。

今のところ行ってはおりません。支援団体はパンフレット等に、「まちづくり基金の補助を受けての事業です」等の記載をされています。

3項目め、暴力団排除条例の制定について、(1)条例の制定について町長の見解を問うということですが、これにつきましては前向きに検討していきたいと。できれば10市10町、足並みをそろえられればと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、第1問目の高齢者が安心できる介護保険制度にということで質問を行いたいと思います。

今回の法改正の柱として今述べられましたが、県の財政安定化基金というのがあります。これは保険料を引き下げるために取り崩しができるといことが今回の法改正の柱となっておりますが、これは間違いないですね。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今、議員が申されましたように、取り崩す用途については佐賀県で現在協議が行われているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、総合事業の創設についてお尋ねをいたします。

総合事業を実施した場合、先ほども言いましたように、介護サービスの低下が大変心配をされます。総合事業では、答弁であったように、要支援者と認定の非該当者——特定高齢者ですが——への訪問、通所、配食、見守りなどが行われます。その財源は介護保険財政から出ますが、これは上限があります。サービス内容や職員の資格や人数、施設整備、事業者への介護報酬と利用料——現在1割負担ですが——には介護給付のような全国一律の基準がありませんので、すべて市町村が決めることになります。

訪問介護がプロであるヘルパーからシルバー人材センターからの派遣やボランティアなどになることにもなるというふうに私は思っておりますが、この内容に間違いないかどうか、まず最初に確認したいと思います。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今回導入される予定の制度でございますけれども、総合事業につきましては、対象者が要

支援1と2の方と、あと介護認定の申請書を出されて非該当になった方ですね、その非該当になった方の中のまた2次予防対象者が対象になるということになっておりますので、今、鳥栖広域が言っておりますのは、非該当者になられた方の2次予防該当者につきまして総合事業で取り組むと、その人たちもサービスを受けられますよというようなことを現在聞いております。

それともう1つ、要支援1と2の方を今までの介護サービスと総合事業に振り分けてサービスを展開するということになっておりますので、総合事業に振り分けられた場合につきましては、うちの地域支援事業を鳥栖広域のほうから受託して行っておりますけど、その予算の中から出していかんばいかんというふうになっておりますので、大変厳しいかなというところがあります。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとはっきりしないわけですが、私が今確認したかったのは、もちろんそれはそれでいいんですが、結局、今までプロのヘルパーさんが要支援1、2、要支援者については介護サービスを行っているわけですね。

そこで、ちょっとこれも確認させていただきたいんですが、今の現行制度では非該当の方については地域支援事業の中で介護サービスを行っている、それから要支援1、2の方は介護給付費の中で介護予防サービスを行っている、これは間違いありませんね。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

議員がおっしゃるとおり、間違いございません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、もう1つですが、今回、総合事業になりますと、さっき言ったプロのヘルパーさんから、いわゆるボランティア、民生委員とか多様なマンパワーの活用がうたわれておりますけれども、今、寿楽園などでデイサービスとか行われていますよね。これが公民館とかの

活用とかというふうになると。それから、介護給付から外れますので、利用料は今1割負担なんですけれども、これがなくなると。なくなるといふか、この利用料についても、つまり鳥栖地区広域市町村圏組合が決めるということになるのではないですか。これは間違いないですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

総合事業につきましては、私も鳥栖広域のほうに何回かお尋ねしましたけれども、具体的な中身がまだはっきりしたことが出ていないということがありまして、今申されましたちゃんとしたヘルパーさんとかがサービスしよったのを民生委員さんとか地区の資源を利用してから展開していくというふうに議員おっしゃいましたけど、まだちょっとその辺がはっきりわかっていないというところがあります。

総体的に私が思うには、今、サービスを受けられている利用者の方が現在のサービスよりも低下するというようになっていくような制度であれば、しっかり検証していきながら、それを取り組むか取り組まないかはしっかり基山町としても検討していきたいというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そういう方向でやっていただきたいんですが、それで、これももう一回確認したいんですが、いわゆる総合事業を創設すれば、要支援1と2の方が介護サービスからね——もう一回聞きますけど、介護保険制度の介護サービス給付から地域支援事業に移ると、基山町がやる地域支援事業の対象になるということは間違いないですね。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ちょっとニュアンスが違うと思いますけれども、鳥栖広域のほうは総合事業は導入する方向で、現在、第5期の計画は策定をなされております。それはあと総合事業をどういうふう具体的にやっていくのかというのは、そこそこの自治体、行政が判断してやっていくとい

うことで、例えば、要支援1、2の方をうちのほうでまた振り分けるという作業が要ると思います。せっかく介護のほうで認定をしていただいた要支援1と要支援2の方をまた線引きすると。そういう線引きをやって総合事業で展開していくということになれば、要支援1、2の方をもしうちが総合事業のほうに認定すれば、その分は介護給付費じゃなくて地域支援事業の予算から出ていくということになりますので、一応金額的にはそういうことをお聞きしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今言われたように、軽度の要支援1、2の方を基山町が地域支援事業ですとなると、問題なのは、総合事業を含めた地域支援事業というのは総量に上限が決められているわけですよ。

そこで、ちょっとそれも確認したいわけですが、財源は介護給付費の3%以内というふうに制限をされていますよね。お答えください。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

1市3町分ですけれども、鳥栖広域がサービス料を見込んだ総給付費料の3%が上限というところでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでお聞きしますが、介護保険の平成23年度の当初予算で、介護給付費に占める地域支援事業費の予算割合、これは今何%になっていますか。平成23年度の当初予算で、介護給付費に占める地域支援事業の予算割合、これは何%になっていますか。実際何%になっているかとお聞きします。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

うちの予算……（「そうそう」と呼ぶ者あり）うちの予算でございますか。

さっき言いました1市3町で総給付費の見込み料の約70億円から71億円ぐらい、単年度でいけばそれくらいになっていると思います。その3%上限ですので、2億円ちょっとになりますけれども、それを1市3町で分けると言ったらおかしいんですけど、負担金割合と同率で分配していくということで、うちにつきましては約3%のお金 coming しているということで、これも約ですけど、34,000千円程度お金が来ているということでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

既に今現在、地域支援事業として3%の予算でやっているということなんですよね。であれば、この総合事業を導入すると、先ほどちょっと要支援1、2を答弁していただきましたが、鳥栖広域で1,429名の方がそちらに移ることになるわけですね。そうすると、現在既に地域支援事業者は3%になっておりますので、新たに地域支援事業の対象者となります要支援1、2のサービスは予算的にもできなくなるんじゃないですか。どうですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほどから申していますように、要支援1、2の方と、あと非該当の方ですね、2次予防対象者を合わせれば1,429名よりももっとふえていくと思いますけれども、総合事業を導入したからといって、その方たちが全員総合事業に移っていくということじゃないと私は思っております。ただ、先ほど申しましたように、1と2をまた各市町で総合事業に振り分けていくという作業が要ると思っておりますので、全員が全員、このほうに行かないというふうには思っております。

あと予算関係の問題なんですけれども、うちが今3%もらっていますけれども、その率を上げていただかないと、とてもじゃないけど総合事業は展開できないというふうに私個人としては思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今答弁されたように、確かに要支援の方1,429名がすべて地域支援事業に移るということはないですね。それは確かに振り分けをするわけですから。しかし、それは例えば、要支援1の方が私は介護サービスをやってくださいと要望しても、いや、あなたは地域支援事業ですよと、今までのようなデイサービスはもう受けられませんというふうに町がすれば、地域支援事業に移っていくわけです。だから、本人の判断でね、確かに要望は聞くけれども、最終的には町が決めるんですよとなっているんですよ、法改定では。だから、その辺が十分ですよ、今までのサービスでしてくださいと言われる方については、やはり十分配慮するという立場に立ってほしいと私は思うんですが、いや、地域支援事業で、総合事業でやりますからこちらでやりますというふうになるのかどうかですね。どうですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

さっき予算的なことも私、申し上げましたけれども、もし総合事業を展開していくとなれば、今の3%ではとてもやっていけないというふうに予算的なことは思っております。

あと1つ、介護サービスをやっていたのを地域支援事業の中で取り組んでいくということになっていきますけど、これは私の考えですけれども、もし介護サービスを今利用されている方が、いや、あなたは地域支援事業に行きなさいよとうちが言って、もしそこでサービスの低下があるならば、それは行政としてもやってはいけないと思っていますので、その振り分けも含めまして、この総合事業を今から取り組んでいくのか、鳥栖広域は導入する方向でやっていますが、うちの基山町としては、その総合事業を果たして取り組んでいくのか、しっかり検証をしていながらサービスの低下がないようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、財源的に言えば、新たに要支援者を地域支援事業としてサービスをやる財源はないということのはっきり、いわゆるされないということが1つははっきりしたのではないかとこのように思います。

それで、さらに問題なのは、もしやるとして要支援者を地域支援事業の中に入れるとした

ら、今までやっていた地域支援事業ですね、いろいろありますよね、たくさん。ちょっとどのくらいあるか、表をいただいていたんですが、これが結局減らさざるを得ないと、予算が3%だったら。上限があるから、要支援者を入れれば。今ぎりぎりで行っているわけですから。そんなら、今までやっていたいろんなサービス、地域支援事業の中でやっているいろんなサービスを減らさざるを得ないということになりますよね。どうですか。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

地域支援事業の中で総合事業を取り組んでいけば、その分、そちらのほうに予算関係が要りますので、当然、今展開しています地域支援事業の中の事業としましては縮小せざるを得ないという方向になっていこうかと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

非常にこれは問題があるという総合事業であると思うわけですが、さらにお聞きをいたします。

総合事業を創設しますと、先ほど言われたように、要支援1の方が介護サービス給付から地域支援事業に移ると。先ほど全部が移るというわけじゃないというふうな見解もされたんですが、そうしますとね、先ほど私が言っているんですけど、今まで要支援者へのホームヘルプサービスとかデイサービスが今やられていますね。これが具体的にどのように変わったですか。先ほど私が言ったんですが、具体的にどのように変わるかと、これをちょっとお示してください。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

サービスの中身的には変わっていないと思います。ただ、予算の出どころが、介護のほうで出していくのか、地域支援事業で出していくのかだけが変わっていくと、私はそういう認識をいたしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

いや、今度の介護保険法の改定では、そうはなっていないんですよ。いわゆるプロのヘルパーさんは派遣しないわけですよ。ボランティア、民生委員、人材派遣、シルバー人材センターからとかね。そして、場所も寿楽園じゃなくなると。公民館ということが想定されているんですよ。そうはならないというわけですか、今までどおりと。地域支援事業としてやっても今までどおりなんですよと。場所も、それからそういうヘルパーさんもプロがちゃんとやりますよということなんですか。ちょっともう一回。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほど申しましたように、私はそういう認識をいたしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そういう認識をしているということですが、それは私が非常に心配をするところでございます。

再度、さらに聞きますけれども、昨日、同僚議員に対する答弁で、眞島課長は地域支援事業の介護予防事業は成果が上がっていないと、予防的なことができていないとの認識をたしかされたというふうに思っています。

このようにサービスが変わると、要支援者の方が重度化をしていくと、悪くなると。要支援者の方については、重度化させないために早く手を打ちよるわけですね。早く手を打って、要介護1とか5とかならんようにということで早く手を打っているわけですか。それは今さら言わんでちゃわかってあろうばってん。それが結局重度化して悪くなって、要介護状態に陥るということもあるんじゃないですか。それも考えられるんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

確かに介護予防をしっかりやっていると、要支援1の方が介護のほうに移っていくということになっていこうと思いますので、国の指針とか方針とかでも予防に力を入れていくという方向になっているというふうに思っていますので、鳥栖広域のほうもその方向でしっかり取り組んでいく検討をなされているみたいですね。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

さらにちょっとお聞きします。配食サービスについてお伺いをいたします。

現在、基山町が実施をしております配食サービスですけれども、これは地域支援事業の一環の任意事業としてなされていますよね。これは介護認定にかかわらず、65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯を対象としてやっているわけですが、この総合事業でも配食サービスを行うというふうに例示が示されております。

先ほど確認しましたように、総合事業は要支援1と2の方がその対象となるということで、そうしますと、介護認定で要介護1から5の人、いわゆる重い人ですたいね。1から5の人や一般の高齢者の配食サービス、これは総合事業以外の地域支援事業で続けることができるんですか。今のおり続けられるんですか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

私もそこが非常に関心事で、鳥栖広域のほうにお尋ねをしました。現在、うちのほうで配食サービスをやっていますけれども、例えば、その方たちを総合事業で取り組んでいけば、うちで振り分けた後に取り組んでいけば、総合事業に振り分けた人たちだけ地域支援事業中の配食サービスの予算を展開していけばいいのか。残った方について、うちがそのまま介護事業を使ってくださいという残した方ですね、振り分けた後の。その方については、今までどおりうちの配食サービス、今使っていますけど、それをいけるものか。それかもう1つ、総合事業をうちが取り入れた場合については、取り入れたら今の配食事業については、そういうふうな今までやっていた部分じゃなくて、全部そちらのほうにしないとイケませんよということになっていけば、当然、今議員おっしゃったように、今サービスを受けられている方たちが受けられなくなる可能性がありますので、そこんにきは、もしそういう事態が発生

すれば、とても総合事業は展開していけないだろうというふうに私は現在思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今お聞きのように、今、配食サービスやっています。これが中止になると、せざるを得ないと。そしたら、今まで配食サービスを受けられていた方はどうするかというと、民間の宅配弁当をとってくださいと、こういうふうになるんですよ。非常に問題です。

今の地域支援事業での配食サービスは、ただ単に弁当を配るだけじゃありません。御存じのとおり、安否確認、体のぐあいはどうですかとあって、原則、留守だったら持って帰ったりするわけですよ。そして、また持って行って、手渡しということやって、本当にきめ細かくやっている。これがなくなってしまう。非常に問題なわけですね。

る総合事業にはいろいろ問題があるというような見解を示されたわけですが、御存じのとおり、町長は鳥栖地区広域市町村圏組合の執行機関の一員と。責任者ですよ、実際。町長はこの総合事業の創設、これをどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

広域の副管理者になっております。執行部ということでございます。そして、この総合事業というのは、内容的にはまだ私も詳しくは把握はしておりません。ただ、議員おっしゃるような問題点もあろうかということでございますので、その辺は慎重に検討しなきゃいかんと思いますし、それから手段とか方法とか、実際のやり方、この辺には特に注意を払っていかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私はさっきから言っていますように、いろんなこういう問題がある中で、確実に介護サービスが下がっていくということで、ぜひこれは創設すべきじゃないということを強く申し上げておきたいと思います。

次に、第5期介護保険事業計画についてちょっとお伺いいたします。

第5期の介護保険料基準額ですね、この改定は、先ほど1千円ぐらい上がるということが全国的に言われていますが、どのような見通しになっているのか。それは現在と比べてどのくらいアップになるというふうな見通しなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

今、鳥栖広域のほうで策定委員会が行われて、現在、第5期の保険料の検討をなされております。それは各サービス料の見込みですね、施設入所者とか、あとグループホームなり、そういう関係で、デイサービスとかいろいろありますけれども、それを総給付額をまず算定いたしまして、現在言われているのは3年間で220億円ぐらい要るだろうということで、1年間に約71億円ぐらい要るんじゃないかなろうかという試算をなされております。

第4期から第5期にかけましての自然増が、今、月に4,356円です。それが、これは標準の方が自然増だけいけば4,846円、月当たり490円上がるだろうという想定をされております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

490円ほど来年4月から上がるという見通しでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

鳥栖広域の介護給付費準備基金の平成23年度末残高、これは幾らになるのか。それとまた、佐賀県の財政安定化基金の積立額、これは幾らありましようか。

○議長（後藤信八君）

真島健康福祉課長。

○健康福祉課長（真島敏明君）

鳥栖広域の介護給付費の準備基金につきましては、23年度末の残高の見込みが約460,000千円程度ですね。

それと、県の財政安定化基金の残高は、これは22年度決算額なんですけれども、22億円ということになっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私は先ほど法改正の部分で言いましたが、基金は取り崩すんだと、介護保険料の上げ幅を抑えるために。そういうふうに取り崩すことができるというふうになっているわけですから、鳥栖広域の介護給付費準備基金ですね、これを全額取り崩せば、保険料の引き下げ——引き下げというか、全額取り崩せば月額保険料でどのくらいになりますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

先ほど自然増で月当たり490円上がるだろうという想定をされておりましたけれども、もし仮に基金の460,000千円をその中に取り込んでいくと、繰り入れていくということになれば、月額当たり450円減になるだろうということになっていまして、全額取り入れれば、来年度の第5期計画につきましては差し引きの40円程度しか上がらないと。約据え置きぐらいになりはしないだろうかというふうなことを言われております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今言われたように、これはさっきから言っていますが、この介護保険料がこのまま上がりますと、先ほど言われたように、年間180千円の年金の方、一月15千円ですよ。この方が今現在、未納者が14%あるわけですね。さらに滞納者がふえることになる。滞納者がふえたらどうなるかという、介護保険制度そのものが受けられんとですよ。これは御存じだと思っておりますけれどもね。今現在、御存じのとおり、高齢者は年金は減るばかりと、負担はどんどんふえると。これをやられたら、ますます高齢者の暮らしは厳しくなるばかりですよ。だから、さっき言ったように、この介護給付費の準備基金ですね、460,000千円は全額取り崩すと。全額取り崩せば40円ぐらいのアップに抑えることができるということでございましたけど、さらに県の財政安定化基金、これが22億円とおっしゃいました。あります。だから、それも取り崩すと。これは取り崩すとなっているわけですから、取り崩しも行って、少なくとも介護保険料を下げたい。せめて据え置きにすると、そういうふう努力すべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。町長でもどっちでもいいんですけど。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

県の財政安定化基金の分につきましては、22億円とさっき私が申し上げましたけれども、この22億円のうちに、果たしてどれくらいが県の基金として確保しておかンばいかんのかということで、県が今、その辺を検討されているみたいです。必要なお金以外の分は、各広域市町村圏組合に分配しようということで計算をされているみたいです。私がお聞きしましたところ、それがもし県のほうから来れば、約30,000千円から40,000千円ぐらいは来るんじゃないかというふうなことを聞いております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ですから、県の財政安定化基金を取り崩せば、基山町にもらうと——基山町にもらうというか、広域にもらうというふうになれば、これは40円も上げる必要ないというふうになると思います。だから、場合によっては引き下げることできるかもしれんし、据え置きということができないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういうふうな方向で、今、高齢者の生活実態はそういうことですから、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

時間がありません。特別養護老人ホームの増床計画、建設の計画はされているんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ことしに入りまして、佐賀県がゴールドプランという計画を立てております。その中で、各サービスの施設関係ですね、それを調査いたしているところです。例えば、特別養護老人ホームとかを調査を行っておりますけど、佐賀県の中で鳥栖地区広域市町村圏組合は東部地区ということを指定されております。その中で、県のほうが東部地区につきましては、施設が足りないとか、ベッド数が足りないから増設をしましょうということがまだはっきり出されておられません。当然、増設する場合については、認可権は県が持っていますので、県のほうがベッド数を増床しようということがない限り、なかなか鳥栖広域としても難しいかなと

いうふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひこれは第5期計画の中に入れていただきたいと。

現在、待機者が鳥栖広域で127人おられるわけです。だから、このままいったら、本当に待機者の解消にはつながらないと。これは非常に大変な問題です。ぜひ努力をしていただきたい。

最後に、町長にお聞きいたします。

今、るる町長も聞かれたと思いますが、今回の改正で、いろんな心配があります。しかし、少なくとも現行サービスを後退させないと、こういう決意が管理者として必要だと私は思うんです。どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺はやっぱりしっかり心がけていかなきゃいかん。改正が改悪にならないように、その辺は検討していきたいというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと時間がありませんので、協働のまちづくりについて1点ほどお伺いします。

成果の発表が今されていないということですが、基山町まちづくり基金事業実施要綱で第9条には、もう御存じだと思いますが、「町長は、広く町内のまちづくりの機運を盛り上げるため、まちづくり組織に対して支援事業の成果の公表等を求めるものとする。」というふうに書かれています。

私たちはこの10月に茨城県の高萩市で協働のまちづくり基金事業を視察に参りました。ここでは基金を受けた団体で、年1回ですが、そういう団体で1年に1回、発表会があっているんですね。講演とか事例発表、いわゆるこころの里シティづくり大会というわけですが、そういうことで、広くそういうことを行われていると。こういうのは私はぜひ見習うべきと

いうふうに思いますけれども、基山町でもぜひ検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

確かにこれは団体のほうに求めているということですので、団体の方だけをお願いするのはなかなか厳しいかなと思っております。ですから、町でそういうふうな器づくりはやっばり必要ではないかということは考えております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

時間でございますので、あとは残念ながら、ちょっと暴力団排除条例については、ぜひこれは大変な問題です。ただ単につくればいいという問題ではございませんので、ぜひ町民とともにつくられていくというふうにしていただきたい。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で松石議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○5番（河野保久君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番議員の河野保久でございます。基山町議会で初の試みである休日議会、傍聴いただきましてありがとうございます。この演壇に立たせていただいて、身の引き締まる思いでございます。今までどおり、いや、それ以上の基山町を住みよい町へという熱い思いを込めて、今回の一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、お昼前、ちょっとおながすいてきて、いろいろの時間でしょうが、眠くはならないと思っておりますので、しばらく御清聴のほどお願いいたします。

それでは、通告のとおり質問に入ります。

今回の私の質問は、次の2点です。ある意味では、1点であるというふうに考えてもいいかもしれません。というのは、祭りの文化について、新しい祭りと従来からある伝統ある祭りと、そういう観点からの質問でございます。

1つ目のきのくに祭りについてです。

最近、私の感想としては、きのくに祭りに参加させていただいて、当初参加していたときと違って、何かマンネリ化している、子供たちに笑顔がない、そんなような印象を受けております。子供たち、大人たち、笑顔あふれる、そんな祭りにすること、それが町民の皆様とともにこの基山町が元気になる、そういう一つの礎になるのではないかという思いを込めて、質問させていただくことにいたしました。

2点目の民俗芸能についてです。

18年前ですかね、私が基山に転居してきまして、初めて祭りに触れた。特に御神幸祭、すごい祭りがあるんだなと思って、ただただ、東京で育って、広島で育って、そういう祭りがなかったところなものですから、びっくりいたしました。素直な感想として、この伝統行事を引き継いでいくのは大変なことだろうと感じたのを今思い出しました。それなんで、議員として、一町民として何かお手伝いできることはないのかな、そういう観点でこの民俗芸能についてということで質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、具体的な質問に入ります。

まず、きのくに祭りについてです。

1点目です。僕はきのくに祭りの実行委員会というのがどういうものなのか、正直言って最初わかりませんでした。よく聞いてみると、商工会の事務局が最終的には実行委員会を取り仕切っているみたいな感じの実行委員会であった。何できのくに祭りの実行委員会に商工会事務局が入っているんだろうなというのがまず素朴な疑問でした。なんで、なぜそういう経緯になったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

2番目です。きのくに祭りには、たしか僕の認識としては、振興会があり、その下に実行委員会があって運営されているというふうに解釈しておりますが、その祭りの振興会と、それから実行委員会のメンバーはどのような方々で構成されているのでしょうか、その辺を教えてください。

3番目です。町自体、現在のきのくに祭りの実情、これをどうお考えなのでしょうか。そ

の辺の素直な気持ちを教えていただければと思います。

4 番目です。もう皆さん広報等でも御存じと思いますが、商工会では祭りの2部制を打ち出し、25年をめぐりに実行委員会の事務局を商工会から別団体に変更させるということを決定しておりますが、この件に関する町のお考え、どういうことなのかお聞かせください。

最後です。これは将来的なこと。将来的に基山町として、このきのくに祭りをどうしていくんですかということをお伺いいたします。

2 番目です。民俗芸能について。

これはまだまだ僕も不勉強なところもあります。はっきり申しまして、園部くんちについては、恥ずかしながら、ことし初めて見させていただいた。本当に町民としては申しわけないな、恥ずかしいなとは思っております。ただ、そういう観点なんで、非常に恥ずかしいことをお聞きするかもしれませんが、お答えいただければと思います。

まず1つに、御神幸祭の祭事を行うのに必要な人員は何人ぐらいなんでしょうか。獅子組であり、鉦風流であり、災払等、いろんな行事がございますが、それぞれ大体の人数で結構でございます。お教えいただければと思います。

2 番目については、園部くんちの祭事を行うのと同じような観点から、大体何人ぐらいの方がかかわっていただけるのかということをお伺いしたいと思います。

3 番目です。民俗芸能の伝統を継承するためには、何らかの対策を立てていかねばならないと僕は思っております。それなんで、まず第1点には、町の各種行事で、例えば、御神幸祭の何らかの祭事をデモンストレーションとして行ったような経緯は過去にあったのでしょうか。余り僕は見かけた覚えがないので、お伺いいたします。

それから2番目、小・中学校での授業とか学習活動の中で、この民俗芸能の歴史とかやっていることについての学習が行われているのでしょうか。将来を背負っていく基山町の子供たちが、幾ら後で「おまえら、やれよ」といっても、そういうことの学習も受けないまま、ただ伝統を継承しろ、これは無理な話だし、すそ野が広がることにはならないと思います。なんで、その観点から、具体的にやっているのであればお教えいただきたいと思います。

最後です。この伝統を保存、継承、むしろ僕は継承だけではなく、さらに発展させていかなければならないと考えております。そういう発展していく上で、問題点は町としてどういふところにあると考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

御答弁のほどよろしく申し上げます。

御答弁の際に一つだけお願いいたします。特に、1番目の祭りについては、これはみんなの楽しい祭りですので、心の中に笑顔を持って御答弁いただければなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

河野保久議員の御質問にお答えいたします。

まず、私のほうは1項目めのきのくに祭りについてということで答弁させていただきます。

2項目めは教育学習課ということでございます。

まず、きのくに祭りについてでございますけれども、(1)なぜきのくに祭りの祭りの事務局が商工会事務局なのかというお尋ねですが、これは昭和63年、第1回が開催されましたが、当時、別々に行われていた夏祭りを1つにしようと、そのときに商工会が主催したことから、祭りの事務局は商工会がするというようなことになっております。

もとをたどれば、もっと歴史が、あそこの八幡さんを中心にした木山口商店会の祭りでもあったと。それに今言うほかの祭りも一緒になって、そして商工会と。それで、それから町の祭りに発展させようということで、振興会とかなんとかをつくったというふうな認識を私は持っております。

それから、(2)のきのくに祭りの振興会及び実行委員会のメンバーはどうなっているのかということでございますが、まず振興会の構成でございます。名誉会長としまして基山町長、会長は商工会長、副会長は教育長と町文化協会会長、実行委員長は区長会長、参与が町議会議長、町議会総務文教常任委員長、それから町の体育協会長、佐賀県農業協同組合基山支所長、さらには町老人クラブ連合会長でございます。委員は子どもクラブ代表、第1区から第17区長、体育指導員正副会長、文化協会副会長、商工会副会長、第1から第4ブロック代表、それから商工会青年部長、商工会女性部長、企画政策課、教育学習課、商工会事務局ということですが、

実行委員会は、委員長は区長会長、副委員長は町議会議長、町議会総務文教常任委員長、区長会副会長、商工会副会長、委員は区長会会計、子どもクラブ代表、商工会青年部長、企画政策課、教育学習課、商工会事務局でございます。

(3)の現在のきのくに祭りの実情をどう考えているかということですが、きのくに祭り自

体は毎年大勢の来場者、参加者があり、町民の夏の最大イベントとして定着しておると思います。反面、お世話する側の区長会や事務局の負担増が懸念されているということです。

今後ともきのくに祭りを継続、発展させるためには、催事についての公募は一つの選択肢かと思えます。

(4)商工会では祭りの2部制及び25年を目途に実行委員会事務局を商工会から別団体にと決定しているが、この件に関する町の見解はどうかというお尋ねです。

当初は新旧住民の融和と結束から始まり、商工会として地域貢献や地域活性化を図ることを目的として始まった祭りでしたが、現在はその目的は果たされ、地域住民の触れ合いの場となっています。また、これまでさまざまな催事を行い、趣向を凝らしてきたものの、さらなる要望や、あるいは批判等もあり、それに対応することができなくなってきました。このため、今回のような状況に至ったことは、ある程度やむを得ないと考えます。

(5)の将来的にきのくに祭りをどのようにしていきたいとお考えかということです。

地域住民の触れ合いの場の夏祭りとして定着しているため、今後とも継続、発展をしていく必要があります。そのためには町民が一体となった運営が望ましいのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

河野議員の2項目め、民俗芸能についてお答えいたします。

1番目の御神幸祭の祭事を行うのに必要な人員は何人ぐらいかというお尋ねでございます。

獅子組70名、鉦風流40名、災払40名、白羽熊及び挟箱25名、立傘及び挟箱25名、黒羽熊10名、御鉄砲15名、御神輿20名、神楽その他50名の総数295名でございます。

2番目の園部くんちの祭事を行うのに必要な人員は何人ぐらいかというお尋ねです。

白羽熊、挟箱10名、黒羽熊、挟箱10名、御鉄砲20名、御弓10名、絹傘2名、御神輿20名、神楽20名、高張提灯20名の総数112名でございます。

3番目の民俗芸能の伝統を継承するため、次の活動を行っているか。アとして、町の各種行事でのデモンストレーションということでございますが、現在、町内の各種行事での披露は行っておりませんが、以前に大阪万博、これは大分前の話でございます。それから、数年

前に佐賀県の有田で行われました焔博、最近では九州地区民俗芸能大会に災払、鉦風流、獅子組等が出演した経緯がございます。

イで小・中学校での授業、学習活動についてのお尋ねですが、今年度は9月23日の御神幸祭の練習が始まる9月15日に基山小学校と基山中学校で獅子組の披露をしていただきました。若基小につきましては、残念ながら学校の行事、あるいは教育課程の兼ね合いでどうしても時間がとれなくて、できなかったというところがございます。

4番目の伝統を保存、継承する上での課題、問題点は何かというお尋ねでございますが、昔から祭りを支えてこられてきた地域の方々の高齢化と少子化で芸能を演じる子供たちが少なくなったことなど、後継者の問題が考えられます。また、伝統芸能保存の重要性など、広く町民の方にPRができていないということなどが考えられると思っているところがございます。

以上、お答えとします。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

まず、きのくに祭りについてです。

本当に基本的なところをちょっと御確認させていただきたい。そうしないと、後の話が続かない面もありますので。

私の認識としては、これは基山の祭りですよ。町の祭りですよ。まず、その点。

組織としては、基山町があつて、振興会があつて、振興会の中に実行委員会があつて、具体的に催事、いろんなものを決めて毎年行われているという認識なんですけど、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

基山町が頭ということがございますけれども、決して頭ではございませんで、実行委員会も含めまして振興会ですかね、これが主体になっていただいているということがございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ただ、町としてお金を出しているということは、やっぱり関与しているということには間違いありません。その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

当然、町として御協力させていただく分はさせていただいているということで、それが上とか下とかじゃなくて、やはり一緒にさせていただいているというところがございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それでは、わかりました。大体わかりました。

僕がまず疑問に思ったのは、先ほどの冒頭の発言でも申しましたけれども、祭りの実行委員会があって、そこに何で商工会事務局が事務局として実行委員会に入っておるのかな。何かうがった見方をすれば、町として昭和63年から一体になった地域の祭りをやるときに、商工会がやっているから、そっちにちょっとほうり投げておけば楽かいなぐらいの程度のことでは振り分けたんかいなという認識があったもんですから、ちょっとその辺をお伺いしました。

要は商工会がやっていたので、とりあえずお願いできないでしょうかということだったんですか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

私も当時のことを詳しくはわかりませんが、いわゆる実行委員会等でいろいろな話の中の資料の中で、やはり基山町が人口が昭和55年ぐらいから急激にふえてまいりました。そういう関係で、新旧住民の融和ということも必要になりまして、当時、町長が申し上げましたとおり、商工会とか商店街、あるいは農協とか、いろんな夏祭りが行われていたということで、このままでは、やっぱりばらばらではいかんということで、融和を図ることも目的として、商工会のほうから住みやすいまちづくりが必要だという提案がなされまして、そこで一緒に

やろうというような機運が盛り上がったということだそうでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それでは、具体的に振興会と――実行委員会はわかるんですけど、振興会の役割というんですかね、どのようなことを決定して、どうしているのか。要は振興会が祭りにどうかかわっていつているのか。実行委員会はわかりますよ、実行委員会が直接タッチしているのは。振興会がどのような形で祭りにかかわっているのか、その辺を教えてください。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

まず、きのくに祭りの振興会は、目的といたしまして、基山町民の親睦と相互扶助が織りなす心の触れ合いの場を創造して、地域の振興発展に寄与することを目的とするということになっております。それで、本来はやっぱり実行委員会が主体にはなっておるようでございますが、この振興会につきましては、開催内容全般について協議をします。その中で、事業計画及び予算については実行委員会に委任をするということでございますので、大きなものをある程度決められて、実行部隊といいますか、いろんな実施するにおいては実行委員会が主体になるというような形になっておるようでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

この委員のメンバーを見て、振興会と実行委員会のメンバーを見て、ダブリでやっておられる方が随分おられるので、そういう疑問に陥ったのは、そういうところです。

私のイメージとしては、要は振興会は振興会で、何人かの方が概要を決めて、こういうふうにとしはやっていこうね。それともう1つは、来年から2部制になるときに公募しますよね。公募した、どういう人たちにお任せするのかというのを決定するような、そういう概略的なことを決めていくのが振興会かなという認識、それは間違いないと思います。ただ、その中で、何で実行委員会の中にダブリでいろんな方が入ってきて、そんなら、振興会も実行委員会も一緒かなというような感覚でしかとられない。それと、これは私自身の実行委員

会に対する考え方でございますが、後でも言いますが、やはり実行委員会のメンバーというのは自発的に祭りをこういうものにしていきたくて、考えていただく方がやっていくのがベストかなというふうに私は考えております。

だから、メンバーに当たっている実行委員の方々が今までないがしろにしたとは決して私は申しません。ただ、どうしてもやる上では、おれは充て職だもんねと言われる方だって、ないとは言えませんと私は思います。ですから、手前みそですが、私は地区の祭りをするときには絶対押しつけはしませんでした。手を挙げてくださいです。だれでもいいですから手を挙げてください、そこから実行委員会というのはつくっていくのかな、それが本当の実行委員会なのかなという認識を持っているものですから、そういう考えにつきます。ですから、けやき台の人間から見ると、きのくに祭りって当初何も知らないで、ぼんとあそこの場に来たら、商工会の祭りにしか映らないんですよ。けやき台の人は、そういうふうに認識されている方が随分おられます。そうじゃないんだよ、これは町がお金をこういうふうに出してと言って初めて、ああ、そうなの、そんなら、もうちょっとやり方があるよねという話になります。

その辺のことですが、実行委員会のあり方についてはどうのお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

実行委員会、頑張ってくださいしておりますので……（「頑張っていないとは言いません」と呼ぶ者あり）いやいや、役割をさせていただいております。

ただ、おっしゃるとおり、やはりこのきのくに祭りで一番今いろんな問題が出ておりますのは、区長さんの負担感ですね。やっぱり子供の綱引きとか、あるいは総踊りとかいろんな面、それとか最初から最後まで、掃除まで含めて、やはりいろいろと御苦労いただいておりますので、そういう面では、議員御指摘のとおり、ある程度負担が多くなり過ぎて、そちらのほうに偏ってというか、問題が移ってきて、どうしてもこういう事務局も含めて対応できなくなってきたということでございますので、今御指摘のとおり、当然、盛り上げるような方たちでやっていただけるのが祭りの継続性、あるいは盛り上がりも含めて、それが一番いいのではないかと私たち担当としても思っておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

私も去年、区長会のメンバーの一人として祭りに参加していますから、掃除の問題等、いろいろ区長会の中でも、何で議員さんたちも入っているのに出てこないんやろうねとかね、何か僕に言わせると、つまんないような不満なんですけれども、やっぱり一生懸命やっているほうとしては、じゃ、実行委員会で、おれたちがやっているんなら、みんなでやろうよという問いかけだったと僕は感じているんですよ。

じゃなくて、区長さんの負担が大変なのは確かにわかります。だったら、何でね、僕が不思議だったのは、祭りの終わりに、まだ残っている方はいっぱいおられますよね、あそこ。そういう住民の方々に呼びかけないんでしょうか、皆さん、お掃除、最後までお願いしますね。うちの祭りでは、それをやります。必ず最後になったら、皆さん、最後の祭りの後片づけまでが祭りですと、だから、お手伝いできる方は手伝ってってくださいよと。そのぐらいのことはやってもいいんじゃないでしょうかということはいませんが、そういう願いを込めて、そういう呼びかけをしています。そういうのが本当の住民全体での祭りということに、細かいことですが、つながっていくのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

それはおっしゃるとおりでございます。ただ、1つは、やはりあそこにお店がありますので、私たちも当然担当として最後までお手伝いしておりますけれども、やはりその点、お店の方の御協力がまず必要だと。時間内に終わっていただくというのがですね。そこら辺もございまして、ワアワアしているときに、それじゃ皆さん、お手伝いお願いしますというのなかなか難しい面もございまして、そういう面を含めた形での検討が必要ではないかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

実行委員会のあり方というのは、僕は非常に大切なことをやっているんだなど。荒尾と大

牟田が県境の綱引き大会をやっていたのが、あれが21回だったかな、ことしで終わりというニュースが流れました。原因を聞いてみると、あれは商工会が実行委員会で主催しておいて、だんだん商工会の役員のメンバーの方が高齢化していったって、取り仕切る人間がいなくなったから、住民はやってくれと言うんだけど、もう商工会じゃ手に負えないから、残念ですけど、やめにしたというふうに、ニュースだけですけれども、私はそういうふうに聞いております。

だから、きのくに祭りも下手にこういう充て職、充て職、充て職でみんなやっていってしまると、何かそういうことにいつかなるんじゃないかなという危惧がすごくあるんです。だから、できたら、急には無理でしょうけれども、少しずつ変えるようなこと、公募等のやり方も考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

そういう問題がいろいろありまして、今回、25年を目途に変えていきたいと。その一つの選択肢として公募制と。これが本当にいいかどうかというのは私たちもわかりませんが、方向というか、方法を変えたということは、それなりのいろんなやり方があるから、やっぱり一つの試みかなというふうに思っております。

よその——よそと言うと語弊がありますが、やはり御指摘のとおり、近隣は実行委員会形式でほとんどやってありまして、市町なりはそこに助成をするという形ですので、やっぱりやりたい方といいますか、そういうことで非常に一生懸命なっただけの方が主体にされてあるから継続性があるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それはそのとおりで、鳥栖なんかもしか4つぐらい祭りがあるんですけども、大体主体がそういう実行委員会形式で、その方たちが骨を折って、町のほうは、はっきり言えば金だけ出しておくけん、おまえら、うまくやってくれよみたいな、ぶっちゃけた言い方をすると、そういうような感覚の祭りがだんだんふえてきていますね、各市町村で。やっぱり町長が先ほどおっしゃったように、残していくというお考えなら、基山もそういう形に持ってい

っていただきたいというのが僕の考えです。

その中で、1つ気になるのは、先ほどの2部制をしく上での見解のところ、このような催事を行い、趣向を凝らしてきたものの、さらなる要望や批判もあったと。これは住民からなのかどこからなのか、僕はちょっとわからないですけども、具体的に言うと、どういう要望があったり、どういう批判があったんでしょうか。その辺、私の耳には余りそういう声が届かないもんですから、ちょっとお教えいただければと思います。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これは具体的な要望というのは私もちょっと認識しておりませんが、やっぱりマンネリ化とかいう問題もありまして、それとか場所の変更とかですね。今、駅前で行っていますけれども、例えば、ふれあいフェスタみたいにこちらのほうでやるとか、そういうようなお話もあったと聞いております。ただしかし、あくまで商工会が主体になっていただいておりますので、商店街も一緒になった形でのやり方ということで今まで続けてあるみたいでございます。

それと、批判というのは、今回ちょっと出たそうなんです、いわゆるいろんなイベントの中で催し物をやりますが、それに優劣をつける場合ですね、そのつけ方がおかしかったとか、そういうふうで、はっきりした透明性がないと。何であそこが優勝で、こちらが優勝やないかとか、そういう話もあったというようなことを聞いておりますので、そういう面で、なかなかイベントのやり方といいますか、競い合わせるといのはおかしいんですけど、やっぱり優劣つけるのも一つの盛り上がりもあると思いますが、逆にいえば、そういう面でいろんな不満が出てくるということもあって、ちょっとそこら辺が一番、今回、特に際立った内容ではなかったかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

実はその団体の責任者の方に、同じ町内の方なので、実は私のところにも始まる前から話が来たんですよ。何のことかいなと思ったら、要は忘れていて、申し込みの日までに申し込みをしなかったと、うちのグループ出ますよと。ただ単に忘れていたので、済みません、こ

とし忘れていましたと言ったら、もう期日過ぎてからだめよみたいな言い方されて、しかも、じゃ、何とか考えてくださいよと言ったら、あした実行委員会があったのか、振興会があったのか、僕はその辺のどういうたぐいの会議を指してその方が御返答されたのかわかんないんですけど、そしたら、あした出すか出さんか、みんなで決めるけん、そんなような言い方をされたようなんですよ。わかりません。ただね、そういう話が出ること自体、僕は何かつまらんなということなんです。それは事実かどうかわかりません。

それと、さっきの話も言ってきました。その先生がおっしゃるには、要は8団体か9団体でしたよね、たしかことしのダンスパフォーマンスは。ほかの団体は何らかの賞をもらっていたと、うちだけなかったよということなんです。別に優劣をつけたことじゃなくて。河野さん、もらいたくて私たちはやっているんじゃないのよと。ただね、子供たちが——僕が一番心配するのは子供たちなんです。大人はいいんですよ、何かあっても、また来年こやればよかばいと。子供たちは小学校を卒業してしまったら中学生なんです。あれは楽しい思い出のページの一つなんです。最後なんです。最後にそういうような何か大人のこんなしがらみで、子供たちがどういうふうに思っただろうねというのが僕は一番心配なんです。なんで、ちょっと問い合わせてみました。

ですから、やっぱりその辺の応答も十分考えていただいて、たかが祭りなんだけど、されど祭りなんです。だから、やっぱりその辺も含めて、だから、ある意味でいうと、実行委員会のあり方というのが重要になってくるのかなというのが私の考えです。

それから、もう1つ確認させてください。2部制するとき、2部のほう、いわゆる綱引き終わった後に1部を閉会して、2部を公募すると広報に載っていましたよね。これは僕はちょっとイメージが浮かばないんですけど、団体を指してのことなんでしょうか、それとも2部のほうのお手伝いをするよという人の公募なんでしょうか。いわゆる団体じゃなきゃいかんという限定なんでしょうか。どういうものを想定されて、その公募というのを指しているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、商工会が事務局になってありますので、私たちも憶測でいろいろと申し上げることはできませんが、やはり団体とか個人とか、そういうのは限定はされていな

と思います。やはり事業をとにかく、先ほどから出ておりますように、やりたい方といますか、盛り上げたい方が主体になっていただくと、それだけ祭りとして、いい祭りになるだろうということで、そういう形での公募だと思っておりますので、詳細につきましては、ちょっと私どもも必要であればまた確認をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひ確認していただきたいと思います。というのは、僕は議員としてじゃなくて、一住民として、何らかのことでかかわっていきたいんですよ。応援してあげたい。できれば実行委員会のメンバーに入りたい。団体であるんなら団体で、仲間を募らないけませんよね。個人でいいんだったら、そういう意味で比較的ぼんと飛び込んでいけるけど、やっぱり団体で何かの事業計画を持つての公募で、それを選び出すという手法になるんなら、やっぱり仲間をつくらないけませんよね。僕はまだ1期目の議員さんたちには相談していないけど、できたら1期目の議員で初めてのそういう試みの何かお手伝いできたらいいなという思いを持っているものですから。じゃ、団体なら、とりあえず5人いますので、5人でちょっとやろうぜと声かけて、そういうところに立ってやるというのも僕は決して悪いことじゃないし、むしろ奨励されることなんじゃないかというふうに思っていますので、個人であるのか団体であるのかというのにこだわっているのは、そこなんです。団体であれば団体であって、優秀な5人ですから、きっともっといい企画も出るんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひその辺は後で結構なんで、どういう形で望まれているのかというのはお教えいただければと思います。

それから、町民が主体となった運営が望ましいのではというのは、そのとおりでございますけれども、何というんですか、全員が参加できるような形のもの、例えば、今の祭りでいくと、行っている人は、おれたちは来ているだけ。やっぱり来ること自体が参加だと実感できるようなね、これは抽象的で難しいところはあるんでしょうけど、何かそんなような祭りにしたいと思っています。

ぜひお願いは、町民の、極端なことを言えば、子供が実行委員会に入ってきてもいいなみたいな、おじちゃんたち、こういうことをやってよという声を子供たちは子供たちの立場で持ってくるみたいな、そんな実行委員会になるような、あくまでも充て職が悪いと言ってい

るんじゃないですけども、今の充て職ありきの実行委員会だけは、最終的に町民が主体となった祭りにしていくんだったら、この手法だけは、充て職だからというのは僕はとってほしくないんです。例えば、区長さんで手を挙げていただいて、いや、そんならおれも手伝うばいというなら、それはそれでいいです。立派なことです。じゃなくて、区長だから実行委員長よとか、そういうふうなとらえ方だけはやめていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

非常に私の判断はちょっと難しいんですが、結果的には充て職という形での委員さんが多いことは確かでございます。

それまでのいろいろな経緯があると思いますので、本来、やはり町民を主体ということになれば、そういうことを関係なく実行委員会もいろんな方が参加されるのがいいかなと思っておりますけど、これもそれこそいろいろ実行委員会、振興会がありますので、そういう中で協議をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それともう1つ、けやき台の人間だから言わせていただきたいこと、それから遠方の方だとそうだと思うんですけども、足がないんですよ。特に御高齢の方。それから、祭りだから、どうしたって大人は酒飲みますよね。電車で帰ればいいと言われれば、それまでなんですけど、じゃなくて、もうちょっと足、これは何の行事にしてもそうなんですけど、基山の祭りって足がないんですよ、足が。特にお年寄りの方。例えば、社協のバスだとか、あいているのをぐるぐる回してもらうのも一つの手だし、そんなことをちょっと考えていただかないと、ただ来いよだけではいけないんじゃないでしょうか。それが住民に対する思いやりじゃないんでしょうか。

ということで、今回のふれあいフェスタではバスを回していただいていたようでした。非常にいいことだなと僕は思って、ああ、こうやると来やすいよねと周りを見回してみると、けやき台の方も結構来られていました。アトラスの方も来られていました。やっぱりそういう足の問題もきちんとそこまで考慮しての、さあ、やりますからみんなで楽しみましょうよ

という投げかけ方じゃないと、さあ、来いよというだけで、あとは知らんよみたいな感じで受け取ってしまうので、社協の会長もいらっしゃいます。まちづくり推進課の課長もいらっしゃいます。ぜひその辺も含めて御検討いただきたいなと思います。町のバスの有効利用を考えていただければと思いますけど、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、さっきから聞いておりましたけれども——聞いておりましたけれどもって無責任な、申しわけありません。

実行委員会につきましては、やはりできるだけといいますか、自発的にやっていただくと、そういう方がいらっしゃれば、こうこうしてやっていただくというような、それにこしたことはなかろうかと思います。しかしながら、じゃ、本当に毎年やっていただけるかというようなこともありますし、やっぱりどこかで実行する上には、いろんな団体の方の協力も必要なものですから、そういう意味で、ここで充て職といいますか、そういう形で子供クラブも入っていただいております、綱引きもあるものですから。そういうことで入っていただいておりますということだろうと思います。

これも全く意味がないという話でもなかろうかと思います。だから、できるだけ部分というのは、まずそこから自発的な方にやっていただく、入っていただくというような、その辺も当然考えるべきだろうと思います。

それから、足の問題ですけれども、これはやっぱり考えてしかるべきだろうと思います。どういう形で社協のバスをどう回すのかというのは、これはまた別にしましても、やっぱりそこまで本当に盛り上げていこうとすれば、それもやっぱり考えていく必要もあろうかとは思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

次の問題も僕は非常に関心のあるところなんで、きのくに祭りについては最後にしたいと思うんですけども、ここに実行委員会のメンバーに企画政策課と教育学習課という名前が町の中では上がっておりますが、これは課長という認識なんですか、それとも課員という認

識なんですか、それとも特定のメンバーじゃなくて、そのとき手があいている人間が行くという、どんなたぐいで参加だったのでしょうか、実行委員会。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

これは課になっておりますので、課長、あるいは担当、基本的には課長が出席をいたしますけれども、担当者、3人、2人で参加をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

教育学習課長も行かれましたか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

実行委員会等には参加をしております。実際、きのくに祭りのときは担当者も一緒に行くということでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

一つだけ参加していただいた方に聞きたいことがあるんです。実行委員会に入って、祭りが終わって、楽しかったでしょうか。苦痛だけが残りましたか、楽しかったですか、その辺が聞きたいんです。

○議長（後藤信八君）

じゃ、それぞれ。岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

非常に難しい御質問ですが、私たちは一応仕事ということがありますので、仕事の上ではなかなか楽しいとか楽しくないとかいう判断はできませんが、祭りの盛り上がりは、やっぱり多くの方が見えてありますので、それなりの盛り上がりがあるかなというのは感じております。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今、岩坂課長が言われたとおりですが、私も仕事じゃなくて、いろんな店の出し物等での参加をさせていただいた経緯もありますので、やはりああいう祭りは本当に好きなほうなので、私は楽しいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その一言を聞いて、ちょっとほっとしました。というのは、実行委員会の方が楽しくないで、しかめっ面していたら、来ている方はみんなつまらんのですよ。特に、子供たちは敏感。しかめっ面して、実行委員会でござい、これやっちゃいかんよ、あれやっちゃいかんよと大人が言っていたら、子供たちは敏感です。こんな祭りつまらん、これでおしまいです。なんで、本当に楽しかったのかなとお聞きしたんです。僕はある方に言われました。河野さん、実行委員長やるんなら自分で楽しまないかんよと、そう言われましたので、ちょっと御確認の意味で聞かせていただきました。楽しかったという内山課長の御発言は、非常にある意味ではうれしかったです。ありがとうございました。

それでは、2つ目の問題です。民俗芸能についてということでございます。

これもけやき台のことを言わせていただくと、御神幸祭って何ねと。例えば、それは何でそういう話が出てくるかという、民俗芸能保存会に100円ずつありますよね。区を通じて納めてくださいみたいなことであるんですが、そのときに必ず出てくるのは、民俗芸能の保存会って何なんですか、どういうものを保存するためにやるんですかという方が必ず1人か2人おるんですよ。こういうことだと説明して、ああ、それならいたし方ないですねということで納めているというのが現状なんです。

特に、けやき台の方、そういう認識のある方が、こんなすばらしい祭りがあると認識されているのは本当何人ぐらいおられるんでしょうか。何かやっているね、あの辺でと、ひどい言い方すると、そういう感覚です。僕はすばらしいああいう伝統芸能をそのまま終わらせちゃいけないなと思っていますので、お聞きします。

保存会は、大体の支出入、それからどういうものにお金を使っているか、その辺をお聞か

せください。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今御質問の分ですけれども、歳入としましては、今言われたように、町民の方から、これは100円ですけれども、民俗芸能保存にということで会費というような形で集めさせていただいています。これについては、非常に御協力いただいているというふうに思っております。

それから、町のほうが500千円の補助金を出しております。それと、特別に用具関係で修理関係が必要などときには別に予算化をして支出をするということで、この予算の中で御神幸祭と園部くんちを運営しているということでございます。

支出の中につきましては、事業費ということで、例えば、御神幸祭であれば、地元の祭りを開催するに当たって、いろんな衣装等の準備がございますし、そこら辺の使われた後のクリーニング代、それから祭事に使ういろんな諸費ですね、祭り事ですので、いろんな経費が要ります。そういった分、それと出演される方の賄い等もあるというふうに思います。そういったところの事業費ということで、それぞれ御神幸祭の分、園部くんちの分として支出しております。その後、先ほど言いました用具関係の補修関係の予算が出てまいります。それと、需用費関係でポスター関係、チラシ、それと御神幸祭のときはもちまきもしますので、そういった需用費関係がございます。

それと、助成費としまして、昨年ですと基山でありました九州芸能大会、そういうときに特別に準備が必要ですので、そのあたりの助成金ということで支出をするということになっております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

わかりました。もうちょっとですね、金額に限りがあるといえばそれまでなんですが、もうちょっと何というんですか、広報関係とか、僕が祭りの関係でもらったのは、祭りに行ったときのこのあれと、あとは小学生にファイルみたいのを持っていかれて、それにやったぐらいのことしか認識がないんですよ。ですから、その中でデモンストレーションだとか、そういうものをやられていないんですか。

特に、けやき台の人間って、わかんないんです、行きたくても。やっぱり来てほしいんでしょう。行かないでいいんですか。ということではないと思うんですよ。やっぱり一人でも多くの方に足を運んでいただくような努力をするには、確かに外に対しての発信も必要です。ですけど、町民の中への発信というものをあつてしかるべきなんではないでしょうか。そうじゃないと、どうせ来ないんだからという気持ちでやっていたら、いつまでたってもこのままですよ。どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいま言われました広報、PR関係につきましては、御存じのとおり、通常ですとホームページとかへの掲載をしております。それと、近くなりましたらポスター、チラシ関係の配布、それから当日は広報車等でも一応呼びかけはしております。それと、近隣の情報誌です、ね、「月刊ぷらざ」とか、フリーペーパー「月刊いーみる」ですかね、こういったものにも掲載をしておりますが、やはり末端までなかなか浸透していない。知らない人は全く知らないというような状況もあるというふうに思っています。

今回、先ほど教育長のほうが答弁しましたように、学校のほうで小学校、中学校でさせていただきました。これは一番最初教育長が言われたときは、若基小でやりたいんだということと言われまして、調整はしてございましたけれども、今回だけはどうしてもできなかったということもありまして、できれば地元と調整がつけば若基小でも来年度もぜひやりたいというふうに思っていますけれども、そのあたりはやっぱり地道なPRというか、していかなければならないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

僕は若基小学校が抜けていたので、また若基、けやき台のほうはちょっと無視されているみたいに考えておったんですが、さっきは都合でできなかったんだという話を聞いて、ちょっとほっといたしておりますけど、子供たちへの学習活動って必要なことだと思うんですよ。僕はけやき台で三丁目の祭りをやるときに、当時、育成会の副会長の方だったかな、今、4区の区長さんになられていると認識していますけど、災拂の子供の分だけでも、ちょっと祭

りのさわりでやってくれないですかと、子供たちに見せてやりたいんですと、同じ世代の子供たちかと思って投げかけて、話を持っていったら、やっぱりこういう伝統芸能の一つの地区のかたまりとか、そのときの断られた理由というのは、練習を1カ月前からやらないかんから、夏の祭りからやると、またそこから1カ月前から練習せないかんので、親御さんたちがそこまで面倒を見れんから、ちょっと今回は勘弁してねと断られた、そんな経緯があったんです。ただ、何とかしてそういうものを作って見せてあげる、こういう歴史なんだよというのを少なくとも教えてあげる、これは大切なことなんだと思うので、ぜひ来年は小学校でやって、それと授業の中でも1時間でも2時間でも割いていただいて、こういう経緯でこういうことをやっているんですよぐらいのレクチャーがあってもよろしいと思うんですけど、お考えいただけないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

議員おっしゃるとおり、私も伝統芸能を守るというのは、さらに発展するというふうにおっしゃいましたが、そのとおりだと思っております。そのためにはどこを一番大切にするかという、今の子供たちだと思います。授業の中で取り扱うということも、とても大事なことだと思っております。社会科の中でも自分たちの郷土のことを調べるという単元もございますので、そういうところの特に民俗芸能だけではなく、基山にはとても大切な歴史的な遺産もたくさんございますので、そういうこともあわせて充実させていきたいと思っております。

同じことを、実は古代山城サミットのときのシンポジウム、あるいは協議のときに、これを守っていくときにはどこに力を入れるかというのを子供たちにきちんとしたことを教育していくことの大切さということをそこでも言われておりました。ぜひ頑張っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひよろしく願いいたします。私でお力になることであれば力になっていきたいと思っております。

最近なんですけど、何か祭りだけにかかわらず、日本の文化のよさ、伝統のよさ、この前、音楽祭にちょっと行ったんですけども、音楽祭なんか行っても、何かAKBだ何ちゃらかんちゃら、あの系統の曲ばかりで、何か日本古来の曲を歌っているような子が余りいないんですよ。確かにそれが悪いとは言いません。ただ、そこで救いだっしたのは、弥生が丘の小学校がちょっと八木節をアレンジして演奏していただいた。すごく新鮮に聞こえました。それから、基山の中ですばらしいなと思ったのは、中学校のオープンスクールのときにちょっと行かせていただいたら、琴の音が聞こえてくるんですよ。聞いてみたら、4時間だけだけど、3年生が琴の学習を4時間やっている。ああ、いいことやっているねと僕はそのとき素直に思いました。

なんで、そういう日本の文化のよさ、やっぱりこういう伝統芸能のたぐいですから、これが廃れていくということは基山が廃れていくことだと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

それともう1つ、継承の問題で、僕はことし気になったのは、災払の子供たちが年々少なく、年少化してきて、悪いわけじゃないんですよ。ただ、何かあったらどうするのかな。そのためには、やっぱり伝統は地域で守っていくという趣旨はよくわかります。ただ、僕らは新興住宅地だとか、そういうところの子供たちにも参加できるようなものは残しておってほしいし、大人たちでも、祭事は無理にしても、裏方さんで手伝いに行くとかという、何かそういうような新しい交流がこの町全体で起こっていいんじゃないでしょうか。そのために保存会があるわけでしょう。お金を出しているわけですよ。金を出していれば済む問題じゃなくて、そういう人を一人ずつでもふやしていくということが基山の文化発展にはすごく大切なことだと思うので、ぜひその辺を御検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ちょっと私のほうからでいいかわかりませんが、今言われたもの、確かにそうだと思っています。現実的には、それこそ御存じのとおり、これについては一応神事ということで、長い間、地元の方でしっかり守ってこられたということで、今、非常に後継者問題とかで苦労されていますけれども、やはり地元でやりたいんだという強い思いもあられるようです。その反面、やはりどうしても今の状態を考えると、いずれはそういうふうにならざるを得ない、ほか

の方にも入っていただかなければ継承できていかないというような心配もされているというのは現実にあります。今のところ何とか頑張っていただいているという状況だというふうに思っています。そこら辺の心配もあって、やはり早くから小学校とか、そういったところに披露しながら、理解をしていただくというような方向で考えてあるようですので、今すぐというわけではありませんけれども、そういうときには、やはり民俗芸能保存会等が特に主になって動かなければならないような状況になるかもしれませんけれども、これは今後の問題ということだと思います。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ひとつそういうことで、町全体で保存していくんだ。保存だけじゃいけない。僕は発展させていかなきゃいかんというふうに考えています。

育成会の言葉の中に、「大人が変われば子供も変わる」という僕の大好きな言葉があるんですよ。町の行政も町長が変わって、役場が変わったら、町も変わるんですよ。教育長が変わったら——変なふうに変わっちゃだめですよ。前向きな意味での変わるという意味で、上が変われば学校が変わります。学校が変わったら子供たちが元気になります。ぜひこのサイクルで、やっぱり祭りということ、それから行政、すべて全体、そんな気持ちで今後とも取り組んでいただいて、住みよい町、明るい元気な町基山になるように御尽力いただければということをお願いとしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで13時20分まで休憩をいたします。

～午後0時20分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

皆さんこんにちは。町政会に所属をしております6番議員の品川義則でございます。きょ

うは休日議会ということで小学生の皆さんにも来ていただきまして、心からお礼を申し上げます。しっかり聞いて帰っていただければと思います。また、答弁のほうも、それなりのことを求めていますので、よろしく願いをいたします。

通告をいたしております佐賀県原子力災害暫定行動計画、東日本大震災の瓦れき受け入れに関して、そして基山町の農政について質問をいたします。

まず、1項目め、佐賀県原子力災害暫定行動計画について質問をいたします。

3月11日の東日本大震災で起きた福島原子力発電所事故に、いまだその終息のめどさえ立っていない中、佐賀県も玄海町に原子力発電所があることから、暫定ではありますが、佐賀県も災害行動計画を策定しております。基山町も避難者を受け入れるという計画の中に入っておりますので、その内容について質問させていただきます。

1、行動計画の中で基山町に関しては、避難者の受け入れ先に町民会館と総合体育館等が指定されておりますが、想定している支援策の内容はどのようなものでございましょうか。

2、避難者の受け入れ人数と、またその受け入れ態勢はできていますでしょうか。

3、平成23年度までの暫定計画であります、今後の計画確定までのスケジュールはどのようなになっていますでしょうか。

以上、1項目めの質問でございます。

続いて、2項目め、東日本大震災で発生し、復興の最大の障害と言われております瓦れきの処理について質問をいたします。

1、週刊アエラ2011年8月8日号に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合が瓦れき処理処分を受け入れたと、この記事についてその後の経過について御説明をお願いいたします。

2、環境省からの問い合わせが筑紫野・小郡・基山清掃施設組合にあったときに、基山町にはどのような協議がなされたでしょうか、お尋ねをいたします。

3、武雄市長が杵藤地区広域市町村圏組合に瓦れきの受け入れを提案するという報道がされ、その後、反対のクレーム約1,000件程度の電話等があったそうでありますが、そのてんまつとして提案を見送るということに至りました。もし、筑紫野市、小郡市から同様の提案があった場合、基山町はどのような対応をされるのでしょうか、お聞かせください。

最後の3項目めについて質問をいたします。

基山町の農政について質問をいたします。

1、今まで基山町単独の農業政策はどのようなものがあつたでございましょうか、御説明

をお願いいたします。

2、これからの基山町において、農業振興策というものをどのようにお考えなのか質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

品川義則議員の御質問にお答えさせていただきます。

1項目め、佐賀県原子力災害暫定行動計画についてでございます。

(1)の行動計画の中で基山町に関しては、避難者の受け入れ先に町民会館と総合体育館が指定されているが、想定している支援策の内容はどうなっているのかということです。避難者の受け入れ先につきましては、唐津市浜玉町の3地区1,816人を基山町総合体育館、基山町町民会館に、それから唐津市七山全地区2,653人を基山町立小・中学校、保健センター、老人憩いの家、2区・7区公民館等が指定されています。支援内容といたしましては、食料供給、衣料生活必需品等物資の供給、給水並びに日常生活に必要な施設の整備が必要と考えています。なお、避難者の生活運営の主体は避難住民となっております。

(2)避難者の受け入れ人数とその受け入れ態勢はできているのかというお尋ねです。各施設への受け入れ人数は可能と考えます。受け入れ態勢につきましては、基山町地域防災計画に示しています第2非常体制による配備となります。

(3)平成23年度末までの暫定行動計画だが、今後の計画確定までのスケジュールはどうなっているのかということです。県は佐賀県地域防災計画の修正を本年度内に行われますので、その後、基山町地域防災計画の修正を行うこととなります。

2項目めの東日本大震災瓦れき受け入れに関してと。

(1)以前、週刊アエラ、2011年8月8日号に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合が瓦れき焼却処分を受け入れたとの記事についての経過はどうなっているかというお尋ねです。この記事は環境省から本年4月に全国の施設に対し行われたアンケート調査に対する結果をもとに出されたものです。アンケートはどのような種類の廃棄物をどれぐらい受け入れ可能かについて調査されたものであり、受け入れの可否に関するものではありませんでした。この記事に対する問い合わせが、クリーンヒル宝満へ32件、本町へは6件ほど入っており、問い合わ

せに対しては実際に受け入れ要請があったものではなく、受け入れを表明するものでもないことをお伝えしております。今後の対応としては、具体的な受け入れ要請があった時点で受け入れ可能かどうかの判断を2市1町で協議することにしております。

(2)環境省の問い合わせについて、クリーンヒル宝満からの連絡等はあったのかということです。環境省からの調査等については随時連絡があっており、2市1町の同意のもと回答をしております。

次に、(3)武雄市が杵藤地区広域市町村圏組合へ瓦れき処理受け入れを提案されるとのことですが、筑紫野市、小郡市から提案があったとした場合、どうするのかということですが、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の運営に関しては2市1町協議し、運営しておりますので、提案があれば、その内容を協議し、判断することにあります。

3項目め、農政についてでございます。

(1)基山町単独の農業政策はこれまでどんなことをしたのかということです。本町単独の農政事業としましては、堆肥を使い土の健康を回復し、良質で安全な農産物の栽培と生産性の向上を地域ぐるみで積極的に取り組んでいく土づくり事業、家畜ふん尿の適正処理のために微生物を使った土壌改良資材を使い、良質で臭気の少ない堆肥を使い、良質で安全な農作物の栽培と生産性の向上のために、有機農業の普及推奨に取り組み、家畜農家の経営の効率化と環境保全型農業振興を目指す家畜ふん尿処理事業補助金、それから規模等の条件で国・県の補助事業で対応できなかった圃場整備事業、かんがい排水施設の新設改良事業等の農業生産基盤整備に取り組む基山町農業生産基盤整備事業補助金を行ってまいりました。

(2)は、これからの基山町において町の農業振興策は何かということでございます。兼業率が高く、圃場整備率が40%を下回っている本町においては作付や管理がしやすく、主食である米作等の作付維持が必要であり、今後の問題としては担い手不足が課題と考えております。

これからの本町の農業振興策としては、国が進めている集落営農組織の法人化はまだできておりませんが、今後も担い手となる集落営農組織の維持と経営合理化の推進に努め、環境保全型農業振興を継続発展していきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、1項目めはいろいろ関連がありますので、3つまとめて質問させていただきます。

浜玉地区は1,816人、七山地区は2,653人の計4,469人を受け入れると、県の計画で基山町はそのように想定されていますけれども、避難の想定している日数、どれぐらい期間を想定してこの地区の割り振りができているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、佐賀県の原子力災害の暫定行動計画につきましては、今回、福島原発の事故がありまして、早期対応が遅かったというもとに今度の原発に合わせて想定をされております。それで、もし原発事故が起こった場合は20キロ、30キロ圏内を即座に退去させるということです。ですので、日にちがかかるということではなく、その時点ですぐ避難をするということになっております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

避難は万が一の事故が起きたらすぐだと思わなければならないけれども、受け入れ態勢として食料とか寝具とか、寝泊まりが必要な機関が要すると思わなければならない。実際、今でも避難されて自分の家に帰れないという多くの方がいらっしゃるんですけれども、受け入れ態勢としてそういう想定をされているのであれば、大体何日ぐらいの——食料にしても備蓄が要すると思わなければならないし、それだけの民間への契約はされていると思わなければならないので、どれぐらいを想定して、また先方のほうへも事故が万が一起きた場合には民間業者のほうにはそういった想定をして依頼をしておかないと、準備のほうもありませんし、万が一足らないと。基山町民も多くかかわってくる状態ですので、1万8,000人に約4,500人がふえるという話です。隣の鳥栖市にも人口のところに基山町の何倍もの避難者が来るということでもありますから、食料一つにとっても想定以上の物すごく大きな量の食料を確保しなければならないというふうになっておりますので、1日、2日の避難であれば、そうではないでしょうけれども、ここの想定計画では1週間程度を想定ということで、この暫定計画ではそこまでなんですけれども、そこまでの間でも、万が一は今起きているかもわからないという状況であると思わなければならない、暫定計画だろう

が、どういう計画であろうが、それに沿って動かなければならないことが決まっているのであれば、想定してそういった協議をするべきではないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

議員御指摘になりましたように、この想定につきましては、もし原発が起こった段階でのことでありまして、今言われました食料を相当量の備蓄というのは、現在は計画を立てておりません。これにつきましては、佐賀県の分につきましては佐賀県の県民の20キロから30キロ圏内のものを一時避難させる計画でございます。当然、玄海原発につきましては福岡県、長崎県にも波及しますので、これにつきましてはこれ以上の相当の被害者の避難が必要になっていきますので、もしこの事故が起きた段階ではうちが協定を結んでおります物資、それから食料等のところでは確保は難しいと思います。そのときにはかなり町民の皆さん方の御協力、その辺を立てていかなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

次なんですけれども、基山町地域防災計画の示している第2次非常体制というものについてどういう内容なのか説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

地域防災計画の中の第2次非常体制というのは、町の全組織を挙げて災害対策活動が実施できる体制ということで、災害対策本部運営要領の中では、現段階では全域にわたって災害が発生した場合と同じで、第3配備の手順になると思います。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

第2次非常体制ですね。それから、収容可能な収容箇所、施設に来られるわけですけど

も、唐津市の浜玉町か七山町という全く基山、この近辺には地理に疎い方がほとんどだと思いますけれども、また多くの4,500名が避難してくるということであれば、多分、車での移動が主体になってくると思います。県の計画では列車とかバスとか公共交通とか言っていますが、とてもそういう状態ではないと思いますので、もし、そういった方々がこちらの方角に来られるとき、その案内とか受け入れとか、配置の7区の公民館とか2区の公民館とか若基小学校とかも指定されていますので、そういった受け入れ態勢、どういうふうに行動をしていただくのかということは基山町の職員だけで行われるのか、それに消防の団員も加えて作業をしていただくのか、そういう体制はどのような体制を考えていらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

災害対策本部におきましては特に町の職員は全員が対応するようになっておりますし、消防団、それから地区の御協力できる方たちに応援をまたお願いしていくと思います。ただ、その指示を出すのは対策本部の中で一定の範囲をもって指示をしていくと思います。これはテレビでも御存じだと思いますけれども、玄海原発の事故があったときで、今県のほうでは想定された訓練を行っております。ただ、それが実際うまくいったかというのは想定の中でもミスがあったところもありますので、その辺についてはいろいろ研究された中で、また市町のほうにもそういう対応についての会議が持たれると思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それから、収容先ですね。少し現実的な話なんですけれども、計画は2区の公民館に94人が避難されるということですね。7区の公民館に71人、総合体育館と町民会館で1,816人、保健センター634人が避難をしていただくということでもありますけれども、県が想定した計画ですから、この無茶な数字を与えられて嫌ですとか、拒否もできませんし、受け入れることは可能であるというふうな説明がありますけれども、当然無理だと思いますので、民間の宿泊なり町民の方に民泊という形で避難を受け入れていただくということも想定しないと、この人数はとても処理できないと思いますし、受け入れることが不可能ではないかと思うん

ですけれども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、人員の配置につきましては、特に建築面積の中から想定されて人員を割り振っていただいております。その割り振りににつきましては、コミュニティーを中心としてなるべくコミュニティーを崩さない体制で集団的に避難をお願いしたいという計画の中でつくられているようですので、そういう指定されている場所に一時避難をした段階で、そこに無理があれば議員の言われるような体制をとっていかなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

避難計画で各地区の——七山なんですけれども、2区の公民館が桑原地区の55人と、そういうふうになっているんですけれども、保健センターが西木浦と仁部、柳瀬ですか、3地区がこうやって入って634人とかなっておりますので、さきのコミュニティーとかいう考え方をすれば、この3地区はそれぞれの箇所です。180名、189名、104人となっておりますので、町内にありますそれぞれの公民館なり、そういったコミュニティーも、県が指定したコミュニティー単位ではなくて、実際の中原地区とか大屋地区とか、そういうふうなもう少しきめの細かい想定したコミュニティーで配分の配置をされたほうがいいのではないかと考えております。

基山の防災の計画で2区と7区の公民館がそういうふうに基山町は指定をしておりますけれども、それは基山町で災害が起きた場合の避難の想定だと思いますけれども、今回の場合も2区と7区はこういうふうなことで避難体制の施設に指定されていますよ。それから、受け入れ態勢はこういうふうになりますという連携はとれているのか、いかがでしょう。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この計画につきましては、議会のほうにもちょっと説明をさせていただきましたように、6月30日に担当課長会議でこういう案を想定しているということの説明がっております。

その後、7月の区長会の中では議会のほうに説明させていただいたと同じような内容で区長会のほうには説明をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

佐賀の計画を調べておまして、同じ新潟県柏崎刈羽原子力発電所というのがあります。ここも福島県原発の事故を受けて、それを想定してというよりも、それ以上に厳しい内容で計画、過酷事故時における対策の考え方、事務局の素案なんですけれども、過酷事故といいますのは、これはシビアアクシデント、設定基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上、想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができず、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象を言う。原子炉の場合は特に原子炉損傷事故とも言う。シビアアクシデントの重大さは損傷の程度や原子炉格納施設の健全性の喪失の程度によると。

これはアメリカのスリーマイル島事故から旧ソ連のチェルノブイリ事故というものを想定してあるんですけれども、福島県も同等というふうに被害の広さからいけばそれ以上ということであって、新潟県は過酷事故と想定して計画を立てていこうとしております。これが想定した範囲内が、基山町がそれに相当するのではないかなと思うのが半径30キロから50キロ圏内については屋内退避計画地域ということで、その地域に指定された町については屋内退避をするように指導、広報して退避の姿勢をとる。また、安定ヨウ素剤の備蓄、それからコンクリート建設の建物へ避難をすることといふふうに細かくつくられているわけなんですけれども、県の指導計画はこうであると思うんですけれども、基山町も50キロ圏とは言いませんけれども、基山町の地形的に考えて、光化学スモッグとか発令されるほどのいろんな物質のたまり場という箇所であると思うんですよね。

そういった場合に、50キロだから、60キロだからと悠長なことではなく、それを想定した過酷な事故がもう既に起きていると、それが原子力発電所が玄海町にでも起きるという前提で物事を考えていかなければならないと思うんですけれども、今言いました避難計画を立てて町民に広報するというのを私は提案したいと思うんですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

想定をどこまでするかというのは、まだうちのほうもそこまでは検討いたしておりません。データとしてもらっているのは議員も今お持ちの原子力災害に関する暫定避難計画のみでございます。今あとの質問でもありました県の地域防災計画については見直しを行ってありまして、本年度中にその骨格が出されると思います。また、その中で避難の範囲、そういったものまで出てくると思いますので、それを踏まえた上でうちでも検討はしなければならないと思います。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

新潟県の文書の中にもあるんですね。より現実的な防災対策を早期に講じる必要があることから、国等の事故の検証結果を待つことなく現時点で得られた事故やその教訓、また原子力安全委員会が取りまとめた報告書などを自前で想定して、それで最大限の防御、また市民、町民を守るという体制をつくるという結果の考え方のもとになっておると思いますので、ぜひ基山町も同等の考えを持って、想定し得る、町民の安全を図られる最低限の行動計画をとっていただきますようお願いをいたします。

続いて、東日本大震災で起きました瓦れきの受け入れですね。これは清掃組合にアンケート調査という形で来たと思うんですけども、それは廃棄物処理の数量だけという内容だけなのか、どういう問い合わせの内容であったのか御説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

まず、4月に関係者のほうから問い合わせがありましたのは、先ほど町長の回答のほうでも申し上げましたように、受け入れ可能な廃棄物の量はどれぐらいありますかというところでの問い合わせが来ております。

それから、また10月にありました調査では今度は災害廃棄物受け入れ検討の状況の調査ということでも調査が来ております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

2回目の調査、その内容まで言っていただいたんですけども、その内容をネットで調べてみますと、選択肢が3つで、受け入れることを前提にした問い合わせが来たというふうになっているそうでございます。選択肢は3つで、Aが既に受け入れを実施している。Bが市被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っている。それから、Cが被災地への職員派遣や検討会議の設置等を行っていない。受け入れに向けた検討を行っているというふうに拒否ができないような問いで来ているわけですけども、それについても同様の答えを2市1町で協議されて回答したということになりますか。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

今議員のほうからおっしゃったように、問い方としてはそういった内容の問い方でしたが、当施設としましては、受け入れるものが受け入れ可能かどうか不明であるため、検討自体はできないということで、現在どういった体制にあるかということ、個別には答えを出さずに、受け入れ可能かどうかのそのもの自体がどういった内容のものかもわからない中での判断ができないということで回答を——これにつきましても構成団体と十分協議をした上で回答をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その件に関して、県のほうから何か問い合わせとか、動きとか、要請とか、そういうものはないのでしょうか。環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課で、関係都道府県産廃物行政主幹部ということで広域処理の促進についてということで事務文書が来て——広域処理の推進に協力いただきますよということで、いろいろ進めていただきますよということで自治体に来ているそうなんですけれども、県のほうから何かそういったものがありましたでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

各施設におきましては管轄の県のほうからいろんな問い合わせが来るようになっております。本町が構成しております筑紫野・小郡・基山清掃施設組合は、福岡県のほうに位置的には所属するような形になっておりますので、今回の調査等もすべて福岡県を通じて施設のほうに問い合わせが来ております。こういった調査について通常であれば県のほうからこういった内容の調査を施設のほうに問い合わせをしておりますというような通知文が来るようになっておりますけれども、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合のほうは福岡県のほうから直接来ておりまして、福岡県から本町のほうにそういった調査をしましたというのは来ておりません。

その関係で佐賀県のほうに問い合わせをしましたところ、福岡県の管轄の地域になっておりますので、佐賀県からは何も対応しておりませんというところのお答えと、こういった状態の調査は現在来ておりますというところのお答えをいただいております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

わかりました。受け入れの報道が出て、問い合わせがクリーンヒル宝満に32件と、本町へ6件ということでありますけれども、その内容について説明をいただけませんか。こういった内容の問い合わせなり電話なりが、またいろんな方法で来たと思うんですけれども、よろしければ説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

問い合わせの内容としましては、実際このアエラの記事、雑誌が出る以前の新聞記事としての広告面として出たところで、それには受け入れをというふうな内容で出ておりましたので、実際それが本当に受け入れるのかどうかということについての内容がほとんどでございました。

それと、本町に関してはお電話と、あるいは直接お見えになって、まずこの記事自体がどうなのかという記事に対するお問い合わせなりもございましたので、そういった先ほど町長のほうが回答を申し上げたような内容で、実際受け入れ要請があっているわけではないと。あくまでも受け入れを可能かどうかの調査があっているということのお答えをさせていただ

いております。

それと、4月の時点での調査に関しましては、まだ放射能の汚染とか、そういったふうな問題がほとんど出ていない状況での調査でありましたので、単純にやはり同じごみ処理を行います自治体としましては、こういった緊急時でございますので、実際、そういった内容も含みまして可能かどうかの調査ということで出しているということで、ほとんどが本当に受け入れるのかどうかというような内容の問い合わせであるというふうにクリーンヒル宝満のほうからも聞いております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その問い合わせの内容ですけれども、賛成のほうが多かったのか、反対のほうが多かったのか。それから、クリーンヒル宝満と本町はわかったんですけれども、小郡と筑紫野市、両市についてはどれほどの問い合わせがあったのか、また、そういった抗議とか賛成の問い合わせがあったのか、わかれば説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

本町にありました分でも、そういったのを受け入れないでほしいというような内容のことでありました。クリーンヒル宝満等に入ったお問い合わせも中身的には反対であると、汚染されたものが入ってくることにに対しては反対だというようなことであります。

筑紫野市、それから小郡市のほうにも数件程度入っているというふうには聞いておりますが、件数はちょっと確実な数字は把握しておりませんが、それでも本当に受け入れるのかどうか、表現的には反対というような内容の問い合わせがあっているというふうに聞いております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

受け入れについては、本当に全国でいろんな抗議とか、また問い合わせとか、いろんなアクションが起こっているわけですね。武雄市でも提案をするというふうに・渡市長が報道で

言っただけで、1,000件程度のクレームが来るということなんでありますけれども、被災された自治体にしてみれば、本当に目の前に大きな瓦れきの山があつて、復興を妨げているということは厳然たる事実であると思うんですよ。

その点なんですけれども、受け入れを拒否している、返答もしていない、また今のところ困難であるというところもあれば、東京都のように積極的に処理について国の基準の安全性を信用し、信頼して受け入れるところはあるわけですけれども、基山町としてどのような体制でいくのか、それからこういった重要な課題について、町だけ、また2市1町だけで協議をしていいものかですね。それとも、基山町の2市1町の協議に臨むために町民の意見を聞くとか、そういったことをされて、それから協議に臨まれるのか、今までの協議をしてきたと同様に庁舎内だけでの協議で臨まれるのか、その辺のところはどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実は私も7月の最初でしたか、陸前高田に行って、戸羽市長さんにお見舞い申し上げて、その後の片づけの進捗というような話、その辺もいたしました。そのときに耳に残っているのが一応瓦れきの片づけとといいますか、集積はできたと。あと、これをどこでどう処理するかと、これがこれからも自分たちの、あるいは国のでもありましょう。課題だとおっしゃってましたから、その辺が非常に心に残っておりますし、それだけに心情的には本当に何とかしてあげたい、するのが人道かなというような気もしますけれども、やはり町民の皆さん方の安全、安心をちゃんと担保していかなきゃ、そう簡単に、はい受け入れますというようなことじゃないと考えております。それだけに、やはり慎重に、そして皆さんと、2市1町もちろんそうですし、住民の皆さんとも協議しながら、それは決めていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

言われましたように、陸前高田市、ここが瓦れきの推計865,000トンありまして、これがちょっと古いんですけど、6月のデータなんですけれども、そこでほぼ集積は――搬入です

ね。仮施設なんですけど、多くのところは仮置き場に搬入は済んでいるということであるんですけども、まだその処理が全くできていないということでもあります。

岩手県が476万トンで、これが処理量で換算すると約11年分、宮城県で1,569万トンで約19年分とか、宮城県のある市では100年分の瓦れきがあるということも想定されておりますので、日本全国で被災地3県なり東北地方を支援していこうということで、今国会でも消費税とかいろんな話が出ておりますし、ボランティアの方も多く行っていらっしゃいます。また、基山町も義援物資、義援金も送っておりますし、そういう全国で支援をしようということでもありますけれども、基山町としてもいろんな場面で県とか国とかと接触する場合に、瓦れき処理はやはり全国で処理しなければ早期の復興はできないと思うんですね。ただ、そこに安全性が必ず担保されなきゃいけないですし、100%の安全性とは言えないでしょうけれども、より町民なり国民が納得できるような基準、そういった数字をやはり政府は提起をすべきだと思うんですね。そういうものをやはり基山町も岩手県の陸前高田に深い思惑があって皆さんも行かれていると思うんで、そういった支援の気持ちをより別の方向からでも、瓦れき処理について動きを起こすべきではないかと思っています。

ただ、そのためにはやはり基山町民にアエラの記事が載ったりとか、いろんな問い合わせがあったり、2市1町で協議をしたりとか、クリーンヒル宝満で議会の中でこういったやりとりがあったということも、町民に随時説明をしていく責任があると私は思っております。今、政府の安全性に非常に疑問を持たれているのは、安全性の言葉に重みがないというか、信頼性がなくなっているから、そういうふうに言っても何一つまともに聞いてもらえない、抗議一つで提案を退けなければならない。また、市民、町民に迷惑がかかるという判断になってしまう。提案する立場の根拠がなくなっているんだと思うんですね。ですから、ぜひ町長にはそういった機会を通して、より多く声を上げていただき、政府に支援復興が早く進みますようにアクションを起こしていただければと思っていますけれども、その点についていかがお考えですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

戻りますけれども、このアエラの記事というのは、私は本当に私自身、寝耳に水でございました。そういう問い合わせが来ているということ自体も私も知らなかったというようなこ

とでございます。そして、本当にここに書いてございます2,000トン、日に50トンぐらいまでは大丈夫だというような書き方、しかしこれがすべて受け入れる、ここにはもう手を挙げたというような書き方をされておりますので、これはやっぱりちょっと私もいかがかなと、決して、もし手を挙げるとかなんとかということであれば、事前に私どもにも当然組合のほうから連絡があるはずですから、それもなくてということですから、この記事自体はちょっと先走ったところがあるんじゃないかなろうかというふうに私も思っております。

そういうことからして、さっきも言いますように、本当に慎重に協議しながら、そして筑紫野、小郡ともしっかり連絡取り合いながら、考えていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ありがとうございます。そのように本当にあやふやな判断、また、あやふやな情報で、本当にしなければならないこと、本当に進めていかなければならないことが阻害される。また、これによって東北3県を支援していくという日本人としての純朴な気持ち、純粋な日本人としての気持ちを曲げられてしまう、また遅くなってしまうということは非常に問題であると思っておりますので、的確な判断、またできるような情報の収集、また基準値の適正な設定というものを強く望んでいきたいと私も思っております。

3項目め、農政について質問をさせていただきます。

町長が2月に町長選に立候補されるということで、リーフレットを策定されておりますけれども、その中で2回のリーフレットの中で、農産物直売所をつくると、1期目も相当な期待で我々も期待していたわけですが、とうとうその文言が消えてしまったということでもありますけれども、その辺のところには全く気持ちに変化はないということなのか、少し町民の方に盛り上がり欠けるから、長いスパンでもう少し様子を見てみようかなというお心変わりなのか、その辺のところはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、私も1期目のときにも強い基山の農業を何とかしなきゃいかんというような気持ちがございます、そのためにはやはり商品が売れなきゃ、つくったばかりじゃ何にもならん

というような商売人としてそう思うもんですから、それで農産物の販売所を町でやるというのは、それはちょっとはなから考えていませんでしたし、それを支援するというような、そういうつもりで申し上げてきたということではございます。しかしながら、いろいろ場所なりのことも農業者の方と検討する中で、どうしてもやっぱりそのことが進まなかったものですから、それと、よくよく考えてみれば、基山町の農産物を売るということ、それに関しては今、農協のJAのところで週2回、朝市がっております。そして、そこでも結構盛況といえますか、売れておるようではございますし、あと、鳥栖のほうに持っていかれている方も大分おられるようではございます。

けやき台のほうは月2回ということで、これも及ばせながらというところかもしれませんがけれども、そういうことで、基山の農家の方はそういう意味では本当の山の奥よりも恵まれてあるのかなという感じもいたします。そこで全然あきらめたということじゃございませんけれども、本当に特色ある農産物をつくっていただいて、それが売れるような体制になればという思いはまだ私も持っておりますけれども、ちょっとそういうことで今度のリーフレットには載せてはおりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

具体的に入っていきたいと思います。

農政の補助金ですね。単独の農業政策ということで、土づくり事業、これは年間予算が400千円ですよね。昨年が三十五、六万円程度の補助金を出していると。それから、家畜ふん尿処理事業、これに200千円で、昨年が決算で240千円ぐらいですか、出しているようなんですけど、農業生産基盤整備事業補助金ですね。これは昨年度どれぐらいの予算で決済されているのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

こちらのほうは申請者のほうから上がってきまして、その内容を精査して補助を出すという形になっておりますので、最後に申請がありましたのは平成21年度で申請が1件出ておりまして、22年度については申請が出ておりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これからの農業振興策ということで、圃場整備が40%を下回っているということでありましてけれども、この圃場整備事業は最大でどれぐらいの補助率なのか。最高金額はどこまでできるのか。それと、この事業に対してのかかわりですね、役場としての取り組み方、どのぐらい農業委員会にお願いされているのか、それとも単独で御自分たちで募集しているのか、その対応ですね。事業資金を使ってもらおうということに、どれだけの対応をされているのか、3点お願いします。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

基山町の農業生産基盤整備事業補助金に関しまして、圃場整備に関しましては100分の30以内、それからかんがい排水事業に関しましては100分の40以内、それから農道整備事業の幅員が4メートル以上で延長が100メートル以上の事業につきましては100分の50以内、それから幅員が4メートル……（「そのぐらいでいいです。次に行ってください」と呼ぶ者あり）はい。といった形で事業をしておりますが、こちらのほうは国あるいは県の事業に対応できなかった少し小規模な部分で、そしてなおかつ地域である程度取り組んでいただくという形にしております。そういった御相談があった場合には、まずは国の事業、あるいはこういった町の事業という形で御相談を受けておりますが、積極的に広報とか、あるいはそういった形を出しているという状況にはございませんので、やはりこれにも自己負担が伴うものでございますので、そういった形で御相談があったときに、こういった情報の提供を差し上げているという状況でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

自己負担があるのはそういった補助率が決まっているからそうだと思うんですけども、やはり振興策とは何をしますというと、特にこの3項目が上がってきていて、ここ何年かやっていないという状況であるならば、圃場整備率が40%下回っているという現状にもう満足

して、これでいいというふうに役場は思っているわけですか。それとも、もっと圃場整備をしていって作付品目を上げていかなければいけないとか、農業者の所得を上げていかなければいけないというふうに考えていかなきゃいけないと思うんですよね。そういった制度があるんですから利用していただかなきゃいけないと思うんですね。

ですから、その点のところを積極的に説明し、お願いして、いや、でもうちとはかと言われるんだったらしょうがないと思うんですよ。こんな厳しい状況になって、受ける側が、はい、やろうと思ってということはなかなか出てこないと思うんですよ。しかしながら方針として経営の合理化とか環境保全整備、農業振興、継続、発展していきたいという答弁を私は得たわけですよね。それならば、そうやっていって、いやでも農業者の方が答えてもらえないという状況であるならば、ああ、そうですかでしょうがないと思うし、農業者の方たちに我々ももっとしましよよというふうに声を上げなきゃいけないと思うんですけれども、皆さんがしなければいけないことは、まだその前段ですよね。これは、私は今考えを持っているけど、参事はどのようにお考えですか。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

確かにおっしゃいますように、町のほうとしても集落営農組織を通じて、農業振興として農業の集積化、あるいは集約化、そして共同化といった形で担い手不足を補うという形で集団でやっていただくというふうな方向に来ておりますし、そのためにはやはり圃場整備と農業基盤整備が必要になってくるのは当然だというふうには考えております。町としてもぜひそういった形での農業促進をしていただきたいとは思っておりますが、なかなか今申し上げたように、自己負担というのもございますので、そういった状況でこれ以上農業の分野に自己負担をしてまでというところがなかなか難しいのが現状ではないかというふうには理解しております。

いろんな機会で、例えば生産班長さん、あるいは農業委員さん、そういった集落営農組織の方とか、いろんな方々にもこういった情報というのは当然お出しをしているところではありますけれども、もう少し少ない自己負担率で事業を行えるというふうな状況が出るのであればまた別ですけれども、やはり一定レベルの自己負担は出てまいりますので、そういった中ではなかなか厳しいのが現状であるというふうには認識をしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

同様、やはりこれから新しく自前でお金を出してからしようというなら、これから農業を続けていこうという担い手ですよ。これができなきゃいけないと思うんですけども、先ほどの河野議員の質問でも祭りを維持するのに後継者が出てこないとか、商工関係もなかなか次世代の後継者が出てこないということで行き詰っているんですけども、であれば今の農業従事者に、じゃ、おたくの息子さんとか、どなたか新しく担い手でということは、なかなか現実的に難しいと思うんですよ。でありながら、農地を守るということは基山の自然環境、また災害面から関しても治水力から考えても、やっぱり耕作放棄地をつくらないということが前提ありますし、では放棄にならないようにどうすればいいかということであれば、この前の農業委員会の方とお話をしたんですけども、ことし、ひとつ放棄地ができそうになったと。何とか無理やりお願い——無理やりではないですね。強く要望したら受け入れてくれたと。だから、新しくできなくてよかったとほっとされていたんですよ。本当に心の底から相当交渉されて、多くの方をお願いしてまくったと。

どうかすると自分がそれをお願いしながら自分が受けなきゃいけないというふうな逆のパターンも多くあると思うんですよ。であるならば、担い手というものも別の形でつくっていかねばいけないと。だから、農業従事者、後継者、農家をやっているところだけが担い手ではなくて、今言われていますように、定年になって、それから農業に帰っていこうということで、新しく農業を始めていこうという方が、新規営農者、新規の担い手の方の半分以上をそういった方が占めているというデータもあるんですけども、基山町の多くの方が定年を迎えられて、JAが行っております——ニュータウンにありますよね。あそこ満杯でいつもされています。どうかすると、自分で農地を何とか探して、自分で野菜とか自前でつくっていますよという方は潜在的にたくさんいらっしゃると思うんですよ。

この質問は以前も林議員が何回も何回もされていて、体験農園なり、そうやって町が管理する農園で作物をつくっていただいて健康になっていただく、土をさわっていただく、また生産する喜びを得ていただくということはできませんかという提案があるんですけども、そういったことを新しい担い手としてとらえて、この事業を町が行うのも結構ですし、町がそういった農地を持っている方にこういう制度がありますというふうな——あるわけですよ

ね。農地を貸してやってもらって、その管理は農地を持っている方がするというのをバックアップは行政ができると思うんですよね。そういったことに取り組もうと今提案しているんですけども、その件についてできそうかできないかなというのは難しいと思いますけれども、検討だけでもしていただくことはできませんか。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

確かに9月議会でも林議員のほうから市民農園の御提案等いただいております。確かに、それも遊休農地、耕作放棄地対策の1つの手だてではあるというふうには考えております。それとは別にやはり今、国のほうというか、TPPの問題等ありまして、農業環境を取り巻く状況というのはここ1年の中で大きく変わろうというふうにはしているように考えております。

それに伴って、先ほどの2番の答えの中でもありましたように、今基山町が米作を中心とした農業というのが現実的には占めているところがございますけれども、この米作自体が今後どのような形になっていくのか、国の方針がどうなっていくのかというのも大きな問題ではあると思いますので、そういう点も含みまして、やはり農業のしやすいところはそういった形で集落営農組織とか大型集約化の中での対応になってくるかと思っておりますけれども、中山間地域であったり、そういった部分の耕作放棄地の対策としては、今、品川議員から御提案いただいたような農園だったり、その地域の中でやっていくとか、そういった部分も当然1つの耕作放棄地の対象の事業の一環になると思っております。

また、観光農園であったり、一昨日からありましたような健康増進の面とか、そういった総合的な観点からの市民農園というのも当然考えていかないといけないのではないかとこのように現時点では考えております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

担い手を新しくつくっていただいて、農作物をたくさんつくっていただくということになれば、一番最初にお聞きしました市ですね——売るところ。売るところをぜひ、町のテナントを出して、月1とか週1とかやられてもいいと思うんです。最近、小倉のほうでちょっと

会合が終わってお話をしていたときに、70を超えたおばあさんといっちは失礼なんですけれども、女性の携帯が鳴ってメールが来たということで何ですかと言ったら、鳥栖の道の駅のほうから3時、5時、7時にメールが来ると。あしたはどれだけの数量を出してくれというものが来ると。メールが使えるんですかと話したら、いや家族から言われても全然覚えようとしなかったと。道の駅から来たら覚えたと言われたんですね。そういう話はよく聞くんです。

四国のほうでは葉っぱを売ってやっているところも、パソコンが使えるという。何で使えるかと言ったら、孫に小遣いをあげるお金ができるから覚えたと言われるんですよね。やっぱりここは非常に人間の賢いところだと思うんですよね。そういったことが、だから、その場にいた10人ぐらいが、うわっ、すごいねとびっくりしたんですね。そういうことが一つ一つ積み重なっていろんなものが回っていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひ市の設立を、町長が1期目に立たれたときに、もう一回読み戻していただいて、御返答いただければと思っています。

最後に町長の答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、やはり基山の農業のあり方というのを本当に考えなきゃいかんというふうに思います。これはもう兼業が多いと、専業じゃないんだと、働きながらできるというような、そういう形態でもあろうかというふうに思います。それを考えますときに、私が言うのもちよっとおかしいんですけども、余り農地の集積を大きくしようとか、それはやっぱりどうかなというような気がいたします。

それで、じゃ、どうするかというと、やっぱり市民農園なり町民農園なり、家庭菜園なりというような、これがこれから先、ある程度大きいだろうと。そういう意味で、私も12区の向こうのあそこはしょっちゅう気になりますし、それから八ツ並線の向こう側、あの辺にもあります。それから、小倉のほうにもあります。だから、そういうのはいいなと思って、そういうのをぜひこれから……。そして、言われますように、そういうのを大々的じゃなくて、持ち寄って売れるような、そういうふうなこともできたらなど、それがやっぱり一つのけやき台のああいうのにつながっていけばいいなと思うんですけれども、何かそういうようなこ

とはやっぱりこれから考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

○10番（品川義則君）

以上で私の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで2時半まで休憩をします。

～午後2時19分 休憩～

～午後2時30分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○4番（木村照夫君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番議員の木村照夫でございます。4月に議会へ送ってもらいまして、8カ月過ぎております。きょうは3回目の一般質問でございます。きょうは日曜日で、傍聴席の皆さん、お休みのところ傍聴いただきましてありがとうございます。

そこで、質問通告書により、1項目めに職員の人材育成はどのように実施しているのか、2項目めに観光施設の小松地区の水車を整備してほしい、それから3項目めに町営キャンプ場の有効活用を図ってほしい、以上の3点について伺います。

質問事項の1としまして、職員の人材育成はどのように実施しているのか。

質問要旨としまして、団塊世代の定年退職者が大量に退職される中、有能な課長クラスに多いが、町民のサービス低下及び担当課仕事の支障はないのか及び後任の人材育成、研修等はどのように実施しているのか。

アとしまして、定年退職者数を、平成23年度、24年度、25年度の3年分の一般職、管理職の退職者数を示してください。

イとしまして、人員削減を図っている中で、退職された後の人員確保はどのようにするのか。

ウ、人事の昇進について、今の人事は年功序列が主なようだが、能力ある若い職員、それと女性職員の管理職昇進は考えられないのか。

エとしまして、一般職員、管理職員の人材育成の研修はどのように実施しているのか。

オとしまして、人事院勧告により給与削減が行われているが、職員のモチベーションを上

げるためにどう取り組んでいるのか。

(2)としまして、町及び各課の目標やスローガンはあるのか、年度初めに掲げて職務遂行しているのか。

アとしまして、町の目標及びスローガンを示せ。

イ、各課の目標、スローガンを示してほしい。

ウとしまして、職員の業務日誌はあるのかについてお伺いします。

2項目めに、観光施設の水車を整備せよ。

これは、平成23年11月26日にJRのウォーキングが行われました。町内外から多くの参加者が見えたが、観光マップにある小松地区の水車は稼働してなく、参加者は残念がっておりました。今後、どう対応するのか。

アとしまして、水車、水車小屋の概要について示せ。

イ、水車の耐久年数及び定期点検や維持管理はどうしていたのか。

ウ、修理して稼働させるのか、また廃棄処分にするのかを考えを聞きたいと思います。

それから3項目めに、町営キャンプ場の有効活用を図れと。

屋内に閉じこもり、インターネットやゲームに熱中している子供たちに屋外で学ぶ、遊ぶ楽しさを、この整備された町営キャンプ場の施設を活用して、自然の体験の場所として有効に活用できないのか。

アとしまして、平成21年度、22年度、23年度の過去3年間の年度別、月別のキャンプ場の使用状況を示してください。

イとしまして、小・中学校はどう活用しているのか。

それからウ、施設の概要や利用申し込みを町民の皆様や地区の子どもクラブ育成会にわかりやすくPRしているのか。

エとしまして、年間の維持管理はどのようにしているのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

木村照夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、私のほうからは1項目、2項目めまで、あと3項目は教育学習課のほうにお願いし

ます。

1 項目めの職員の人材育成はどのように実施しているかということです。

(1) 団塊世代の定年退職者が大量に退職すると。有能な課長クラスに多いが、町民サービスの低下及び仕事への支障はないのかということ及び後任の人材育成、研修等をどう実施しているかというお尋ねで、その中でアとして、定年退職者を、平成23年度から25年度、3年分の一般職、管理職の退職者数を示せということでございます。

一般職に関しましては、平成23年度が2名、平成24年度が1名、平成25年度が1名でございます。そしてまた、管理職は23年度5名、24年度6名、25年度はゼロでございます。

イ、人員削減を図っている中で、退職された後の人員確保をどのようにするのかということですが、とりあえず定員管理どおり実施をしていきたいということです。

ウの人事の昇進について、今までの人事は年功序列が主なようだが、能力や実績ある若手職員及び女性職員の管理職昇進は考えられないかということでございますが、これに関しましては当然考えられると、今後考えていきたいと思えます。

エは、一般職員、管理職員の人材育成の研修はどうしているかと。

職員研修については、年間計画により職務経験年数等に合わせて実施をいたしております。

オの人事院勧告により給与削減が行われる、職員のモチベーションを上げるためにどう取り組んでいるのかということですが、人事院勧告と職員のモチベーション向上についてはリンクすべきものではないと考えております。職員のモチベーション向上につきましては、基山町人材育成基本方針の研修形態に掲げている1、職場での日常の職務の遂行を通じて学ぶ職場研修と、2、職務から離れて一定期間研修を受ける集団研修を中心とする職場外研修と、3、職員がみずから学ぶ自己啓発を3本柱とし、基山町においては職場研修を各種研修の中心に据え、職場外研修はこれを補完するものとして位置づけて、相互に連携させて人材育成に取り組むことといたしております。

(2) 町及び各課の目標やスローガンはあるのかと年度初めに掲げて職務遂行しているのかというようなお尋ねです。

アの町の目標及びスローガンを示せということでございますが、平成23年度の町の目標は、健全財政の確保、人口減対策の確立、協働の推進体制の確立を掲げております。

イ、各課の目標及びスローガンを示せということでございますが、総務課といたしましては、徹底した無駄の削減、人口減対策として基山町のPR活動、それから内部的な正副体制

の確立ということ。企画政策課は、2係の協業体制の強化、それから文書管理の徹底、そして人口減対策による旧公民館跡地利用の検討を挙げております。財政課は、健全財政の確保に向けて中長期財政計画の見直し、財政計画による職員研修、税の重みを十分に悟り、1円を無駄にしない財政運営、それから業務2名体制の確立というようなこと。あと各課も挙げておりますが、大体このようなことが主体になっておりますので、省略をさせていただきます。

ウの職員の業務日誌はあるのかというお尋ねですけれども、職員の業務日誌はございません。

2の観光施設の水車を整備せよということです。

観光マップにある小松地区の水車が稼働しなくなって残念だと。今後、どう対応するかということでございます。

アの水車、水車小屋の概要について示せということですが、

水車搗精施設については、平成2年に高齢者の農業生産及び地域社会活動への参加を促進するとともに、担い手の育成並びに農業生産の向上、農業の安定化を図るという目的で設置いたしました。水車の概要としましては、上がり式で直径4.55メートルの水車を2連設置し、搗精部は玄米の搗精5うすと1分間に36から42回転するきね5本を設置しております。水車小屋は木造平家陶器かわらぶきで、床面積が21.66平方メートルとなっております。

イの水車の耐久年数及び定期点検や維持管理はどのようにしていたのかということですが、水車の耐久年数としましてはおおむね10年と聞いております。水車の維持管理は、その都度補修を行ってまいりました。

ウの修理して稼働させるのか、または廃棄処分にするのかということですが、当面は現状のまま管理をしていきたいと。そして、それと同時に、やはりどうするかということはここでしっかりと考えなきゃいかんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

木村議員の御質問にお答えをしております。

3項目めの町営キャンプ場の有効活用を図れということでございます。

屋内に閉じこもり、インターネットやゲームに熱中している子供たちに屋外で学ぶ、遊ぶ楽しさを、整備された町営キャンプ場の施設を利用して、自然体験の場所として有効に活用できているのか、アとして、平成21年度、22年度、23年度、過去3年間の年度別及び月別町営キャンプ場の使用状況を示せということですが、特徴的なものだけ御説明をいたします。

平成21年度、6月、7月、8月が多い月でございまして、それぞれ6月が5件の253人、7月は6件、310人、8月が11件の424人、12月から2月ぐらいまではほぼ1件で、それぞれ12月が7人、1月16人、2月14人、そういうふうな推移をして、21年度は合計で61件の1,755人でございます。平成22年度は、多い月が6月、7月、8月で、それぞれ6月が5件の248人、7月8件の461人、8月が13件の343人で、1月、2月、3月は使用者がゼロでございました。22年度は合計が件数で49件、1,818人でございます。23年度でございますが、5月、6月、7月、8月が非常に多く利用されておまして、5月が6件の340人、6月が5件の184人、7月が14件の380人、8月が9件の333人で、12月、今月からはまだ利用がっておりませんが、恐らく少ない人数だろうというふうに予測をしております。11月までのトータルで71件の1,657人でございます。

イの御質問で小・中学校はどう活用しているのかということでございますが、小・中学校の学年単位、あるいはクラス単位で現在活用しているということはないようです。

ウの施設の概要や利用申し込みを町民の皆様や地区の子どもクラブ育成会にわかりやすくPRをしているのかということについてですが、子どもクラブや青少年育成町民会議、子どもの居場所づくり教室などではできるだけ利用していただけるようお願いをいたしております。また、施設概要や利用申し込みなどについては、その都度、空き状況や利用方法などを説明いたしております。

エの年間の維持管理はどのようにしているのかということでございますが、キャンプ場管理については基山町社会福祉協議会と業務委託契約をしており、利用があるときの通常業務のほかに、月1回、定期的な点検を行っていただいております。また、植栽管理業務については、業務委託により剪定、消毒、施肥を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それでは、2回目の質問に入らせてもらいます。

先ほどアで23年度から25年度、3年分の定年退職者を示してもらいました。平成23年と24年が7名、7名で、2年間で14名が退職されます。基山町は基本的には人員採用計画はなかったのですかね。その当時、町長は不在かもわかりませんが、そこんきの見解をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

平成19年以降から定員管理に基づいて補充をしております。その補充の方法としましては、まず定年退職者じゃない場合につきましては5月31日までに退職の意向を出していただき、そして8月に新規採用試験がありますので、それに間に合うような形で行っております。もし職員が新規職員に間に合わなかった場合は、やっぱり定数割れといったような状況になります。今までの採用は、あくまで定員管理に合わせた数字で確保を図っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

だから、その当時、新入職員をどの段階で入れられたものか、偶然この時期に7名、7名と退職者が重なったものか、そこんきはどうなんですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

基山町の人口自体が55年ぐらいから急激に右肩上がり伸びてきております。そういった関係で職員の増をいたしております。職員採用につきましては、一時的に、その年に同じ年齢の方たちが受けられて入ってきておられるわけではありません。職員採用試験では、それぞれに新規採用で採択された方が同じ年齢じゃないということと、そういうのも含めまして、今は30歳までに年齢制限を拡大しまして採用を図っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。

それでは、23年度も残すところもうあと3カ月となりました。7名が退職されます。特にこの方たちは行政のプロでございまして、高校卒業で入れば42年間、大学卒業で入れば38年間過ごされて、基山町の賃金が安い時代から高度成長、また低下するまでずっと過ごされて、いろんな行政の知識を持ってあります。大きな充電された職員、知的人材、この財産を基山町は3月までで軽く切っていいのでしょうか。町長どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに私も、もう職員として40年前後活躍してきていただいて、基山の行政を支えてきてもらったということは思っております。しかしながら、定年ということでございます。再任用という制度も今ございますから、その辺もどうかと、それでもしよければという思いも私持っておりましたけれども、そういう希望者もいらっしゃらないということで、残念ながらこういう7名、7名の退職者ということでございます。何も私が切ったとかなんとかいう話でもございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

本当に基山町にとっては知的財産、土地とか物とかじゃない大きな知的な財産を失います。といいますのも、民間会社も団塊の世代は大量に入っております。そのため、どう後継者を残すか、いろんな苦勞をしております。確かに製造系の物をつくるあれやったら、ビデオを撮ったり、しめ縄づくりとか、ずっとビデオを撮って、ああいう技能とか技術は残せます。でも、知的財産というのはどうしたら残していけるか、民間会社も大抵検討をしておりました。確かに係長クラスにマンツーマンで指導されるかもわかりません。今、会社がやっているのは標準マニュアル化。いろんな問題があります。道をつくる場合、土地の買収計画がずっとございます。あのパターンやったらこういう標準マニュアルでいきますよというパターンをつくられて、あのときはこういうふうでいきましょうという、だれでもわかりやすいようなマニュアルづくりですね、ああいう民間会社はやっております。なかなかこういう行政は難しいかもわかりませんが、そういうことを取り組んでいかれて、もう来年3月、再来

年3月と十何名退職されますから、やめた後の新しい方になるべくわかりやすくそういうマニュアルづくりもやっぱりしなくちゃいけないと思いますけど、町長どうですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もちょっと、各課にそういうマニュアルというのが、ちゃんとしたマニュアルがあるかどうかというのは私も存じておりません。ただ、それはもう今までを見ておきますと、引き継ぎとといいますか、ということはもう当然やっております。それ以前にいろいろ見て学んであるということ、そしていよいよかわられるときには引き継ぎをされるという、それで今まで来ておるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。

もう1つ要望がございます。今度、定例会で副町長案の上程をされましたですね。もし町長が3期目当選されましたならば、一案として、この優秀なメンバーから選考の一員の一案として考えてもらいたいと思います。

○議長（後藤信八君）

今の回答要りますか。（「町長お願いします」と呼ぶ者あり）小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそ、まずは私自身がどうなるかわからんということですので、今ここで、はい、どうのというような話でもないということはお含みおきいただきたいと思えますし、それもありませんし、今、特にどなたをどうというようなことはちょっと考えておりません。これから、もしそうなったときには幅広く人選はしていきたいというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。なら、次に行きます。

人員削減を図っている中で、退職された人員の確保はどうするのか、定員管理どおり実施

していきますと答えられました。私、思うんですね。若い人が地方で働く場所が少なくなってきた。現職員の削減はもちろんですけれども、若い基山町民を臨時的に雇用するとか、非正規職員をふやすとか、この町にとどめていくためにいろんな方策、逆の転換かわかりませんが、そういうことを今の地方はしなくちゃいけないと思いますけれども、町長どう思いますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、定員管理と言ってずっと人員を削減はしてきたわけでございます。これからしますとこのとおりいっているのかな。16年からしますと、もう10人ばかり削減しておるということでございます。しかしながら、ちょっと削減だけでいいのかなという、そういう疑問も私持っておりますし、今、定員管理の見直しというようなことも庁内でやっております。それともう1つは、臨時雇用といいますかね、嘱託といいますか、そういう方々にもやっぱり、正規職員となるとなかなかいろんな問題が出てきますから、正規がいいんでしょうけれども、やっぱりそういうところでカバーしていくというような考え方も持っていきたいとは思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

総務課長、今、非正規職員は何名ほどいらっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今の非正規職員数については、ちょっと把握しておりませんので、またその辺は報告させていただきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。

人事の昇進について、今、年功序列ですね。だから、若い職員、優秀な女性職員とか昇格してほしいんですけども、回答は当然考えられますと。今回の7人、7人やめられる、これはいい時期のチャンス到来じゃないですか。もし町長が3期目当選されたら実行されますか、検討するのみですか、どうぞ。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今の採用に関しましても、非常に優秀な女性の受験がありますから、採用に関しましても女性の数もふえておりますし、それから、いわゆる課長とかなんとかというような、そういうふうなことに关しましても、やはりそこに男女のいろいろ格差とか、そういうことはなく、やはりそれなりの女性の登用はしていきたいと思います。それともう1つは、適材適所でもございますし、今度、年功序列だけじゃなくて、この辺も当然考えながら、以前もそういうケースも多々ございましたし、これからもやっぱりそれは、ちょっと難しい面もございませうけれども、当然やっていくということで先ほどのようなお答えをしたということです。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。次に行きます。

先ほどの人事院勧告の給与削減と職員のモチベーション向上はリンクすべきじゃないと考えておられますけど、何でリンクしないんですかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、一定までは人事院勧告も、公務員の給料が国家公務員よりも安いという時期があって、右肩上がりでかなり給料の改正が行われたときもあります。今は人事院勧告は大体マイナスの方向でここ何年か続いておりますけど、これはあくまでも給与の水準でありまして、それによって業務が、モチベーションはもっと低下するとか、そういう形にはならないということをおっしゃっていただいております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

はい、わかりました。

それから、研修についてちょっとお伺いします。

ここに指標があります。地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針ですね、平成9年の内容がございます。それについてお伺いします。

確かに基山町は、職場研修、OJT、職場外研修、OFF-JT、それからもう1つありましたですね、自己啓発、3本の柱でやっておりますと。この指針にはもちろん書いてありますけれども、「QCサークル活動等小集団活動の活用」と書いてありますけど、この小集団活動はやっておられますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

研修につきましては、まず国が行っておりますアカデミーといいまして国の施設に対して派遣をするもの、それから今度は佐賀県が行っております年間計画に年齢別、それから職種別等でやっております県の派遣、それからあと庁内で行っておりますのを年間で計画しております。また、それとあわせて、広域圏で同じ研修の中でもそれぞれの市町でやっております研修が、話し合いをしまして、その中でそれぞれに違う研修をやっておりますので、職員を派遣しながらその市町の研修に参加するというような方法で行っております。それから、今御指摘いただきました部分については、テーマを持って進めていくものにつきましては、プロジェクトチーム等を活用した中で、各課から出たものに対してうちのほうから問題点、あるいはテーマを与えまして、それをみんなで検討しながら行っていく方法として行っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そういうプロジェクトチームですかね、現在は何チームぐらいございますかね。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今、1つは図書館検討、それから庁舎別館等の活用、それに協働のまちづくり関係のワーキングチーム等を持っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、以前やっておりました小集団活動ですね、QCサークル等ございますけれども、この中でPDCAを回しながら問題発掘法、最終的には結論を出して、アクションを起こしてものをつくる、形成する。その中で、お互い小集団ですから、いっぱい対話を交わして問題解決をやっていきます。今、若い人が心の悩みとかを持って長欠とかおられます。こういう若いグループに入って、いっぱい討論されて、その中で若い人同士が話し合っ、いろんな検討の中で、ちょっと僕はゆうべ寝られんやったけんとか、その小集団活動を通じて心の病とかわかるわけですね。もう今、職場で若い人に一杯きょう飲みに行くぞと、僕は車やけん飲み会せんと。そういう小集団活動はコミュニケーションづくりでもあったんですね、自分たちが会社におるころはですね。そして、問題を解決したら、ああ、終わった、これで飲みに行こうやと。そしたら、次のテーマをまたやっていこうと。小集団活動ですからね、職務外、ちょっと外れた内容でございましたけど、そういう活動を若いチームでやった思い出がございます。今、プロジェクトチームとして頑張っておられますから、納期、いつまでやるか、だれがやるか、ぴしっとはっきりして早目に効率よくチームを立ち上げてもらいたいと思います。

次に行きます。

○議長（後藤信八君）

ちょっと待ってください。今の回答はなしですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）木村議員。

○4番（木村照夫君）続

基山町の目標、スローガンを先ほど述べてもらいました。立派な町の目標でございます。平成23年度の町の目標は健全財政の確保、2つ目が人口減少対策の確立、3つ目、協働の推進体制の確立、本当に議員になって初めてこういうテーマを聞きました。ああ、基山町もやっぱりこういう目標があるとたいと、本当に初めて聞きまして、また各課にもリンクしてずっ

と方針をされております。

それで、総務課が今挙げております徹底した無駄の削減についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、徹底した無駄の削減、何をテーマに無駄とって掲げておりますか。人件費の無駄とか、事務用品の無駄とか、庁舎維持管理費、光熱費の無駄とかあろうかと思えますけど、そこんにはどう想定されてやっておられますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これにつきましては、まず町の目標がございます。先ほど言われたように、それからそれを目標にして課の目標があります。そして、これを課の目標に掲げて、それぞれ今度は個人目標を出してもらおうようにしております。その中で徹底した無駄の削減、それはもう議員が御指摘になったいろいろな無駄というのを想定した中で個人が一番目標に掲げるものということで、総務課の中ではあくまでも事務用品のチェック、それから電気、維持管理等は財政課のほうでやったりしますので、例えば、財政課で電気、それから水道、そういった光熱水費等の削減を掲げた場合は、個人個人がそれに取り組んでいながら課の一つの目標として、総務課の場合は月に1回、第1週に前進という会議を開きまして、その中のチェック等を行っております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。

そしたら、目標を掲げられて、納期1年間、その達成度、何%削減するとか、その数値はございますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、課の目標に対して個人の目標を掲げます。そして、10月1日での目標達成度を個人でまた出します。そして、そこ一、二週間の間に個人面談を行うようにいたしております。その中で目標の修正、それから達成率、そういったものを課長と個人面

談を行いながら確認をしていくようにいたしております。その中で、それぞれ個人が出した目標に対しての達成率をヒアリングしながら掲げていくというか、報告を受けるようにいたしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、6月の定例議会で電力節減のお話をしました。佐賀市は7月、8月、9月の3カ月を前年度より20%節減すると。実際、新聞ではもう20%以上に削減されておりました。そういう具体的な数字の目標ですね、そこをすれば本当にこれは皆さんわかるっちゃんね。だから、逆に7月、8月、9月、基山町は電力節減、去年に比べて増減どうでしたか。わかりませんか。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

済みません、その数値は持ち合わせておりません。ただ、本町の場合は、従来から、もう数年前から電球の間引きをしたりとか、昼休みの徹底消灯とか、それからクーラー等の、極力夏は28度、それから冬は18度ですか、で徹底してやっております。御存じのように、この建物でいいますと、一遍に冷房をつけますと、基本料ですか、ぐんと上がります。それで、一番高いところで1年間の基本料金を取られるようになっております。もう議員御存じのとおりです。ですから、それをなるべく抑えようということで、一月当たり130キロワットぐらいに抑えよう。一時期は180キロワットぐらいありました。それを120キロワットから130キロワットに抑えるような励行をもうここ数年間やっております、もう大体電力等につきましてはよそにはちょっと見られないような節減をやってきております。総務省本省あたりが20%ぐらい削減しようという目標を出してあります。これは、総務省あたりは今までそういうふうな節電努力はされておりました。ですから、それが見えるわけですね。基山町の場合はなかなか設定しにくいところがございます。その辺はひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

全部対策したけんあとはされんとか、そういう段階じゃないわけですよ。また今年よりか来年はさらに削減せにやいかん。そういう考えを持ってやっぱり物事は進めてもらいたいと、そう思ってお話をしました。

次に行きます。

業務日誌はないと。若い新入社員が入ってきて、また課のローテーションをやって、これでどうかなと。業務管理については町長どう思いますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

民間では業務日誌といいますか、売上げがどうのこうのというような、そういう業務日誌もありましょう。しかしながら、役場としましては、特段業務日誌で、きょうはどこに行ってどうだったと、そういうのはいずれ提出いたしますから、その辺のところではわかりませんし、数値的にどうのこうのということもないので、日誌というものはつけていないということです。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

わかりました。もう次に行きます。時間がありません。

そしたら、水車の件ですね。水車、水車小屋の概要を示せと。言われましたけれども、何年ごろこれはつくられて、平成2年か、その工事高というのは何ぼ、どのぐらいやったんですかね。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

平成2年の設立当時の総額としましては18,367千円というふうになっております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その当時は農業用の高齢者の農業生産、地域社会活動ということで、観光面にはちょっと考えていなかったんですかね。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

確かにおっしゃるように、その当時は、先ほど町長の回答のほうにもございましたように、農業面での部分という形で、ただ、観光面というのを考えていなかったかといいますと、場所柄、大興善寺という本町での観光の目玉の場所、あるいは小松地区という環境の場所がございますので、そういった面もありながらも、主体としては農業用の施設、高齢者対策、若者活性化推進の対策の事業という形で水車搗精の施設という形で設置をしているというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それと、耐久年数、おおむね10年と先ほど申し上げましたですね。その都度、修理をしておったと。その修理費ですね、どのくらい今までかけたのか。また、何か点検マニュアルとかそういうのがあったんですかね。水車の維持管理とか、もしあったら教えてください。

○議長（後藤信八君）

内山農林環境課参事。

○農林環境課参事（内山十郎君）

現在、その修理費の総額等がちょっと手元に持ち合わせませんので、お答えできないんですけれども、木造の水車でございますので、その部分で、部分的に修理が必要になった場合に部分的に補修を重ねてきたと。ただ、もうここ数年でどうしても基幹となる軸の部分まで腐食をしてきたということで、修理がきかないというふうな状況になっているところが現状でございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

私は、観光用の施設としても一回復旧させてもらえんのだろうか。小森町長の来期のあ

れも、3項目、自然がたくさんきれいな町、大興善寺のツツジと紅葉でウオーキングと書いてありますから、もう観光、自然がいっぱいあるところ、園部はいっぱいありますもんね。あそこんには信号機もございません。バスも走っておりません。いるのはイノシシぐらいです、いっぱいおります。本当に今までハード面はもうつくらないと、つくらなくていいと言うけど、形あるものは修理ばしてください。そのくらいできるでしょうもん。町長いかがですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

あれは、新しくすれば1基4,000千円ちょっとかかるというような話は聞いております。2基ございますから八百万円、九百万円ぐらいかかるということでしょう。それにいろいろ付随したことを、小屋なりなんなりということになれば、またプラスされるということだというふうに思います。新規の場合はそうです。それから、修理がどの程度きくのかどうか。さっき言いますように、もう軸の部分も腐食してしまっているからと。じゃ、それを、軸を、軸受けをとというようなことになると、これまた費用もかかる。ならもうつくったほうがよからうというような話にもなるかもわかりませんが、そういうことで、ちょっと修理、修理と言っても見当がつかいませんものですから、その辺のところはもう少しやっぱり調べさせて、どうするのか、そしてそれが観光にどれだけ効果があるのか。それはあったほうがいいということは十分私もわかります。あそこを歩いてみても、まさにそうだと思いますから、しかしながら、ちょっとそれは担当とも考えていきたいということです。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、水車の件で、あそこ、この前ウオーキング、二時間、三時間ほどずっと見ておりました。もう町長は帰った後でございましたけど、その中でお客さんで自分たちがボランティアで修理ばしてやろうとか、町のやっぱり協働のまちづくりね、町長が提案していること、うーん、いいこと言わっしゃるなど。本当にそういう方がいらっしゃいますもんね、私どもが回してやりましょうかと言ってから。そういうこともございましてこの懸案を言っておりますけれども、やはりあれば復旧されて、私が思うのは、木じゃなくて樹脂製とか軽金属で

すかね、あれをつくってもらって、2輪にするか、1輪にするか、また搗精装置を外してもらって水車だけ回すとか、あと維持管理、ボランティアか何かでね、そういう言われる人もいらっしゃるから、そこんにき持って行って、やっぱり自然観光の園部の集落、あそこんにきをぜひ復興してもらいたいと思いますけど、町長、もう一度お願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

もうあれを最初につくるときに、木造にしようか、あるいは擬木にしようかという話もあったそうでございます、何かちらっと聞いたところによりますと。擬木だともっと高くかかるというようなことで結局木造にして、そうなってくると耐久が10年ちょっとというようなことのようにございます。

それと、いろいろ方法はあるかと思います。その中で、本当にボランティアで、いや、それはもう安くしてもいいよというような方がいらっしゃれば、それはもうお願いしたいというところがございますので、それがさっき言いますようにどの程度可能なのかどうか、その辺のところもやっぱり我々としても見きわめて、そういう方がいらっしゃれば探してお願いしたいということは思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

やはりあの水車を直して、新しくつくられて、発電機をつけてですね、もう搗精はつけなくても発電機をつけて、LEDによるライトアップとか、そういう方向に持って行って、朝倉は三連水車、基山は二連水車たいということのをちょっと思い切って、町長ももう要らん箱物はつくらんでよかけん、せめて壊れたものを直すということを強くお願いします。

次に行きます。

町営キャンプ場の有効活用を図れと言いましたけれども、21年度、22年度、23年度の過去3年間の使用状態を先ほど言ってもらいました。平成21年1,700人、22年1,800人、23年1,600人で約1,800人前後、自分たちが子どもクラブのお世話をするころは2,000人以上おられました。若干減っているようですが、このキャンプ場はオールシーズンのキャンプ場ですかね。ほかのキャンプ場は夏場とかございますけど、どうなんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

基本的には年間を通してオールシーズンということで利用できるようになっております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

正月も盆もしてもいいということたいね。わかりました。

ちょうど1週間前、キャンプ場を見にいきました。お客さんがいっぱい来ていました、お客さんの来た跡が。それは何と申しますか。イノシシです。もうイノシシがキャンプ場をばさる場所びったりですもんね。ちょうど平林のじゅったんぼですね。ああ、イノシシさんが来るとばいなと思ってですね。そういう施設で、それで草とか管理の面、きれいにされて、もったいない施設やなと思って、また若いころ子供と一緒にキャンプに行っておりましたけれども、懐かしく思いましたけれども、何か有効活用、学校関係なんかも使っていないとありますけど、何かいい活用方法はないですか。教育長お願いします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校のほうとしては、今、宿泊学習、宿泊研修で夜須の少年自然の家でそういうキャンプとかやったりしますが、やはりこちらのほうでは宿泊施設がないということで、それとセットでキャンプをやるのはなかなか難しいということで学校単体で今使うという計画はないようです。ただ、PTAなどの、基山小学校あたりでは毎年8月にPTAのおやじの会で子供たちを連れてキャンプに行くということはあるようですが、日帰りでも学校の教育活動の中でそういうことができればということで検討はしてみたいと思います。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

せっかく金を使った立派な施設でありますから、青少年育成町民会議なんかも九重とか行かしたですもんね、バスに乗ってね。せっかく基山町に施設があるのに、あそこも自然があ

るから上を見れば星とか見えますからですね。あそこんにきの有効活用は考えられないんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

確かに青少年育成町民会議なり子どもクラブのほうでも、町外の大きな施設を利用してということで、年間の計画としてはそういう計画を入れてあります。ただ、基山町のキャンプ場につきましては、ああいう大きくない施設でございますので、なかなか利用がどんどん図られるということではないかもしれません。ただ、現実的には、その中でも、やはり少年スポーツ育成協議会ですね、少年野球とか、バレーとか、そういったクラブ単体での利用は結構あっております。それと、先ほど教育長言われたPTA関係のグループで親御さんと一緒に子供さんたちが利用されるというようなこともありますし、あと区の子どもクラブ、今回は23年度につきましては4区と3区、それから5区の子どもクラブの方が利用をいただいております。そのあたりで、まだ利用等につきましては大きく伸びる、大きく減少するという今の状況ではございません。ちょっと蛇足ですけれども、平成18年度には1,251人です。平成19年度には1,634人、20年度でちょっと減って1,342人、あと先ほど言いました1,755人、1,818人ということで極端に減っているわけではございません。ただ、もう少し、何と申しますか、あそこを有効活用して利用増を望みたいということではございます。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、子供が少なくなって使用数が減ってきたら、今度は中高年齢、それで今から団塊の世代、まだ足は大丈夫、まだ御仮殿の横のあそこは行かんでもよか、あの若い世代ですね。要するに65から70の間の人、あの方々がイベントか何かできないんだろうかと。焼き肉は歯がもう悪いから食べられんけん、違うとをやってみて、イベントをして、あそこの周辺には……

○議長（後藤信八君）

木村議員、時間です。

○4番（木村照夫君）続

はい。田んぼ等ございますから、中高年齢にも大いに活用するようにPRしてください。

以上で終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで3時40分まで休憩します。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、片山一儀議員の一般質問を行います。片山一儀議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

9番議員の片山一儀であります。傍聴席の皆様には、日曜にもかかわりませず一般質問のとりまで傍聴していただき、お礼申し上げます。これから通告に基づいて質問をいたします。

まず最初に、質問をする私の立場を明らかにしたいと考えています。町長は、福沢諭吉の「民会論から国会論へ」という論文を読まれたことがあるかどうかわかりませんが、これは住民主権主義を説いております。松石議員が言われるように、住民がすべて主権だ、住民の立場で。2つ目の立場は、私は、町長も全く同様だと思うんですが、地域の住民の現在及び将来について……

○議長（後藤信八君）

ちょっと済みません、傍聴席からのカメラの撮影は禁止されておりますので。

○9番（片山一儀君）続

責任を持っているということを第2の立場にします。どこかの党のためにだとか、だれかのためにだということは考えておりません。なお、9月議会でも申し上げましたが、反論、逆質問は勝手、自由をお願いをいたします。私もきょうは戦闘モードで、よろいを着てきておりますので、よろしく申し上げます。

本定例会は、小森町長が2期8年の最後の議会であります。私は当初から、民間から出られた町長として大変期待をしておりました。基山町政史に名を残される町長を期待しておりました。そういうところで、小森町長2期8年の政治姿勢、考え方について、また、9月議会で3期目を宣言されました小森町長に、今後の町の方向性についてお尋ねしたいと思います。

通告いたしました第1回目の質問です。

小森町長は、2期とも無投票でしたが、どれくらいの住民の方の支持を得ていたとお考えですか。

2つ目、この約8年間の小森理念を簡潔に教えてください。

第3番目、この約8年間、主としてだれのための町政運営を行われたのですか。

第4番目、九州におけるクロスロード協議会地域、久留米、鳥栖、小郡、基山、佐賀東部地域の位置づけなどをどのようにお考えですか。

第5番目、3期目を目指される小森町長は、自然と活力、財力を生かした、こんな町づくりがしたいと、5つの柱を掲げられております。しょせんコップの中の水をかきまぜるだけで、時世に合わず、地域の活性化は望めないのではないかと考えております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

片山一儀議員の質問にお答えいたします。なかなか手厳しいというか、その辺があらわれたような御質問だというふうに思っております。

1項目めの、小森町政8年を顧みてということ、(1)2期とも無投票でしたが、どれくらいの住民の支持を得ていたとお考えですかということですが、これはもう当然どのくらいなんて言えるものじゃない、わかりませんと申し上げなきゃいかんかなと思います。そして、だが、ある程度住民の方には支持をいただいていたのだというふうにだけ申し上げます。

(2)の小森理念を簡潔にということですが、一言に言って、何かというふうに思うんですけども、私が当初からずっと言い続けたのは、やはり郷土の町づくりと申しますか、1万8,000人が一体となった議会、町民の皆さん、それから行政が一体となった、そういうコンパクトなまちづくりをという、それが私の一番の、いわゆる協働のまちづくりということでございます。

それから、(3)、だれのために町政運営を行われたかということのお尋ねですけども、この辺はちょっと私も、当然私はもう一貫して町のためをと、それから、町民のためということで思って行政、町政を行ってまいりました。

2項目めの、町政の方向性についてということでございます。

(1)は九州におけるクロスロード協議会地区及び佐賀東部地域の位置づけを、どのようにお考えかということです。

九州には福岡、北九州の両政令指定都市を初めとして、各県に主要都市が点在しており、この地域は、それらの都市を東西と南北に結ぶ高速道路や鉄道の結節点に位置しておるということでございます。また、九州経済の中心地である福岡市も近距離にあり、経済活動の面からも優位な地理的な位置にあります。平成23年春の九州新幹線全線開通によって、久留米と鳥栖に新幹線駅を有することとなりました。近畿、中・四国方面からの乗り入れが容易になるとともに、鹿児島から博多までの九州縦貫軸が大幅に強化され、その一角にあるこの地域は、さらに大きく発展する可能性がある、そういう地区だと思えます。

(2)の、3期目を目指す私が自然と活力、財政力を生かした、こんなまちづくりがしたいと、そういうことを掲げておるということです。これはしょせんコップの中の水をかきまぜるだけで、時世にそぐわないんじゃないかと、活性化は望めないんじゃないかという御指摘でございますが、私は決してそうは思いません。これらのことをやはり続けることが、やはりこの地域の活性化、住民の皆さんが生き生きと暮らせるまちづくり、そうなると信じております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

ほぼ予期したとおりの回答をいただいたんですが、しかし、一部の町民には利を与えられ、他の多くの町民には不利、損失を与えられたんじゃないかと私は考えております。以下、例を挙げて、所見を伺います。

1点目は、この話はどうも15年ぐらいいったようですし、前、一度私は一般質問で取り上げておりますが、グリーンパークの町有財産の販売という事案ですね。これは、15年ぐらいいからあったみたいですが、16年の7月5日に正式に内山建設の社長から、グリーンパークの土砂採取について申請が上がってきております。これはいろいろ県とのやりとりをされて、県は1人にするのはどうかとか、いろいろあったような記録は残っておりますが、12月10日に一般競争入札を告示されて、12月27日に落札決定通知を内山建設に出されました。そのと

きの立米単価は25円と。内山建設が出した事業計画には、24.50銭ぐらいの値段になっております。それから、売価が100円ということになっております。

このとき、これからは、2つ予測です——予測はやめましょう。公課価格が6,977千円でした。これは町の規則で、7,000千円以下の町財産の販売は議会を通さなくていいということになっております。したがって、その値段に落ち着いたんじゃないかと推測をしておりますが、今言ったように、立米単価25円で、大体販売見積もりが、計算書によると100円で計算してあります。粗利が約6,000千円ぐらいだったと思っております。これで販売単価を町内のある業者へお伺いすると、少なくとも1千円はするかなと。これも前に私申し上げました。私の友人で、福岡に同じ——総務課長、おかしいですか——3千円ぐらいするんじゃないかと。そうすると、100円と1千円であるとしても、約10倍ですよ。25円からすると、約40倍です。約7,000千円で売れば、280,000千円の粗利になります。ここで問題を感じたのは、向こうが測量してきた土地の量を、そのまま信じて審査をされたと思いますけれども、審査をされて、町が自分の財産を売るのに、自分が幾ら持っているか、幾ら売るかを測量されていないですね。それから、土砂販売というのは大体1.5倍するのが通例であります。なぜか。縮まっているやつが膨らむわけですから、売るときには1.5倍ぐらいになるんです。その計算をしていない。この膨張係数1.5倍を考えますと、内山建設は約420,000千円の粗利を得たことになり、7,000千円ぐらいで買ったやつがですね。

すなわち、町長は町長の権限を利用して、特定の業者に、当時内山建設が膨大な利益供与をされたことになり、これは、すなわち大部分の町民に損を与えたことになる。議会の審議も得ず、これ、言葉がね、密かに行われたと解釈できます。解釈できるんですよ。この事実から見て、町民のための町政運営をされたと大見えを切れますか。町長お願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、それこそ16年ですね、17年、そのころのあれが、片山議員が以前にもこれはいろいろお話ししたはずでございます。全協とかなんかでも、それから、予算関係のところでもお話ししたと思っておりますけれども、今なぜそれをここで持ち出されてこられたのか。その辺がちょっと私もわかりません。

それと、本当に私がそんな勝手なことでやったという認識は全くございません。とにかく

私も役場に来たすぐではありますけれども、しかしながら、それはちゃんと目を通して、それなりの判断をしたというふうに思っておりますから、何もめくらでやったということでもございませんし、そこに恣意的な何かがあったというような、それは決してないということ、私は申し上げておきたいというふうに思います。

いろいろ土地、土砂の販売、これにはいろいろ考え方はあるのかもわかりませんが、そんなむちゃな話でやったということではない、ちゃんと手続を踏んでやったという、私はそういう覚えもございません。その当時、やっぱり見積もりというか、大体の見積もりをとって、そして入札にかけて、そして、それで販売価格が決定された、そして、その土砂、どのくらいの土砂があるかというような、測量をしたかどうかというのは、ちょっとそこまでは私もわかりませんが、やはりそれはちゃんとした確認はしておるはずでございますし、それから、価格につきましても、今、暴利をむさぼったというような言い方もされました。100円の1千円のどうのこうのじゃないと思うんです。どうも私も聞いておりますと、100円というのは、本当にその土を販売するときの価格だということで、それにはいろいろな経費がかかります。そういうことを差し引くと、さっきおっしゃったように、24円ちょっとということが、たしか出ておったということです。それで、落札25円ということで落札して、とってもらったと、そういうふうに私は認識をしておりますから、そこに何ら恣意的なものも、めくらだったということも思っておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

めくらと申し上げておりません。ただね、この前質問したときは、420,000千円という数字は上げていないです。1.5倍の係数は上げていない。27,000千円ぐらいで40倍という形で質問しました。要するに、これだけ町民の方に負担を、損をさせたんじゃないかと。町の収入のあるところをですね。自分が売るものを、幾ら持っているかということの測量をした記録はありません。向こうの出した資料、この事業計画書がありますが、その中の、審査はしたという記録はあります。これ、よろしいです。

一応、選挙はなかったけれども、町民の支持を受けて、得ていたと言われました。当然そうだろうと思います。そういう答えだろうと思います。そうすると、これは大きな背信行為になります。これは、さきにも、背信という言葉は前回の一般質問で使いました。よくよく

すると、もっとひどいかなと思っっていますが、次の第2例を言います。

第2例は、倒産した内山建設の社屋、敷地——その前に、なぜそんな昔のかと言われたんですが、最初に申し上げたように、8年間をと言っているわけですからね。8年間を顧みてと言っているわけですから、理解ください。

第2の例は、倒産した内山建設の社屋、敷地の処理に関するもので、内山建設が破産宣告をした、このときは、もって所有は建物だけですね。これは管財人から、競売になるところを、暴力団があると——このときは警察は暴力団情報は否定しているんです。にもかかわらず、それはそれで町長の答弁にあります。町のうわさでという話がありました。確認できない不運に基づいて買われたんです。このときはそういうこともあったでしょう。破産宣告をされて、管財人の手に移った。ところが、もう1つ問題は、その土地が、社有地は内山会長の個人の土地でした。当時その時期には、破産宣告、自己破産をするよという情報が流れたにもかかわらず、質問したら、もし破産宣告をされたら、管財人がかわるからという理由で、これを破産宣告する前に買われました。その金額は約90,000千円です、両方全部合わせてね。ところが、その後いろいろお金を入れて、約1億円以上かかっています。今どう使うか検討されていると思います。しかも、これもね、こういうふうな、そのときはいろんな施設の、図書館だ社会福祉関係の施設だとか、いろいろ回答されました。しかし、これも、これは一部の方ですが、うちも暴力団に言えば、町は買ってくれるかなと、こういう話も聞きました。あいまいなことで1億円前後にかかる金を投資された。これもやはり私は多大な損を与えたことになると思っていますが、この事実から見て、本当に町民のための町政運営、全住民のための町政運営をされたと誇りをお持ちですか。町長にお答えしていただきたい。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、警察が暴力団を否定したと、関与していないということで、はっきり否定したというようなことは一切言っておりません。それは当然警察も、それはそうですねというようなことは言わないと、それはうかつなことは言えないというような、そういうことだろうと思います。それを、そういうふうに解釈されてもいかがかなというふうには私思います。

そこを踏まえて、そして、やはり情報があつたの無いのという話じゃなくて、私どもとしてはやっぱり危機感を持っておったんだというようなこと、それで、購入したいということ

で、価格設定、管財人ともいろいろ、銀行ともいろいろ折衝して、そして、九千何百万円というような価格で購入したということ、これは当然のことながら、いつでございましたかね、議会の議決も承認もいただいておりますということですので、何も私が特別に何かこう、自分で勝手なことをしたとかという話ではないというふうに申し上げておきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

警察、そのような情報はないと言った、ね、これをですね、そういう情報はない、確かにいろいろなあれがあって、これを私は反対討論しました。賛成討論された議員もおられました。だから、議会は通った。しかしながら、やはり幽霊の正体見たり枯れ尾花、私はこのとき町長には、後の先がいい、戦い方としては先の先じゃなくて後の先がいいと、こう申し上げたことを記憶しております。その問題は2つ目。3つ目の例を挙げます。

それは、福岡導水の関連の剰余金の取り扱いであります。

これは昭和63年、その前にですね、町長の時代ではありません。63年のころに、福岡県が筑後川の水を福岡へ運ぶために、水の通路をつくった。そのときに、いろいろ地元に迷惑をかけるということで、基山にも導水対策協議会という会が、当時会長さんは、内山達男さんという人でした。契約書になっているんです、63年の契約書にね。内山達男さんだそうです。残っていますが、580,000千円ぐらい、もっと金が入ったかも、導水対策協議会にですね。その根拠は、これから20年間の水道代として渡されております。それで、導水対策協議会はどうしようかとお考えになったんです。これは推測ですよ。580,000千円の金の管理を、対策協議会にはできない。あるいは、20年間、水を使い過ぎたらオーバーするかもしれない、そのときは自腹で負担をしなければいけないと考えられたんだらうと、これは私の推察です。それで、これを全部町に寄附しよう。当時、天本町長だったと思いましたが、対策協議会から580,000千円ぐらいが町へ寄附をされております。そして、20年たってみたら、120,000千円残余が残った、簡単に言えばですよ。そしたら、おお、そんなに残ったか、じゃ、少しくれよという要望がありました。そしたら、町長は、じゃ、それを40,000千円渡そうと。これも私は一般質問しました。何で根拠があるんだと、必要になったら渡せばいいじゃないですかと、いや、必要になったら渡せない金だとおっしゃったというふうに私は記憶しています。したがって、このとき40,000千円が事実支払われています。これは議会では、議決をと

いますが、これは予算書で、予算の中に80,000千円が盛り込まれただけで、議案として議決も何もされておられません。そして、40,000千円が寄附された。そのときの印鑑を押した人は、そのときの対策協議会長であった方と、それから町長さんと、立会者として議員3名があります。

これも、本来40,000千円のこの金があれば、私は思うんですが、基山の駅、あるいは、けやき台の駅にたくさんの住民税を納めて通勤をしている人の自転車が雨露にさらされていますね。基山の駅前に一部2階建てがありますけど、ほとんどあとは雨露にさらされているんです。駅前でバイクにしる自転車にしる、多分何百台とあります。

ちょっと福北線という線があります。この福北線の篠栗までの間は、福岡へ通勤される人が住宅を持っている駅であります。その周りは全部屋根つき、あるいは、もっと自転車の保管がしやすい整備がしてあります。これだけの金があったら、できたはずですよ。だから、私が多くの人に不利を与え、一部の人に利を与えたんじゃないかと、こう言うんですが、町長いかがでございますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この導水の問題は、一部ちょっと言われましたけれども、福岡市の水不足対策解決のために、筑後川から福岡市まで導水管を整備するという、そういう事業でございまして、基山町の園部地区から筑紫野市の牛頸ですか、あそこまで管を引いたんですけれども、トンネルによって工事したということです。

そのときに、まず、瀧光徳寺さんの滝の水がとまったというようなこともございました。それから、宮浦地区を流れる実松川ですね、あれの上流も枯渇したと。そして、井戸も出なくなったというケースもあちこちございまして、そこで、工事発注者の水資源公団と宮浦地区で組織する、4区福岡導水対策協議会に話をされて、補償金として一定のお金が支払われたということでございます。そして、その20年の補償が平成20年4月30日で切れるため、補償金の残額が123,848千円ですか、ございました。（発言する者あり）この取り扱いについて、今後のことも先のことも協議したわけですけれども、もともと、このお金というのは、やはり宮浦の補償のために導水から来たお金であると、補償金であるという性格を持ってあったということだと思います。そして、この120,000千円残ったんですけれども、当時、

38,000千円（「120,000千円です」と呼ぶ者あり）ですね。それで、これを町に管理してくれというような話があって、寄附するから管理してくれということがあったんじゃないかかと思っています。（「議長、私が説明した事項ですから、時間をもったいないですよ」と呼ぶ者あり）しかし、その辺ちょっと確認しておきたいと思っています。

○議長（後藤信八君）

今ちゃんと回答しておりますから。（発言する者あり）

○町長（小森純一君） 続

そういうことです。それと、1つ言いたいのは、それをもし宮浦の水道代で足りなかったら、町がそれを補てんもするという、そういうやりとりもあってはおります。したがって、120,000千円残ったから、それはそっくり町がということじゃなくて、一つにはやっぱり協力金的なものもありましたでしょうし、そして、これから先、それじゃもう完全にそういう問題がなくなるかというようなこと、これもちょっと疑問でもございましたから、それじゃ、その当時、金利の計算もいたしまして、何がしかの40,000千円をお返ししようということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私は前に申し上げたけど、63年の4月に町に寄附をされているんです。いいですか。町に寄附されたということは、町の財産です。それから20年の水は使い放題、無料でという、その間ね、さっき申し上げたように、推測でオーバーしたら町の財政を使い込め、払い込めと、こういうことで、20年たったら120,000千円残っていた、これだけの話なんです、簡単なんです。だから、そのときに残っているのを見て、返してくれと、これだけのね、節水対策という名目で返してくれと言われたんです。だから、これから何かあれば、その因果関係を審議して出せばいいんですよ。そのときに40,000千円、何も出すことはなかった。これは、そのとき印鑑をついた人3名と5名は、住民に返すべきだと思います。過去のことですから、支払ってもらわにゃいかんと考えておりますが。

次に移ります。私は全部ここの確認書を持って、それを見て言っているんです。そのような数は簡単に、何円って関係ないんです。大枠なら大枠で、町長が小さなことにこだわるから、大きな数字を間違うんです。

次に移ります。

今回、私は一般質問の冒頭に、大体、町長以下執行部の皆様に、真摯な日ごろの努力に敬意を表しますという言葉は今まで言ってきました、18回。今回言いませんでした。なぜか。これは理由があるんですが、ここはもうおられません、若い努力をされている職員には申しわけないんですが、なぜ言わなかったかという、本定例議会に補正予算が提出された中に、管理職手当の増額要求がありました。これは町長の8年間の町政の、一番新しい事案ですよ。

理由をただしたところ、24年3月に定年退官をされる課長5人がおられ、その5人の課長を1月1日付で参事にし、新たに課長を補足すると、それは当然ね、新課長を設けると。そして、その現課長を参事に入れて、管理職手当、これは課長の管理職手当と違いますけれども、参事の管理職手当を払う、こういうふうな内容でした。これを、町長がされたんだらうと思ったら、そうでなかった、後で聞いたら。定年を前にされた課長方からの要望だったそうであります。町長はそれを認め、補正予算を議会に提出されました。これも税金を使うわけですけど、予算というのはね。1月1日から、定年になられる3月31日まで、我々は4/四期と言うんですが、4/四期には行政機関においては新年度の予算をつくるという大きな仕事があります。それから、新たに年明けると町長選挙というのがあります。定年直前に3月の定例議会があります。このように重要な、また、そのほかに人事の評定だとか調整とか、一番大事な時期が4/四期なんです。そういう大事な時期に、1年間で最も大事な時期に、課長が参事にしてほしいと言ったかどうかわかりませんよ。ただ、課長が定年でやめられる。じゃ、それを今まで課長で頑張ってくれたから、参事にしようとした町長の案かもわかりませんが、こんな人事はおかしいんじゃないか。大変な時期だから、ちょっと課長をおりて、たまった年休を消化しようと考えられたのか、私ももと公務員ですから、そういうことは考えるわけです、責任の軽い人は。責任のある、重い人はそういうことを考えません。いいですか。それを認めるというのは、私は戦場における敵前逃亡を認めたんだと感じましたね。町長はそれを認めたことになります。課長を辞され、前課長を参事にされて、人事権を持つ町長でしょう。課長を辞される方を参事に降格し、管理職手当を少しでもやる、これは日本に適する言葉があります。盗人に追い銭という言葉があります。（「議長」「盗人」と呼ぶ者あり）そういう言葉が日本にあるじゃないですか。知りませんか。（「盗人使っていていいかどうかの問題でしょう」と呼ぶ者あり）明晰であると信じていた財政課長、もう

答弁をもらったら、ピカーの答弁だと思っていましたが、その財政課長がこの補正予算調製の主務者ですね。これはね、今年度それでまた定年になられる。お手盛りじゃないかと。町長、これは財政課長は町長に言われてやられたのかもわかりませんよ、それはわからない、私は。私は財政課長という方はすばらしい方だと思っていますから、それはわからないんですけれども、結果的にはそうなっているんですね。

定年を迎える課長に問います。40年前後勤務して、最高位の課長までなられて、上り詰めたプロとしてのモラル、誇りはなかったんですか。男としての志はなかったのか。あるいは、明るく日から出てきてね——ちょっと聞いてください、最後まで、もう少しで終わりますから——尽くしてくれた部下にどんな顔を向けるんですか。これはすべて町民の血税で賄われるんです。これは課長にまず問います。その後で町長に問いますから、課長でもしお答えがあったら、言ってください。ね、3つ質問しましたね。よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

安永財政課長。

○財政課長（安永靖文君）

質問の中でお褒めいただきましてありがとうございます。先ほど質問の中で言われましたけれども、決して私たちは年休消化のために申し出たつもりはございません。これは私たちが辞退したわけじゃなくて、私たちが提案をした事項でございます。それはひとつ御理解いただきたいと思います。

その理由といたしましては、先ほど言われましたように、課長職が5人、来年定年で退職いたします。それとまた町長の選挙がございます。どうなるかわからないわけですね、選挙は。ということになれば、その3カ月の間に、今まで私たちが40年間培ってきましたノウハウ等を、現係長に専門的に教授をしたいと。それは当然課長職でありながらもできるかもしれませんが、その経験をさせながらしたいと。我々も基山で生まれて基山で育ってきております。ですから、基山のために最後に何かやりたいと。これはもう男としてとか仕事云々じゃなくて、私は基山町の行政の運営のために提案をしたつもりでございます。ですから、決して年休消化とか、楽をしようとか、そういうつもりで提案をしたつもりはございません。

○議長（後藤信八君）

岩坂企画政策課長。

○企画政策課長（岩坂唯宜君）

私も同じ定年でございますけれども、それはいろいろお考えはあると思います。でも、私も、生まれも育ちも仕事も基山町でやってまいりました。それを、そういう言い方をされるのは、まことに私は残念でございます。やはりあと残された課長は、来年も全部なくなってしまう。そういう意味で、私たちが次の課長をやっぱり育てなければいけないという気持ちをもって町長をお願いをして、私たちははっきり言って参事の手当とかは必要でなければなりません。私はそういう形で町にお返しをしたいということで対応させていただいて、町長もそれをおわかりいただいて、参事ということになりましたけど、そういうことになったと思いますので、そういうことで私たちはお返しをしたいという気持ちでやっておりますので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

今、尽くしたいという心であれば、最後まで課長を全うされればよろしいじゃないですか。下へ下がって補佐をするんじゃないでなくて、責任を持って最後までいい仕事をされればいい。力があるんですから。それを上下の下に入って参事でやるとか、それはとてもじゃないけど、信じられない。人事管理を私もやってきましたから、町長に問います。6名の課長が定年、（発言する者あり）そういうことをやっているから、議会は信用をなくすんですよ。基山から出たことない、基山しか見たことないとおっしゃいましたが、それでも渋々仕事をされているんですよ。ただ、今まで課長だったのが、下の参事になって、新しい課長になった者を支えるなんてね、課長でも部下を指導してきたわけでしょう。育ててきたわけでしょう。それが課長の任務でもある、仕事をするだけじゃなくて、部下を育てるのが課長の任務でもあるじゃないですか。ロジックが一貫していないと私は考えます。

町長に問います。

24年度末には6名の課長がさらに定年になります。あしき前例をつくることになるとは思われませんか。また、先ほど同僚議員からもありましたけれども、要するに、このような2年間で11名の全課長、もとはもっと多かったわけですから、今は11名になりましたが、その課長が全部かわられるというのは、人事の採用計画、あるいはその昇任管理、いろんな面で、私は先を見越せなかった人事の失敗ではないかと、こう思っていますが、町長はどのように説明されますか、町民の方に。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

幾つかございますので、ちょっと答えがすべてできるかどうかあれですけども、まず1つ、先ほどから私も手を挙げかかっておりましたけれども、それは要望という言葉はいかがかなと、課長も言いましたように、やはり提案、後をどうするかなと、どういう体制でやったら、スムーズに次に渡せるかな、移行できるかなというような、そういう課題は私も持っておりましたから、それを課長とも話して、それじゃということで、こういう方法もありますよということで提案をもらったと。そして、全課長にもそれを一応私も理解してくれというようなことで、それを言いました。それが1つ。

それから、ちょっと考え方だろうと思いますけれども、いかがでしょうか。自分たちがもうあと3カ月、年休をとってゆっくりしようとか何とか、そういう考えでやったんじゃないかと、そう思われること自体が余りにも失礼な言い方じゃないかなと、私は思います。それはやっぱり言うていただくべきじゃないと、私はもう本当に課長に申しわけないというような気持ちでございます。モラルがどうのって、そんな問題じゃないと思います。課長たちはしっかりとやっぱり後のことも考えてやってくれるということでございますから。

それと、もう1つはやり方。それは確かに課長がいて、係長がいて、今までもそれはしてきたんですけども、だけれども、それをただ、実際はやっぱり課長がおれば課長がやってしまうというようなケースもほとんどだと思います。これはこうだよと教えても、なかなか身につかないといいますか、わかりづらいところもありますから、実際課長としてやらせてみて、この議会でも答弁をさせて、そして、それが本当の身につくんだと。それを課長が参事になってでも、それを指導しようという、それは私は立派な、ありがたいことだというふうに思っております。

それから、これはちょっともう、変な話になりますけれども、ちょっと今の失礼なことと私申し上げました。それから、今までも確かに敬意を表しますとかという言葉もございましたけれども、よく片山議員のお話を聞いておりますと、どうもやっぱり職員の能力不足とか、文書能力がどうのと、そりゃそういう面もあるかもわかりませんが、能力不足とか、それから、努力していないとかということが再三出てまいります。私は決してそうじゃないと思いますし、そればかり本当に言い続けられると、これこそ人を生かすどころか殺すと

というような、そういう人の使い方といいますか、じゃなかろうかなというふうに思っております。

それからもう1つ、人事でございますけれども、人事に関しましては、それは一度に5人、6人退職するという人事、これは前からの一つの流れではありましたがしょうけれども、しかし、それはやっぱり、こうなったということですから、対処していかなきゃいかんということ、これは人事、それじゃ、もっと違った形で、下からそういうのを登用してでも、ばらばらにしておけば、それは一度に5人、6人ということにはならなかったかもわかりませんが、単なる年功序列じゃなくても、やはり適当な配置ということでやってきたと、それがこういう結果になったということでございますから、それはもしおしかりであれば、私は甘んじななきゃいかんかなと思いますけれども、その辺のところも御理解いただければと思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

指揮官というか、管理者の責任の重さですね、それから任務、こういうことをやっぱり肩からおろすというのは大変なことだと思います。

それからもう1つ、私は戦のプロであったとして、敵とは申しませんが、いろんな状況の可能行動、今、結果から見ると、どういう葛藤が考えられるかということを経験から我々は考えるトレーニングをしてまいりました。その中の一つで、可能行動というのは、それが真実であるかどうかわからない、それを、いろんな兆候や情報でもってチェックしていきます。我々は情報資料と情報という言葉を使い分けますけれども、そう考えられてもおかしくないことを町長はされたんじゃないかと思います。いいですか。

先ほどありましたように、採用から昇任管理で、どのように定年を迎えていくか、そのときの人事管理をどうするかというのは、先ほど、今まで定員管理だけでやっているとおっしゃいましたね。いや、総務課長は答えになった、定員管理でやってきたんだと、11年からね。それで、やめたら、8月に採用試験をやってというふうにおっしゃいました。そういうことじゃなくて、やっぱり昇任管理、いろんなことでどうするか、どういう補職をつけるかによって、育てる人事というのがあるわけですね。適材適所という言葉もありますけれども、やはりいろんなことで勝ち残っていかなくちゃいけないと、こう思うわけです。

次の例ですが、町長の協働のまちづくりで、いろいろ施策をされました。新しいところですね。私、幾つか疑問なんです、議員の中からも、なぜ町長は町民対話を少なくされたんですかという質問が出ていましたが、私は、町長ね、3階にとどまっていなくて、1階に出て扉をあけて、住民にいつでも来てください、対話をしてください、午前中はあけていますよという姿勢をなぜされないんだろうかと、これが1点疑問ですね。

私は、町長がなられた席のお祝いで、「長靴町長」という本をたしかお渡ししたと記憶しております。長靴町長という有名な町長がおられました。お渡ししたと思っています。

それから、協働とおっしゃいながら、今回の地域福祉計画の策定に、公募の方をなくされましたね。ゼロになっています。こちらから、行政が、これもひもつきの方を選定して、公募を全くなくされた、これは協働をやるということには逆流をしていると思います。

そういうふうなことが、いろいろ町長は厳しいことを言う、能力がないと——能力がないと、一生懸命やっているということと、また評価というのは別な話ですよ。私は、町民の方、先ほど、最初に立場を明らかにした、町民の立場から見て、これはいろいろ立場、見方はあるでしょう、上から見る、下から見る、いろんな方がありますから、いろいろな評価があつてかまわないと思うんですけれども、そういうふうな、言われていることとなされていることが違うんじゃないかと、協働と言いながら。町民対話の数も少なくなり、そして、公募の委員も少なくなって、今度ゼロになっていますよ。この公募は、一番最初に基山町が始めたのは、16年か5年ぐらいですかね、図書館建設検討委員に5名やったんです。それ以外はずっと2名になってしまいました。ずっと2名になって、そして、今回ゼロになったんです。どうですか町長、お考えがあつてやられたんですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

長靴というようなことでございます。私が町長室を1階に持っていけば、それはもう、それが直接触れ合えるということだったかもしれませんが、そこまで私いたしておりません。ただ、本当に住民の皆さんと触れ合えると、至るところで触れ合っていくというような、それから職員とも、本当に私も庁舎内をうろうろして、声かけて、どうだこうだというような、そういう議論もいたしておりますので、それはひとつ、もっと1階に町長室を持っていったというような、そこまでやるべきだったと言われれば、それがもっとよかったのか

など、それも一長一短だろうと思いますけれども、そういうことでお答えしていきます。

それと、町民対応が少なくなったというのは、どういう意味だろうかなと思ひまして、よろしいですか。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町民と語る会が少なくなったと、今回のいろいろな質問にありましたよね。町民対応ってそういう意味です。語る会が少なくなったという話が出ていましたね。それが少なくなったと。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは重松議員の質問にあったと思いますけれども、それにつきましては、18年には、その前の15、16年、それはもう個人的に行きました。18年には行政として語る会をしました。そして、20年、21年ぐらいには、いわゆる協働のまちづくりというようなことで、各区を回らせていただいたと。そういうことで、そして、今年度はとっていましたけれども、それがちょっと選挙いろいろでございまして、できなかったと、しなかったということでございます。

それから、公募の数が少なくなって、今度はゼロだったということでございますけれども、今度の策定委員会は、ある程度の人をお願いしたと。しかし、その前にワークショップも3回か幾らかやるようにはして、皆さんの意見は十分そこで取り入れさせていただくというようなことにしておりますので、全く町民の皆さんの意見を聞かないとか、そういう話じゃないということは申し上げておきたいと思ひます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町民の方の意見を聞かないとは申し上げていないんです。今まで総合計画にしろ、男女共同参画にしろ、ワークショップもやられました。委員も公募されました。今回もワークショップをやられています。ワークショップがいいかどうかというのは、私は疑問を持っています。

すけれども、やられながら、なおかつ公募の委員がいなくなったじゃないですかと申し上げているだけです。これは議論するあれではありません。

もう1つ、町長の町政の中で、前横浜市長の中田宏氏が「政治家の殺し方」という本を書いていますね。その中に、指名入札をやめたんだと。これは談合のもとにつながるからやめたんだと、こういう一項があります。ところが、町長の今までの入札は、ほとんどが指名入札であります。これは一度取り上げましたから、基山公栄社等は随契になっています。随契には条件があるんですけれども、それが町長がやられてきたことであり、もう1つ、これは、今まで私はコンプライアンスということについて何度か質問をしました。そのコンプライアンスについて、一番のねらいはどこだったかという、町長にあったんです。なぜか。賀島公祭というのがあります。それから、あるいは慰霊祭があります。慰霊祭は社協の会長という立場になっていますが、これは今回、東日本大震災で東北の各首長が非常に悩まれたのは、慰霊祭のやり方なんです。あるいは葬祭のやり方なんです。私も慰霊祭を随分やってきました。そのときに、賀島公祭、これは佐賀県歴史辞典の三養基地区のトップに上がっている方でありまして、その慰霊祭に祭主になって神主を呼んで、慰霊祭をやられております。慰霊祭というか、顕彰祭をやられていますね。要するに、これは憲法の中で示された、憲法20条に示された信教の自由ということに明らかに抵触する事項であります。そういうふうに、町長の町政について私は疑問を持っておるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、基山町でとっているのは指名競争入札ということでございます。何もこれが、やっているから談合のどうか、そういう話じゃないと私は思っておりますので、これについてどうこうということは考えません。

それから、公栄社の話が出ましたけれども、ごみというのは、特殊なやっぱり歴史もありますし、今までのおつきあいというか、そういう歴史にも長いあれもあるし、信頼関係というようなこともあるわけでございますから、よそでもやっぱりそういうようなことがずっとあっておりますし、それなりの理由があるということは、思っております。

それから、賀島公祭でございますけれども、これを言うと、じゃ職員も行っているじゃないかというような指摘になるのかもわかりませんが、あれは全くの公費は使っており

ませんし、別会計にしております。ただ、手伝いというか、総務課の職員が二、三人手伝いに行っているという、それはもう否定はいたしません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

お金の問題じゃないんです。公務員としてどうかというモラルの問題であり、コンプライアンスの問題であります。

次に移りますが、もうこれから先のことに移らせていただきます。過去はですね、だから、要するに町長は信頼を受けたと言われたら、やっぱり信頼を裏切らんようにしていただきたいと思うわけですが、九州の佐賀東部の位置づけについてお尋ねをしたときに、ほぼ期待したところがあったんですが、まだ私にしたら、24年の4月から熊本市が政令指定都市になるんですね。九州に3つになります。この九州新幹線の初めと真ん中であって、こうなるんですよ。そして、その中で、今、道州制だなんだされているときに、佐賀東部がどうなきゃいけないかということを考えながら、あるいは九州がアジア東部との位置づけにおいて、私はジオポリティクスという、地政学という学問をちょっと紹介したことがありますが、その中において位置づけを考えて、将来、10年先、15年先を基山町はどうなきゃいけないかということ、我々は真剣に考えなきゃいけない。そのときに、下から見て、基山だけ見て、こう言っていたんじゃ、だから、合併しても、鳥栖市がどう言っているから、こう言っているからじゃないんです。基山がどうやったらもっとよくなるかと、みずから考えなければいけない。創造性を持って、企画力を持って。よそがどう言っているから、近県がどうだ、隣がどうだじゃないんです。我々がいかに知恵を出して、地域のために考えて、住民のために考えるかが非常に大事だと思うんです。そこにロジックが必要です。一番ロジックが、どこをやっているかは、慣例主義は要らない。自分なりの、どこかがやっているからどうじゃなくて、基山町で老人福祉をどうやろうか、どうやらなきゃいけないのか。全然土壌が違うものをまねして例にとったって、参考にならない。みずからの知恵が残らないと生き残っていけないと、私はこう考えるわけですね。

これは町長にお伺いしたいんですが、町長のパンフレットになって過去8年やった、これから成果を上げるんだというのがあります。ただ、国家公務員だとか、それから大きな会社は大体2年から3年で変わっていきます。なぜか。その中に全知恵を出して、そこで自分の

成果を上げて、変わっていくんですよ。そして、そこで学んでいくんです。私は、そうすると、8年された、余り変わらなかったと自分で認めてあるんですから、本当にあと4年やられてね、これ書いてありますよ、十分でなかったと、パンフレットに書いてありますよ。だから、あと4年やらせろ、やるよと、こう書いてあるんですよ。本当に変わるんでしょうか。どうお考えですかというのを聞きたい。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ほかじゃない、とにかく基山が将来どうあるべきかと、それを真剣に考えるということは全く同感でございます。それはやっぱり今のときに必要なことだというふうに思っております。今はやっぱりいろいろ何やかんやで動き回って、何をやる、かにをやるというときじゃないと。これを言うと、何か否定的な、弱い言い方かも知れませんが、そうじゃなくて、やはりここはしっかりと将来を見詰めて考えるということと、それから、やはり力をつける時期だというふうに思います。使うときじゃないんだという、これはやっぱり私自身しっかり思っとなきゃいかんし、今までもそうでしたし、それから、今までもといたしますけれども、前と8年間全く変わっていないとは私は申しておりません。まして、その前から、じゃ、前を否定するかというと、決してそうじゃありません。それはそれで感謝して、私は受けさせてもらったし、その後8年、またいろいろと変えるときにも変えてきたしというような、そういう自負は持っておりますので、決して、よく、おまえ何もしない、勝たらないというような批判も、ほかでもあるわけでございますけれども、決して私はそう思っておりません。ただじっとして、何もしないで暮らしていればいいという思いはございませんので、その辺のところの御理解もお願いいたしたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

期待をしております。これは天のときがあって、いろんな不幸なときがあるかもしれない。昭和元年から11年、非常に下った時期であります。1936年、昭和11年の2月26日、もう来年の2月26日になりますと、第77回目になります。古希になるんです。何かと。帝都不祥事件というのがありました。これを鎮圧するために戒厳司令部がつけられた。そのときの戒厳司

令官は、香椎中将という福岡県出身の武将であります。その中に有名な言葉があるんですが、その前に、私、今、議員の中からもありましたけれども、基山町が元気がない、活気がなくなっている、これは高齢化もあるでしょう。いろいろ、この2日間の一般質問を聞いて、1つには、町長の中に夢がないんじゃないかなど。例えば合併にしても、皆さんの意見を聞いてと、町民の、住民の意見を聞いてという美名に隠れて、町長としてリーダーとして夢がない、あるいは展望がない、希望がない、それも1つかなど、こういうふう感じたわけですね。

今なぜ2.26を出したかという、その中に、司令部が出した有名な言葉があります。「下士官兵に告ぐ、今からでも遅くはない」という言葉があります。町長、いろいろ申し上げましたが、私は最初に申し上げたように、きょうはよろいを着てきているつもりであります、何があっても。若い人に譲られませんか、後進に道を譲られませんかということを最後に申し上げて、私は一般質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

これで今定例会の一般質問はすべて終了いたしました。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後4時39分 散会～